

◎あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道
整復師法等の一部を改正する法律

(昭三三、四、一二法七一)(衆)

一、提案理由(三月二十六日)

○野沢委員 ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

本案による改正の第一は、現在医業類似行為を行うことを本年末まで認められているいわゆる既存業者に対して、その期間をさらに三年間延長し、同時にその間にあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格した者はあん摩師の免許を受けることができることといたすこととあります。

第二は、指圧を業とすることを本年末までに認められた者に対して、その期間をさらに三年間延長しようとするものであります。

以上が本案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月二十六日)

○植村武一君 ただいま議題となりました、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案につきまして、社

年末まで認められている、いわゆる既存業者に対して、その業務を行うことができる期間をさらに三年間延長するとともに、その間に、特例によるあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格した者は、あん摩師の免許を受けることができることとしたのであります。その第二に、指圧を業とすることを本年末まで認められていた者に対しても、その期間をさらに三年間延長して、同様の措置をとらうとすることとあります。

本案につきましては、医業類似行為の既存業者に関する第二十二回国会の両院における付帯決議の趣旨実現について、政府当局に対し種々質問がありましたところ、政府当局より、「今後も右決議の趣旨を尊重して、その実現に努力する」旨の答弁がありました。その他の事項についても熱心なる質疑応答がなされたのであります。その詳細は会議録によって御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回改正せんとする第一点は、生業資金の貸付額の限度を、現在の五万円から十万円に引き上げること。第二点は、修学資金の貸付を受けた者が高等学校もしくは大学に就学し、または医師の実地修練を受けている期間は、償還金の支払いを猶予することができることとする。第三点は、修学資金の貸付を受けて、児童が知識、技能を習得する期間中、二十才に達した後におきましても、二年を

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本改正法の内容について申し上げますれば、その第一は、現在本年末まで医業類似行為を行うことを認められているいわゆる既存業者に対して、その期間をさらに三年間延長するとともに、その間に、これらの者に対し、特例によるあん摩師試験を行うことができることといたすこととあり、第二は、本年末まで指圧を業とすることを認められている者に対しても、同様の措置をとらうとすることとあります。

本案は、本月二十日本委員会に付託せられ、本日提出者野沢清人君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月十六日)

○阿具根登君 ただいま議題となりましたあん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律案並びに母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の内容は、第一に、現在、医業類似行為を行うことを本年末まで認められている、いわゆる既存業者に対して、その業務を行うことができる期間をさらに三年間延長するとともに、その間に、特例によるあん摩師試験の受験資格を認め、これに合格した者は、あん摩師の免許を受けることができることとしたのであります。その第二に、指圧を業とすることを本年末まで認められていた者に対しても、その期間をさらに三年間延長して、同様の措置をとらうとすることとあります。

以上が本案の要点であります。委員会におきましては、本案に対し種々熱心な質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に移りましたところ、山下委員は、本案に賛意を表され、希望意見を述べられた後、次のような付帯決議案を提出されました。

付帯決議案

母子家庭の福祉を増進するため、政府はこの際、母子福祉に関する総合的施策を確立し、特に次の事項の実現に努力すべきである。

一、母子福祉資金貸付制度の運営を円滑ならしめるため、母子家庭に対する相談指導の機構及び職員の実質強化をはかり、これに要する経費を確保すること。

二、母子年金制度を速急に実施すること。

右決議する。

討論を終局し、採決いたしました結果、本案は、全会一致をもって

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律

一一〇

て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで、付帯決議案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもちまして、委員会の決議とすることに決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭三三、四、二二法七二）（衆）

一、提案理由（四月九日）

○小沢重喜君 たいまいより、台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案の提案理由を御説明申し上げます。本案につきましては、自由民主党並びに日本社会党の共同提案でありますので、両党を代表いたしまして申し上げる趣旨を御了承願いたいと存する次第であります。

およそ狭隘な国土と過大な人口をかかえて、原料資源の大半を国外に依存しなければならぬわが国におきましては、民生を安定し、産業を振興し、進んで経済の自立再建を達成するためには、国土の保全と開発が、最も緊要な前提的要諦であることは、申すまでもありません。

顧みるに、わが国は、その地位的、気象的悪条件に累せられまして、年々歳々おびただしい風水害をこうむり、その被害はきわめて甚大と相なっておりますのでありまして、試みに、終戦以来近年に至る被害額に徴しましても、年平均二千五百億といわれ、総額三兆円の巨額に上るものと推定せられるのであります。しかも、これらの災害の防除と復旧は財政上その他の制約のために、常に手おくれを余儀なくせられ、事業の進捗意のごとくならず、累年災の悪循環を繰

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

り返している実情にありまして、まことに遺憾痛心にたえないところであります。

ことに九州地方のごときは、宿命的な自然災害の常襲地帯として、連年甚大な災禍に悩まされているのでありまして、いわゆる過年度災の累積により、復旧は遅滞し、事業効果は減殺せられ、一たび天災の再来にあうや、収拾すべからざる不測の事態を招来することと相なるのでありまして、このことは、二十八年度災における未曾有の被害について見ましても、また、近くは、昨夏の西南九州水害の惨禍に徴しましても、明らかなるところであります。今にして、災害の禍根を免除し、抜本塞源の建設的方途を講ずるにあらずんば、国土の損耗、民生の困苦はもとより、国利民福の増進、産業経済の伸張のごとき、まさしく木によりて魚を求むるにひとしく、とうてい期して望むべくもありません。従って、この際、旧来の災害対策に根本的再検討を加え、新たな見地に立って、画期的恒久対策を確立しなければならぬと思っております。このことは、ひとりと、本地方住民積年の悲願たるのみならず、広く国土保全の大局的見地よりきわめて喫緊な国家的要諦であるといわねばなりません。ここにおいて、まず、いわゆる災害常襲地帯を対象とする特別の立法措置を講じ、災害の未然防除に万全を期し、もって、民生の安定と、進んで、国土の開発に寄与せんとするものであります。

自由民主党並びに日本社会党におきましては、如上の実情にかんがみまして、昨年来、それぞれ党内に九州開発特別委員会を設け、特に災害対策を中心として、鋭意、具体的方策の検討を進めてきた

一一二

のでありますが、ようやくその成案を得るに至りましたので、さらに、本国会劈頭、全会一致をもって可決せられました九州地方開発に関する決議の趣旨に即応して、ここに、本法案を提案することと相なつた次第であります。

以上、この法律案を提案する理由であります。

次に本法案の内容について、その概要を申し上げます。

まず、本法案の目的は、冒頭第一条に規定せられてはいる通り、台風常襲地帯を対象として、公共土木施設等に関する事業について、防災上特別の措置を講じ、もつて、国土の保全、民生の安定をはからんとするものであります。しかしこれら災害防除事業の範囲については、河川以下、第二条に列記する基本的事項に関し、台風常襲地帯対策審議会の議決を経て、内閣総理大臣が、これを指定することになつてゐるのであります。

第二に、台風常襲地帯の指定につきましても、台風の来襲回数及び強度並びに降雨量その他の事情を勘案して、審議会の議決を経て、内閣総理大臣が行ふことになつております。しかして、この指定の具体的基準は、政令で定めることといたしてありますが、これは、既往災害の被害額、復旧費等の多寡に拘泥せず、数十年來の台風来襲回数、強度及び降雨量など過去の事実に基づいた客観的尺度をもつて科学的に画定するものであります。これに該当する地帯は、ひとり、九州地方のみに限らず、すべて本法の適用地域となるのであります。

第三に、事業計画の策定につきましては、一応、本年度以降五カ

年を目途として、関係主務大臣において、それぞれ年次計画を作成し、特に、閣議の決定を求めることといたしまして、事業の総合かつ強力な計画的推進をはかることといたしたのであります。なお、三十八年度以降の第二次五カ年計画をいかにするかについては、あらためて、内閣総理大臣が、関係大臣の意見を徴し、審議会に付議して、これを決定することにいたしました。

第四に、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設置することとしたのであります。本審議会は、前に申し述べました通り、常襲地帯の指定、災害防除事業の具体的指定等に関しましては、実質的に、きわめて重要な役割を持つものであります。同時に、災害の防除に関する各般の基本的事項を調査審議する等、その機能は、まさに本法運営の核心をなすものであります。

第五に、事業実施に伴う経費の問題であります。もともと、本法の意図したところは、ただに事業量の増大のみならず、事業費の負担区分について、常襲地帯における特例を設け、国庫負担の一律二割増率を規定し、もつて、地方負担の軽減に資せんとしたのであります。中央、地方を通じ、財政上その他諸般の事情を勘案いたしました。一応これを見送ることとし、この際、本法本来の事業計画の実施に必要な経費については、国の財政の許す限り、これを予算に計上するの義務を明確に規定するとともに、地方公共団体に対し、必要に応じて、高率補助その他特別助成の道を開く等弾力性ある措置を講ずることとしたのであります。なおまた、財政再建団体

ております。

第三に、災害防除事業五カ年計画の決定につきましては、関係主務大臣は、関係都道府県知事の意見を聞いて同計画案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととし、また、同五カ年計画実施のための所要経費につきましては、政府において国家財政の許す範囲内で予算に計上しなければならないことといたしてあります。

第四に、国は、同五カ年計画事業を行う地方公共団体等に対して、地方財政法第十六条に基づく補助金の交付、資金の融通あつせん等の助成措置を講ずることができるとし、また、財政再建団体に対しましては、地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建計画の変更については、災害防除事業の実施が確保されるよう特に配慮しなければならないことといたしてあります。

委員会におきましては、昨九日本案の付託を受け、提出者を代表して小沢重喜君より提案理由の説明を聴取し、審査を進めたのであります。その詳細は委員会議録によって御承知を願うことといたしたいと思います。

なお、本案につきましては、政府より、台風常襲地帯における災害の問題については、政府も常に特別の関心を持っており、本法の趣旨に沿つて施策をしたい旨の発言があつたことを申し添えておきます。

本案は、本日採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

二、衆議院建設委員長報告(四月十日)

○亘四郎君 たいいま議題となりました台風常襲地帯における災害

の防除に関する特別措置法案につきまして、国土総合開発特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかるものであります。その目的とするところは、台風常襲地帯における台風及び豪雨による災害を防除するために行われる公共土木施設等に関する事項について特別の措置を定め、もつて国土の保全と民生の安定をはからんとするものであります。

本案の内容の骨子を簡単に申し上げますと、第一に、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設置し、台風常襲地帯における災害の防除に関する重要事項を調査審議することといたしてあります。第二に、災害防除事業の範囲及び台風常襲地帯の指定につきましては、前述の審議会の議決を経て、内閣総理大臣が指定することといたし

台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法

三、参議院建設委員長報告(四月十六日)

○竹下豊次君 たいま議題となりました台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、国土の保全と民生の安定をはかるため台風常襲地帯を指定し、当該地域の災害防除事業について特別の措置を講ずるものであります。その要旨を申し上げますと、第一に、内閣総理大臣の諮問機関として、総理府に台風常襲地帯対策審議会を設け、台風常襲地帯及び災害防除事業の指定に際し、必ずこれに付議することとするほか、災害防除に関する重要事項を調査審議せしめることとしたしております。第二に、内閣総理大臣は、政令で定める基準に従い、審議会の議を経て台風常襲地帯を指定することとし、しこうして、この政令で定める具体的基準は、台風の来襲回数、強度及び降水量等の過去の事実を勘案して定めることといたしております。第三に、本地域における災害防除事業の範囲は、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、森林保安施設、地すべり等防止施設、農業用施設に関するもののうち、内閣総理大臣が関係主務大臣の意見を聞き、審議会の議を経て、指定することといたしております。第四に、本事業に関する主務大臣は、関係都道府県知事の意見を聞いて、昭和三十三年度を初年度とする災害防除事業五カ年計画を作成し、閣議の決定を求めるといたしております。なお、昭和三十三年度以降の第二次五カ年計画の措置についても所要の規定を設け

ております。第五に、本五カ年計画の実施に要する経費について、政府は財政の許す限り、これを予算に計上することとし、また、地方公共団体に対し、必要に応じて特別助成の道を開いております。なお、財政再建団体に対しては、本計画の実施を確保するため、財政再建計画の変更について特に配慮することといたしております。

次に、おもなる質疑について申し上げます。すなわち、本法案提出の経緯いかんとの質問に対し、提案者より詳細の答弁があり、また、「国土総合開発法との関係いかん」という質問については、「本法案が災害を未然に防止することを目的とするものであって、同法と重複するものではない」との答弁がありました。そのほか、地域の指定、審議会構成員及び従来これらの地域とみなされる地方に対する予算配分について質問が行われました。なお、政府に対し、本法案成立後の取扱いについてただしましたところ、経済企画庁、農林省及び建設省の政府委員から、それぞれ、本法案の趣旨にのっとり、この事業を推進する決意であるとの答弁がありました。かくて質疑を終り、討論を省略し、採決いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎酪農振興基金法 (昭三三、四、一二法七三)

一、提案理由(三月六日)

○本名政府委員 酪農振興基金法案についてその提案の理由を御説明いたします。

わが国の酪農が最近数年間に著しく発達いたしましたことは、乳牛飼養頭数が昭和二十五年から昨年までに約三倍に増加して約六十万頭となり、また牛乳生産量におきましても、昨年の見込みでは昭和二十五年の四倍近くに及ぶ七百三十万石という量に上っていることからも明らかとなっております。このような生産面の発展とともにいろいろ新しく施策を講ずべき問題も出て参るのでございます。本年度下半期における牛乳乳製品の需給の不均衡が見通される際に生じた加糖乳製品の砂糖消費税免税措置撤廃に端を發しまして、早急に牛乳乳製品の需給調整方策を樹立することとし、酪農審議会に諮問しましたところ、生乳取引の合理化、学校給食等による需要増進、酪農振興基金の設置等の対策を講ずべき旨の答申がありました。そこで政府といたしましては、学童に対する牛乳の給食、酪農振興基金設置、大カン練乳の緊急保管事業に対する助成その他の措置をとることとし、以来酪農振興基金設置を除くこれらの施策を着々実施して参り、相当の効果を上げておるのであります。が、今回酪農振興基金設立のためこの法案を提出いたしました次第

でございます。

酪農の最近の目ざましい発展の陰には、需給の一時的不均衡という問題がひそんでおります。牛乳の生産と消費は均衡しつつ急速に伸びており、大局的には、当分需給の不均衡を生ずるようなことはないと存じておりますが、しかしその発展の過程におきまして一時的に問題が生じた場合には、牛乳の特殊性として乳価の過度の低落、受乳の拒否、乳代の遅払いという事態を惹起しかねませんので、資金の供給を円滑にいたすことによりこれらの事態の起ることを防ぐことが必要でございます。このため酪農振興基金を設立して乳業者または生乳生産者に対して所要資金の融通の円滑化をはかり、もって生乳取引関係の改善に役立てようとするのが、この法案のねらいでございます。

以上がこの法案提案の経過及び趣旨でございますが、以下簡単にその内容を御説明申し上げます。

第一に、酪農振興基金は、政府及び民間の共同の出資により設立する法人であります。政府は、設立当初に五億円出資いたし、民間は、当初に一億円以上、その後資本の充実、生産の伸張に見合いますして昭和三十八年三月末日までに五億円に達するよう出資いたすこととなっております。

第二に、政府以外の出資者、つまり乳業を行う農業協同組合及び連合会を含む乳業者、乳業者の組織する中小企業等協同組合、乳業者である農業協同組合または連合会を直接、間接に構成員としている農業協同組合連合会、生乳の生産者を直接、間接の構成員として

いる農業協同組合及び連合会は、金融機関からの次に申し述べます一定の資金の借り入れ等に対し基金から債務を保証してもらうこととなります。

第三に、基金の業務であります、乳業者につきましては、生乳の購入資金その他の運転資金あるいは乳業経営合理化、主として大カシ加糖練乳施設の転換をはかるための設備改良資金等の借り入れ等により金融機関に対して負担する債務の保証を行い、乳業者団体につきましても、構成員にこれらの所要資金を貸し付けるために必要な資金の借り入れによる金融機関に対する債務の保証を行い、生産者団体につきましても、牛乳販売代金が入るまでの生産者に対するつなぎ融資に要する資金について債務保証を行うこととしております。

第四に、基金の機関でございますが、基金の業務運営が公正かつ円滑に行われるよう役員である理事長、理事及び監事は、農林大臣が適任者を任命することとしてしております。なお、理事長の諮問に応じて業務運営上の重要事項を審議する評議員会を設け、出資者及び学識経験者のうちから農林大臣が評議員を任命することとなっております。

第五は、基金に対する監督及び罰則でございます。政府が出資をいたしておる関係上、収支予算、事業計画及び資金計画を作成させ、農林大臣の認可を受けさせることにいたしております。決算につきましても農林大臣に決算書類を提出してその承認を受けることとなっております。

る資金の融通を円滑にするために、本案が提案されたのであります。

以下、その内容について概要を申し上げます。

第一に、この基金は、政府及び民間の共同出資によって設立する財団的特殊法人でありまして、設立当初、政府は五億円を、民間は一億円以上、その後おおむね四年間にさらに四億円を出資することとなっております。

第二、民間の出資者は、乳業者、乳業者の組織する団体及び生乳生産者の組織する団体であります。

第三に、業務としては、出資金を財源として、民間出資者の所要資金、すなわち、乳業者につきましても、生乳の購入資金その他の運転資金あるいは経営合理化施設資金を、また、乳業者団体につきましても、構成員にこれらの資金を転貸するために必要な資金を、生乳生産者団体につきましても、構成員に牛乳販売代金が支払われるまでの間に必要とする生産資金を、いずれも金融機関から借り入れるときの債務保証を行うこととなっております。

第四に、基金の機関として置かれる役員、すなわち理事長一人、理事二人、非常勤理事七人以内、監事二人以内は農林大臣の任命としております。なお、理事長の諮問機関として評議員会を設け、評議員は出資者及び学識経験者中から十五人以内を農林大臣が任命することとなっております。

第五に、定款及び業務方法書は農林大臣の認可を必要とすることとしております。

また基金は、金融に關係のある機関であるため、重要事項につき、認可や承認をする際には農林大臣が大蔵大臣と協議いたすこととしております。なおこの基金の業務の公正な運営を確保するため、所要の罰則規定を設けました。

第六に、このような基金に対しましては、法人税その他の国税及び地方税を非課税とすることにいたしました。

以上がこの酪農振興基金法案の提案の理由でございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院農林水産委員長報告(四月四日)

○助川良平君 ただいま議題となりました、内閣提出、酪農振興基金法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

わが国の酪農は、数年来、営農並びに国民食生活の改善に伴って目ざましい発展を遂げ、しかも、今後農業の中核として大幅な拡大が企図されております。しこうして、牛乳の生産と消費とは、長期的にはほぼ均衡して伸びることが期待されますが、乳業の特性として、一時的に季節的あるいは地域的な不均衡の発生が免がれがたく、その結果、乳価の過度の下落、受乳の拒否、乳代の遅払い等となつて、生乳取引の混乱を来たし、酪農経営を来たし酪農経営の安定した成長を阻害しますので、これを未然に防ぎ、生乳取引を改善するよう、酪農振興基金を設立して、乳業者または生産者の経営に要す

本案は、去る三月一日提出されましたが、目下発展途上にあるわが国の酪農業にとって最も大切な乳価安定対策として、まさに一礎石を据えようとするものでありして、その審議には特に慎重を期し、広く各関係者代表から参考意見を徴し、あるいは大蔵委員会と連合審査会を行う等、熱心な検討を行い、四月三日質疑を終了いたしました。

本案に対する主要な論点は目的、構成、出資、業務等でありましたが、時間の関係上、詳細は会議録により御了承願うこととし、これを省略いたします。

かくて、本日採決に付しましたが、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、基金の業務として乳製品の滞貨等に対する融資保証が行われる旨を明確化するとともに、さらに基金の本来の業務に支障がない範囲内で牛乳及び乳製品の需要の増進に関する業務をも行うことができるように修正することとし、社会党芳賀君より同修正案が提出され、本修正案は全会一致をもって可決され、次いで修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決されました。よって、本法律案はこれと修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、政府は、すみやかに酪農振興政策を再検討し、乳価の安定、生乳取引に関する紛争のあっせん処理機構の確立、学校給食及び職場給食等集団飲用の促進並びに生乳生産者の共同販売組織の整備による生乳取引の改善のために必要な酪農振興法の改正並びに財政上の措置を講

すべきであるという点、ほか、本法の運用等に関連し、五項目の附帯決議を委員会の総意をもって付することといたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(四月十一日)

(中央卸売市場法の一部を改正する法律(昭三三―法一二三)の委員長報告と一括して掲載)

◎郵便為替法の一部を改正する法律

(昭三三、四、一二法七四)

一、提案理由(二月十一日)

○国務大臣(田中角栄君) たいだいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、電信為替による送金を迅速化し、その送金とともに通信文を伝達する制度を設けまして、利用者の利便をはかるうとするものであります。

その改正の要点について申し上げますと、第一点は、為替金の払い渡しにつきましては、現在の取扱いによりますと、電信為替証書を発行してこれを受取人に送達し、その電信為替証書と引きかえに郵便局の窓口で現金を払い渡すことになっておりますが、この方法のほかに、差出人及び受取人の利便を考慮いたしまして、差出人の請求がありました場合は、郵便局から為替金の額に相当する現金を書留郵便物として受取人に送達することによりまして為替金の払い渡しをする制度を設けまして、送金の迅速化をはかるうとするものであります。

なお、この取扱いをする電信為替につきましては、その手数や封筒等の調製費を勘案いたしまして、現行の料金のほかに、三十円の付加料金を徴収しようとするものであります。

郵便為替法の一部を改正する法律

第二点は、電信為替の差出人から受取人あての慶弔その他送金の目的などを内容とする通信文を電信為替証書または為替金に相当する現金とともに受取人に伝達する制度を設けることによりまして、電信為替のサービスの向上をはかるうとするものであります。

第三点は、通信文の伝達を伴う電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができる道を開き、利用者の利便をはかるうとするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、この法律案の提案理由及びその内容の概略を説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議のうえ、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、参議院通信委員長報告(四月九日)

○宮田重文君 たいだいま議題となりました郵便為替法の一部を改正する法律案につきましては、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、電信為替による送金を迅速化し、その送金とともに通信文を伝達する制度を設け、利用者の利便をはかるうとするものであります。改正の要点を申し上げますと、第一点は、為替金の払い渡しにつきましては、現在の取扱いは、電信為替証書を発行して受取人に送達し、受取人が郵便局の窓口に出向き、証書と引きかえに現金を受け取ることになっておりますが、この方法のほかに、差出人の請求があった場合は、郵便局から受取人に、為替金に相当する現金を書留郵便物として送達しようとするものであります。こ

の取扱いをする電信為替については、現行料金のほかに、三十円の付加料金を取ることとしたそうとするものであります。

第二点は、電信為替の差出人から受取人あての慶弔その他送金の目的などを内容とする通信文を、電信為替証書または現金とともに受取人に伝達する制度を設けようとするものであります。

第三点は、通信文の伝達を伴う電信為替の業務の一部を、日本電信電話公社に委託することができるようになしうとするものであります。

通信委員会におきましては、慎重審議をしたのでありますが、審議の過程における質疑のおもなるものは、現金送達による防犯対策いかん、電電公社への委託業務の範囲並びにその手数料いかん等の諸点であります。その詳細は、会議録によって御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

三、衆議院通信委員長報告(四月十五日)

(電話加入権質に関する臨時特例法(昭三三―法一三八)の委員長報告と一括して掲載)

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二二法七五)

一、提案理由(四月三日)

○郡国務大臣 たいいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における町村合併の進歩に伴い、選挙の方法を实情に即するように改めること、第二十四回国会における参議院議員の選挙方法の改正に伴い、衆議院議員その他の選挙についても所要の調整を加えること、あわせて、選挙の管理執行に関する規定について合理化をはかることの三点を中心として、公職選挙法に必要最小限度の改正を加えようとするものであります。

まず、町村合併の進歩に伴う改正であります。

御承知のように、町村合併の結果、郡市の区域に著しい変動が生じましたので、現在の郡市の区域をそのまま都道府県議会議員の選挙区画定の基礎的単位とすることができなくなりました。そこで、選挙制度調査会の答申に沿って、人口が議員一人当りの人口の半数にも達しない郡市は、これを独立の選挙区とすることを認めないものとするともに、いわゆる飛び地またはこれに類似する状況にある郡については、それぞれの地区を独立の郡の区域とみなして選挙区画定の単位とする等、郡市の区域をもって都道府県議会議員の選

公職選挙法の一部を改正する法律

挙区とする原則に若干の例外的措置を認めることとしたのであります。

なお、同じく、町村合併の結果町村の規模が拡大されたことにかんがみまして、現在、投票の当日、郡市の区域外にあるため不在となる場合に認められている不在者投票を、同一の郡内であっても、町村の区域外であればこれを認めることといたしました。

また、町村の選挙については、区域の拡大に伴い、新たに選挙運動用はがきの使用を認め、選挙運動用ポスターの枚数を増加し、町村長の選挙については、新たに小型自動車もしくは軽自動車または船舶の使用を認める等、選挙の手續及び運動方法の合理化をはかることといたしております。

第二に、参議院議員の選挙方法の改正に伴う規定の整備であります。

御承知のように、最近における交通、宣伝等選挙運動手段の発達の状況にかんがみまして、この際衆議院議員の選挙運動期間を二十日に短縮するとともに、選挙運動用はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加することといたしました。これは、過般の参議院議員の選挙運動方法の改正とも見合うものであります。

地方公共団体の選挙につきましては、運動期間は、すでにこの前改正いたしておりますので、はがき及びポスターの枚数を増加することに定めることといたしました。

第三に、選挙の管理及び執行等の合理化に関する事項であります。

すなわち、衆議院議員の選挙区の境界にわたって郡の廃合が行われた後、旧郡の境界にわたって新たに町村の設置があった場合におけるその町村の所属選挙区の決定方法、二以上の選挙を同時に行う場合における投票及び開票の順序の決定方法等についてこれを明確にする規定を設け、立会演説会における演説順序の決定方法を合理化し、立会演説会場における秩序保持に関する規定を整備し、選挙管理委員会における異議の申し立てまたは訴願の審理の適正を期するため、証人喚問の制度を設ける等の措置を講ずることとしたのであります。

なお、現在、指定都市以外の市及び町村の選挙管理委員会は、委員の定数三人とされており、しかもその全員が出席しなければ会議を開くことができないものとされておりますため、委員会の運営上種々不便がありますので、今回、委員会の権限を整備することとされたのに伴い、この法律案の附則において、地方自治法の一部を改正し、その定数を四人とすることといたしております。

そのほか、附則におきまして、ただいま申し上げました公職選挙法の一部改正に伴い、関係法律の現定の整理を行うこととしたのであります。

以上が公職選挙法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

第三は、立会演説会における演説順序の決定方法の合理化、その会場における秩序保持に関する規定の整備、選挙管理委員会における証人喚問制度の創設、市町村選挙管理委員会の委員の定数の増加等、選挙の管理及び執行に関する合理化をはかるため、所要の改正を加えようとするものであります。

なお、本法は、衆議院議員の選挙に関する事項については次の総選挙から施行することになっております。

本案は、去る三月三十一日閣より提出され、同日委員会に付託され、四月三日提案理由の説明を聴取し、自來、岸内閣総理大臣及び郡国務大臣等との間にきわめて熱心に質疑応答が行われ、また、昨十四日には特に公聴会を開き、公述人より意見を聴取する等、慎重に審議を重ねましたが、これらの詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

本日質疑を終了しまして、自由民主党の青木正君及び日本社会党の森三樹二君よりそれぞれ提出された両修正案について趣旨の説明を聴取いたしました。

修正案のおもなる内容は次の通りであります。

まず、青木正君提出の修正案は、公職の候補者の氏名等を冠した団体は当該選挙区内にある者に対し寄付をしてはならない旨の規定を織り込もうとするものであります。

次に、森三樹二君提出の修正案は、政府原案における衆議院議員の選挙運動期間を二十日間に短縮しようとする規定を削除して、そ

公職選挙法の一部を改正する法律

二、衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員 長報告(四月十五日)

○古川丈吉君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の目的及び要旨につきましては、去る四日の本会議において本案の趣旨説明及びこれに対する質疑が行われまして、各位には十分御承知のことと存じますので、詳細の説明は省略し、ここにきわめて簡単に本案の骨子につき申し上げます。

第一は、最近における町村合併の著しい進捗に伴いまして、次の改正を加えようとするものであります。まず、選挙制度調査会の答申に沿って、郡市の区域をもって都道府県議会議員の選挙区とする原則に対し、人口が一定基準に達しない郡市及び飛び地等について、実情に即するように、例外的措置を講じようとするものであります。次に、不在者投票の範囲を拡大し、町村の区域外であればこれを認めようとするものであります。次に、町村等の選挙に関するはがき、ポスター、自動車等について新たにその使用を認め、あるいは枚数を増加する等の措置を講じようとするものであります。

第二には、最近における交通、宣伝等の選挙運動手段の発達状況にかんがみ、かつまた過般の参議院議員の選挙方法の改正と見合いますして、衆議院議員の選挙運動期間を二十日間に短縮し、また、はがき及びポスターの枚数をそれぞれ五割及び六割増加しようとするの期間を現行の二十五日間に据え置こうとするものであります。

次いで、政府原案及び両修正案を一括して討論に付しましたところ、日本社会党を代表して森三樹二君より、社会党提案の修正案に賛成し、青木正君提出にかかる修正案による修正部分を除いた政府原案には反対の意見が述べられ、自由民主党を代表して私より、森三樹二君提出の修正案に反対、青木正君提出の修正案及びその修正部分を除いた政府原案に賛成の意見を述べました。

次いで採決に入り、まず森三樹二君提出の修正案は否決せられ、次に青木正君提出の修正案は可決せられました。次に、右の修正部分を除いた政府原案について採決いたしましたところ、起立多数をもって可決せられ、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月二十二日)

○小林武治君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案の内容は、大体次のようなものであります。すなわち、第一、衆議院議員の選挙区の境界にわたって郡の廃止またはその区域の変更が行われた後、旧郡の境界にわたって新たに町村の設置があった場合において、当該町村の所属すべき選挙区については、政令でこれを定めることとし、第二、都道府県の議会の議員の選挙区

の画定方法について、実情に即するよう郡市の合区を認める場合を明確にし、また、いわゆる飛び地の取扱い方を定め、第三に、衆議院議員の選挙の期日は、現行少くとも二十五日前とあるを改めて、少くとも二十日前に公示または告示しなければならないものとし、第四、選挙運動に関し、町村長の選挙に小型自動車もしくは軽自動車一台または船舶一隻の使用を認め、参議院議員の場合を除き、選挙運動用はがきの枚数を増加し、また、新たに町村の選挙についても、その使用を認め、ポスターについても、大体同様の改正を加え、第五に、立会演説会の会場における秩序保持に関する規定を強化し、第六に、この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。ただし、衆議院議員の選挙に関しては、次の総選挙からこれを施行するものとし、さらに第七として、地方自治法の一部を改正して、市町村の選挙管理委員の定数を、現行三人から四人に改める等が改正の主要点であります。

大要、以上のごとき政府原案に対し、衆議院においては、公職の候補者等の氏名等を冠した後援会等の団体は、政党その他の政治団体等に対する場合を除くほか、当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対し、寄付をしてはならないという内容の修正を加えて、本院に送付して参ったのであります。

地方行政委員会におきましては、四月十六日、郡国務大臣より提案理由の説明を聞き、古川衆議院議員より、衆議院修正の趣旨について説明を聞き、十七日には、本法案の重要性にかんがみ、特に岸総理大臣の出席を求めて質疑を行い、自來数回にわたり、主として

政府側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行なったのであります。が、その詳細については、会議録によつて御承知を願います。

四月二十一日、質疑を終り、討論に入りましたところ、久保委員は日本社会党を代表して、本法案に反対の旨を述べられ、反対の理由として、「法案提出の時期が選挙まぎわになったことは当を得ない。また、衆議院議員の選挙運動期間の短縮は改悪である」等の点をあげられました。

かくて採決の結果、本法案は多数をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎衛生検査技師法

(昭三三、四、一三法七六)(衆)

一、提案理由(三月五日)

○八田委員 衛生検査技師法案提案理由の説明を申し上げます。ただいま議題となりました衛生検査技師法案につきまして、提案の理由とその要旨を御説明申し上げます。

現在のわが国におきまして、保健衛生上の危害防止のためにも、医師の診断業務のためにも重要な基礎資料を提供するものは、衛生検査の技術者でありまして、近時、その需要は年ごとに増加し、その役割はますます重要性を加えてきております。

しかるに、これらの技術者につきましては、現在何らの身分上の法的規制が加えられておらず、正規の職業教育を経た者も少数でありまして、その資質の向上は心ある識者によつて強く要望されております。このような状態にかんがみ、衛生検査技師の資格を定めることによりその資質を向上させ、もつて公衆衛生の向上に寄与しようとするのがこの法案を提案いたしました理由であります。

次にその要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この法案では、衛生検査技師とは、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用い、医師の指導監督のもとに、細菌学的検査、血清学的検査、病理組織学的検査、原虫寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者をいう

衛生検査技師法

ことといたしております。

第二に、衛生検査技師の免許は、厚生大臣の行う試験に合格した者等につき、都道府県知事が与えることといたしております。

第三に、衛生検査技師の試験は、高等学校卒業者であつて厚生大臣の指定した養成所等において二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得したものに等につき、厚生大臣が、毎年少くとも一回、行うことといたしております。

以上がこの法案を提案いたしました理由及びそのおもな要旨であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月六日)

○森山欽司君 ただいま議題となりました衛生検査技師法案及び児童福祉法案の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず衛生検査技師法案について申し上げますれば、医師の診断業務及び保健衛生上の危害防止のため重要な基礎資料を提供する衛生検査技術者につきましては、現在何ら身分上の法的規制がございませんので、新たに衛生検査技師の資格を定め、その資質の向上をはかるとともに、公衆衛生の向上に寄与しようとするのが、本法案提出の理由であります。

本案のおもなる内容といたしましては、第一に、衛生検査技師の定義として、都道府県知事の免許を受け、衛生検査技師の名称を用

い、医師の指導監督のもとに細菌学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理組織学的検査、原虫・寄生虫学的検査その他の政令で定める検査を行うことを業とする者としたことであり、第二に、その免許は、厚生大臣の行う試験に合格した者等につき都道府県知事が与えること、第三に、その試験は、大学に入学することができるものであつて、厚生大臣の指定した養成所等において、二年以上衛生検査技師として必要な知識及び技能を修得した者等につき、厚生大臣が毎年少くとも一回行うこととしたこと等であります。

本案は、三月四日本委員会に付託せられ、昨五日提出者八田貞義君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、同日質疑を終了し、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

次に児童福祉法案の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正法案の第一は、身体の発育が未熟のまま生れた乳児、すなわち未熟児に対する養育の制度を設けることとあります。わが国の未熟児の死亡が乳児死亡の三分一を占める実情にかんがみまして、その対策として、このたび、家庭内で養育できる未熟児に対し保健所職員による訪問指導を行うとともに、入院を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うこととし、一貫した未熟児の養育対策を確立することとしたのであります。第二は、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲することとあります。すなわち、児童福祉法に規定する母子手帳の交

付、妊産婦等に対する保健指導の勧奨、乳幼児に対する健康診査の施行等の都道府県知事の権限を、保健所を設置する市においては市長に移譲することにより、行政の効率化と母子衛生の向上並びに増進をはかることとしたものであります。

本法案は、二月十五日本委員会に付託されまして、同十八日政府より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、昨五日の委員会において質疑を終了、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告いたします。

三、参議院社会労働委員長報告(四月九日)

(予防接種法の一部を改正する法律(昭三三―法六六)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律 (昭三三、四、二三法七七)

一、提案理由(二月二十七日)

(中小企業信用保険公庫法(昭三三―法九三)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院商工委員長報告(四月四日)

(中小企業信用保険公庫法(昭三三―法九三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(四月十八日)

(理化学研究所法(昭三三―法八〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎防衛庁設置法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二四法七八)

一、提案理由(二月二十日)

○小山(長)政府委員 防衛庁設置法の一部改正法律案の提案理由及び概要につきましては、昨年五月二十六日本委員会において御説明申し上げたところでございますが、同法律案はその後継続して御審議をいただき、今国会においてもさらに御審議を賜わることとなっております。前回御説明申し上げましてから相当の時日を経過しておりますので、前回と同一の内容ではございますが、あらためて御説明いたしたいと存じます。

政府は行政機構改革の一環として、調達庁を防衛庁の所轄のもとに置くことといたしました。

調達庁は、駐留軍が必要とする施設区域及び労務を提供し、また駐留軍から需要を解除された施設区域を保管、返還もしくは処分し、または駐留軍の行為により生じた損害に対する補償請求の処理等を主たる任務とするものであることは、御承知の通りであります。

これら施設区域及び労務の提供等の業務は、わが国の安全に寄与するために駐留する外国軍隊の任務の遂行を円滑ならしめるために行われているものでありますが、なかんずく提供施設区域については、自衛隊の施設区域とも密接な関係があり、これらの点から、最近、防衛庁と調達庁との関係はいよいよ緊密の度を増しておる。従って、今回わが国の防衛に関する行政事務を一体的に処理しようとする趣旨から、調達庁を、従来その担当大臣であった防衛庁長官の統括のもとに置くよう、防衛庁設置法の一部を改正せんとするものであると存じます。

内閣委員会は、前後三回にわたり委員会を開き、その間、津島防衛庁長官、藤山外務大臣、松永文部大臣、上村調達庁長官等の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、この審議において、「調達庁を防衛庁の外局として統合するの理由いかん」との点につきまして、「昨年来、大幅な米駐留軍の撤退に伴い、提供施設区域の返還が行われ、また、米駐留軍労務者の離職者の数も著しく増している現状であり、これらの点から、防衛庁と調達庁との業務の面における関係がますます深くなってきたので、この際、調達庁を防衛庁に統合することが適当であり、また、調達庁の業務は今後漸次減少し、これに伴う機構の縮小が予想されるので、調達庁職員のうち、今後、過員となった職員を、でき得る限り防衛庁に吸収したい方針である」旨、津島防衛庁長官より説明がありました。

なお、この法律案に関連して、調達庁の業務を拡大し、行政庁一

防衛庁設置法の一部を改正する法律

は自衛隊の施設区域とも密接な関係があり、これらの点から最近防衛庁と調達庁との関係はいよいよ緊密の度を加えて参つてきております。従って今回わが国の防衛に関する行政事務を一体的に処理しようとする趣旨から調達庁を従来その担当大臣であった防衛庁長官の統括の下に置くこととしようとするものであります。何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月九日)

(恩給法等の一部を改正する法律(昭三三―法一二四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月十八日)

○藤田進君 ただいま議題となりました防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会閣法第一五五号)外二件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(第二十六回国会閣法第一五五号)について申し上げます。

この法律案は、政府が、行政機構改革の一環として、調達庁を防衛庁の所轄のもとに置かんとするものであります。政府が、本法律案を提出する理由として述べるところによりますと、調達庁は、駐留軍が必要とする施設区域及び労務を提供し、また、駐留軍から需要を解除された施設区域を保管、返還もしくは処分し、または駐留軍の行為により生じた損害に対する補償請求の処理等を主たる任務とするものであります。これら施設区域及び労務の提供等の業務は、わが国の安全に寄与するために駐留する外国軍隊の任務の遂行を円滑ならしめるために行われているものでありますが、なかんずく提供施設区域については、自衛隊の施設区域とも密接な関係があり、これらの点から、最近、防衛庁と調達庁との関係はいよいよ緊密の度を増しておる。従って、今回わが国の防衛に関する行政事務を一体的に処理しようとする趣旨から、調達庁を、従来その担当大臣であった防衛庁長官の統括のもとに置くよう、防衛庁設置法の一部を改正せんとするものであると存じます。

一昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よって直ちに本法律案を採決いたしましたところ、賛成者多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員共済組合法案と国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案を一括して申し上げます。

国家公務員共済組合法案は、本月四日、衆議院において修正議決の上、本院に送付せられたものであります。政府が本法案の提案の理由として述べるところによりますと、現行の国家公務員共済組合法が昭和二十三年に制定され、以来約十年を経過し、この間、諸般の事情の変化もあり、制度全般にわたって再検討を加えなければならぬ時期に立ち至つておるが、今回、五現業に勤務する恩給公務員に対しても、共済組合の長期給付制度を適用する必要があると見たのを機会として、共済制度全般にわたり整備改善をはかることとするため、本法律案を提出するに至つた次第であるとのことであ

ります。

次に、本法律案のおもなる内容について申し上げますと、まず第一に、長期給付制度につきましては、退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金及び遺族一時金等の既存の給付につきまして、他の公的年金制度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講じ、退職年金の支給開始年令を現行の五十才から五十五才に引き上げるのと等、所要の規定の整備を行うとともに、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも廃疾年金または遺族年金を支給できるとし、また、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る素地を準備することとするほか、さらに長期給付の規定の適用範囲に、新たに印刷、造幣、国有林野アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員を加えることといたしております。第二に、短期給付制度につきましては、従来の法定給付のほか、新たに付加給付の制度を設けるとともに、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の受給資格、期間等について所要の改正を加えるほか、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を行うことといたしております。第三に、その他のおもな改正事項といたしましては、長期給付の責任準備金の一部の大蔵省資金運用部への預託、国家公務員共済組合審議会を設置等につき、所要の措置を講ずることといたしております。

ができることとするともに、その支給額は別に法律で定めることとせんとするものであります。

内閣委員会は、前後五回、委員会を開きまして、この間、一万田大蔵大臣、郡自治庁長官、今松総理府総務長官その他関係政府委員の出席を求めまして、両法律案の審議に当りましたが、その審議におきまして、まず、「国家公務員の退職年金制度に対する今後の政府の方針いかん」との点につきまして、今松総務長官は、「国家公務員の退職年金制度については、国家公務員制度の全面的改正と相待つていかなる形にすべきかを決定すべきものと考えているが、この公務員制度は目下検討中であつて、いまだ結論が出ていない現状においては、国家公務員の退職年金に関する法案は提出しない方針であつたが、公労法適用職員のうち、郵政職員については、別途、郵政事業職員等共済組合法案が議員提出の法律案として提出せられておるので、国家公務員のうち、現業職員の退職年金に関しては、今回これを切り離して、ここにこの法律案を提出することにした次第であつて、非現業の職員の退職年金については、これをいかにすべきかについて検討したが、結論を得ていないので、非現業の職員に対する退職年金制度については、今後検討の上、これを法制化して、次の通常国会に提出したい意向である」旨の言明がありました。次に、「国家公務員の退職年金制度について、共済方式と恩給方式のいずれにすべきか」との点について、一万田大蔵大臣より、「この問題は今後検討を加えてきめたい」旨の言明があり、また、「この法律案は現在の共済組合法に比して、資金の運用、連合会理事長等の任

防衛庁設置法の一部を改正する法律

す。なお、長期給付制度の内容の改正と、その適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置につきましては、別途、法律をもって定めることといたしております。

さきの衆議院における修正の趣旨は、本法案の附則において、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正し、短期給付について、法定給付のほかに、新たに付加給付を支給できるとせんとするものであります。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案は、本月四日、衆議院において修正議決の上、本院に送付せられたものであります。

この法律案の改正点は、さきに御説明いたしました国家公務員共済組合法案が施行された場合に、その長期給付に関する規定の適用を受ける者、すなわち五現業職員及び非現業雇用人に対し、普通退職の場合の退職手当その他一般の退職手当に関する規定の適用の特例を設けようとするものであります。現行の退職手当は退職事由の分類に従い、その退職手当の支給割合を異にしておりますが、その退職事由の分類について再検討し、その分類及びそれに応ずる退職手当の支給割合を改めることとし、この特例による退職手当の最高制限額を退職時の俸給月額額の六十カ月分とするともに、死亡退職の場合の俸給四カ月分の加算規定は適用しないこととせんとするものであります。

なお、衆議院における修正の趣旨は、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社の職員についても、本法の適用を受けること

命、罰則条項の強化等、諸般の点について大蔵大臣の権限強化のあつて見られ、組合の自主的運営の妙味が稀薄になつておるが、かくのごとく大蔵大臣の権限を強化した理由いかん」との点について、一万田大蔵大臣は、「今回の改正により、組合の自主的運営を変更せんとする趣旨ではないが、この改正により組合資金も膨大となり、また、連合会への強制加入の点等もあるので、その限度において大蔵大臣の監督権が強くなつては、運営面においては、できる限り組合の自主的運営を、そこなわなないようにしたい意向である」旨の答弁がありました。その他、本法律案に関連して、責任準備金の一部を資金運用部に預託する理由、公共企業体職員等共済組合法に比し、不利となつてゐる点の多い理由、罰則条項の強化、組合員の範囲の明確化の点、現行法に比し政令等への委任事項を増設した理由、地方公務員制度及び地方公務員の退職年金制に関する諸問題、国会議員秘書を共済組合に加入せしむることの要否、退職手当支給に関し、外地公務員であつた者が、引揚後、公務員となつた場合における外地期間の通算に関する点等の諸点につきまして、政府当局との間に質疑応答が重ねられました。その詳細につきましては、委員会会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会におきまして、質疑を終了し、次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して永岡委員より、二法案に賛成の旨の発言があり、次いで同委員は、「国家公務員共済組合法案中の疑問、不満の点を指摘するとともに、この点につき、今後、政府の善処方を要望する」旨の討論が述べられ、最後に、国家公務員等退

職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、次の付帯決議案が提出されました。右付帯決議案を朗読いたします。

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案に対する付帯決議案

一、地方公務員で国家公務員共済組合法の長期給付の適用を受ける者の退職手当については、地方公共団体の退職手当支給条例の適用となるので、これと均衡を失しないよう政府は善処すべきである。

二、本邦外より引き揚げた公務員で、本邦に上陸後地に就職することなく、一カ年以内に現公務員となつた者の引き揚げ前の勤務期間は、特別の事情ある場合は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなすべきである。

かくて討論を終り、まず国家公務員共済組合法案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられ、次いで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定せられました。最後に、さきの永岡委員提出の付帯決議案につきまして採決いたしましたところ、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決定いたしました。なお、右の付帯決議につき、一万田大蔵大臣より、「この決議は、誠意をもって尊重する」旨の発言がありました。以上、御報告いたします。

◎下水道法 (昭三三、四、二四法七九)

一、提案理由(三月二十五日)

○堀内政府委員 たいま議題となりました下水道法案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道は都市における浸水の防止、生活環境の改善、公共水の汚濁防止等に重大な関係を有しまして、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のために欠くことのできない施設であります。近時市街地の急激な発展、化学肥料の普及による尿処理の行き詰まり、工業用水の大規模な使用等は、下水道の整備による下水の計画的かつ合理的な排除を一そう緊急を要するものとしております。かかるに、下水道は都市の公共施設のうちでは最も整備のおくれた分野でありまして、今後大いに力を入れてその整備をはかつていく必要があるであります。しかも、下水道の整備は、都市における今後の道路網の整備と軌を一にする必要があり、この意味においても下水道の整備は、今後都市計画の一環として急速かつ強力に推進されなければならないのであります。

政府におきましては、従来より下水道の普及に意を用い、所要資金の確保、維持管理の強化、国庫補助金の増額等をはかつてきたのであります。これを規制する下水道法は古く明治三十三年制定のものであり、下水道の整備を促進するために必要な設置及び管理の

基準、下水排除の責任、使用料の負担、下水道の管理を妨げる行為の制限、国の助成措置等の規定が整備されておらず、今後大いに促進する必要がある下水道を律するには不十分な点がありますので、今回その全面的改正をはかることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次にその要旨について御説明申し上げます。

第一に、下水道を公共下水道と都市下水路とに分けて規定することとしたしました。公共下水道とは、従来改良下水道と称されてきたものであります。主として暗渠により道路の地下に埋設され、市街地に網状に布設されるものであります。都市下水路とは、従来在来水路あるいは公共溝渠等と称されているものうち規模が大で、市街地の浸水防止及び生活環境の改善に重大な関係を有するものであります。この公共下水道及び都市下水路の整備は、その公共性にかんがみ、地方公共団体において管理することが最も適当でありますので、公共下水道及び都市下水路の管理は第一次的に市町村が、第二次的に都道府県が行うものとして、下水道の管理責任を明確にしたのであります。

第二に、公共下水道に関しては、その構造、放流水の水質、終末処理場の維持管理等について技術上の基準を定め、また技術者による設計及び工事の監督管理、公共下水道台帳等の制度を採用し、これによって公共下水道の健全な発達及び公共水の汚濁防止の実現を期したのであります。都市下水路についても、その構造及び維持管理の基準、都市下水路台帳その他の規定を設け、必要な規制を行う

こととしたのであります。

第三に、公共下水道及び都市下水路の利用の調整に関する規定を設けることといたしました。公共下水道に関しては、その供用開始の際下水排除の責任を負うべき地域を排水区域として、これを公示せしめるとともに、その区域内の土地の所有者または占有者にその土地の下水を公共下水道に流入させるための排水設備を設置する義務を課することとして、公共下水道の利用の増進をはかることとしたのであります。これに伴い、その利用者間の受認義務の規定を設け、また公共下水道に特に悪質の下水を排除するものに対して除害施設の設置を命じ得る道を開くこととする等の規定を設けることとしたのであります。なお都市下水路についても、特に都市下水路の機能を妨げるおそれのある下水を排除するものに対し、特定排水施設として構造上の基準を定めることとしたのであります。

第四に、公共下水道及び都市下水路の公共性にかんがみ、下水道の維持管理に障害を及ぼすおそれのある行為の制限の規定を設けて、その機能の保全をはかることといたしました。

第五に、公共下水道に関して使用料及び工事負担金等の制度を設け、国民に過当な負担とならない範囲内において、その設置及び維持管理の費用の一部をまかなわせることとし、公共下水道の急速なる普及に役立たしめることといたしました。

第六に、公共下水道に対する国庫補助、資金の融通並びに公共下水道及び都市下水路に対する国有地の無償貸付もしくは譲与等の助成の制度を設けることといたしました。

第二は、下水道の設置について、その施設の規模及び構造に関してその基準を定め、また、下水道の管理については、その公共性にかんがみ、下水道の使用の義務を定め、下水道の施設を保全するに ついての監督を明確にし、放流水による公共水の汚濁を防止する措置を行うなど、必要な規定を整備しようとするものであります。

第三は、下水道の設置に対する国の補助、資金の融通、国有地の貸付、使用料の徴収、原因者負担金その他の負担金等の規定を設け、財源の確保につき必要な規定を整備しようとするものであります。

本法律案は、去る三月二十四日本委員会に付託されて以来、地方行政委員会との連合審査会を行うなど慎重に審査いたしました。が、質疑の内容は速記録に譲ります。

なお、本法律案に対しては、日本社会党を代表し、前田栄之助君より、下水道の災害復旧を公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることなどについて、また、自由民主党を代表して薩摩雄次君より、下水道の災害復旧事業を行う地方公共団体に対して国が補助することができることなどについて、それぞれ修正案が提出されました。

かくて、討論を行なった後採決に入り、両修正案には共通部分がありますので、まずその部分について採決し、これを可決、次に、共通部分を除く前田栄之助君提出の修正案を賛成少数で否決、続いて、共通部分を除く薩摩雄次君提出の修正案を賛成多数で可決、さらに修正すべきものと決した部分を除く原案について採決いたしました。

その他下水道の監督に関する規定等下水道の管理に關し必要な規定を設けることといたしております。

以上が下水道法案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院建設委員長報告(四月九日)

○西村直己君 たいま議題となりました下水道法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行下水道法は明治三十三年に制定されたものであり、下水道の設置及び管理の基準、下水設備の責任、使用料の負担、下水道の管理を妨げる行為の制限、国の助成措置等に関する規定が整備されておらないのであります。たゞいま道路の整備が急速に進められていく状況にかんがみまして、これらの不備を是正するため、現行下水道法を全面的に改正して必要な規定を整備しようとするのが、本法律案の提案された理由であります。

そのおもなる内容は、概要次の通りであります。すなわち、その第一は、下水道を公共下水道と都市下水路とに分け、前者は主として暗渠式のものであり、後者は、従来水路あるいは溝渠等と称されておりましたものうち、一定規模以上のものを地方公共団体が指定したものであり、ともに、原則として市町村が管理するものとしたしまして、下水道の整備促進の対象を明確に定めようとするものであります。

した結果、全会一致をもって修正可決すべきものと決定いたしました。

続いて、中島巖君より次のような附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致をもって本法律案の附帯決議とすべきものと決定した次第であります。

附帯決議の内容は次の通りであります。

附帯決議

政府は、下水道の災害復旧に關しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができるようすみやかに財政上必要な措置を講ずること。
以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(四月十八日)

○竹下豊次君 たいま議題となりました下水道法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

下水道は、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のために欠くことのできない施設であります。近時、都市の急激な発展、尿尿の農村還元行き詰まり等の事情は、下水道の急速なる整備を、はなはだ強く要請しておるのであります。しかるに、現行の下水道法は、明治三十三年に制定されたもので、下水道の整備を促進するために必要な設置及び管理の基準、使用料の負担、国の助成措置等の規定が不十分でありますので、今回その全面的改正を行い、下水道の整備の促進をはかるようとするのが本法案の趣旨であります。

その内容について申し上げますと、第一に、下水道を公共下水道と都市下水道に分けております。すなわち、公共下水道とは、従来、改良下水道と称されているものであり、主として暗渠式のもので、排水区域が一定規模以上のものか、あるいは終末処理場を有するものをいい、都下水道とは、従来、在来水路あるいは公共溝渠と称されているもののうち、一定規模以上のものを地方公共団体が指定したものといたしております。第二に、下水道の管理は、原則として市町村が行うこととし、主務大臣については、終末処理場に関する事項を除き建設大臣、終末処理場については厚生大臣と明定いたしております。第三に、下水道の構造及び維持管理に関して技術上の基準を定めるとともに、その維持管理を害するおそれのある行為を制限しております。また、下水道の利用の調整及び放流水による公共水の汚濁防止についても所要の規定を設けております。特に公共下水道に関しては、供用開始の際、管理者をして排水区域を公示せしめるとともに、その区域内の土地の所有者または占有者に対しては、その土地に公共下水道に至るまでの排水設備を設ける義務を課し、これに伴い、利用者間の受忍義務を規定いたしております。第四に、下水道の設置、改築、災害復旧に対する国の補助及び国有地の無償貸付または譲渡、特に公共下水道に関しては、使用料、工事負担金及び資金の融通等の規定を設けております。

次に、委員会における質疑のおもなるものを申し上げますと、「終末処理場に関する事項を厚生省所管としたことは、官僚のセクト主義によるもので、下水道行政の一貫性を欠き、国民の利便を害する決議文は次の通りであります。政府は、公共下水道の整備を促進するため、公共下水道の所管に関して一元化をはかるよう、すみやかに所要の改正措置を講ずること。以上、御報告申し上げます。

ものではないか」との質問に対し、建設大臣から、「政府組織は、理論的体系よりも、国民の便益に重点を置くべきであるとの論には賛意を表するのであるが、ただ、一つの行政組織には、一応歴史的経過ということもあるので、厚生大臣とも協議の上、公衆衛生の立場から見ても、建設省に一元的にやらしてよろしいというような場合には、そういうことになるかもしれない。しかし現在のところ、それほど支障をきたしてはいないので、両省とも、直ちにこれを改めることに踏み切っていない」との答弁がありました。また、「一般の汚水よりも、多量、有害な工場排水に対しては、本法案のみでは規制できないのではないか」との質問に対し、「公共下水道の設置区域では、本法案により除害施設を設ける義務を課しているが、それ以外の地域では規制の方法がないので、これについて検討中である」との答弁がありました。そのほか道路法、清掃法と本法案との関係、排水設備を設置するため他人の土地等を使用する際の費用負担の割合、方法、従来下水道事業の認可及び実施の実情、東京都の下水道普及の状況等について質疑がありましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。次いで、自民、社会、緑風三派共同提案にかかる付帯決議案が田中委員から提案され、採決の結果、全会一致をもって、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

◎理化学研究所法 (昭三三、四、二四法八〇)

一、提案理由(二月二十五日)

○正力国務大臣 たいま議題となりました理化学研究所法案につきまして、提案理由を御説明いたします。

わが国産業の発展と国民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることには、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は少くないのであります。なかんずく、わが国における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界に取り入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であると考えております。

周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財団法人理化学研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史の伝統を持ったわが国有数の研究機関であります。また同研究所は、物理、化学及びその応用等、各研究部門の知識経験を総合結集し得るといふ意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを一貫して実施し得るといふ意味においても、名実ともにりっぱな総合的研究所でありまして、今日まで幾多のすばらしい成果を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に財団法人組織を改組し、名称も改め

て、株式会社科学研究所として発足したのでありますがさらに昭和二十七年には、株式会社としての収益事業のために設けた製薬部門を科研化学株式会社として分離し、以来研究部門のみをもって立つところの純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及という業務を行なってきたものであります。しかしながら、研究機関として自立採算をとるといふことは、資金的基礎が脆弱なため、少からぬ困難がありましたので、昭和三十年株式会社科学研究所法が制定され、それ以来毎年相当額の国の援助が行われて、今日に至つてい

るものであります。本法律案は、同研究所の名称を理化学研究所と改めるとともに、従来の株式会社の形態から特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。なぜ特殊法人に切りかえをする必要があるかという点につきましては、次の二点を指摘する必要があります。

第一点は、研究機関としての性格並びにこれに対する国の援助の強化という点から見、特殊法人を適當とすることです。すなわち、現在の科学研究所の法律的な根柢をなしておりますところの株式会社科学研究所法に関する国会審議の際にも、株式会社という組織が当研究所にとって適当な形態であるかどうか問題になつたのであります。今日までの経過実情から判断しましたところ、必ずしも株式会社組織が妥当ではないという結論を得るに至つたのであります。現在のような株式会社の形態では、とかく画期的な発明の源泉をなす基礎的研究の実施、あるいは、わが国にとって必要な基礎的研究から応用研究、工業化試験への結びつけ等、営利性に

合致しがたい事業を重視するわけにはいかないのみならず、研究所に対する政府の今後の援助強化の面から見ましても、また政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考えられるのであります。

第二点は、今般新技術の開発という国家的事業の遂行を同研究所に実施せしめようとしておりますが、この種の事業は、一株式会社に行わしめるのを適當とは認められないというところであります。新技術の開発と申しますのは、わが国独自のすぐれた研究成果であつて、企業化に伴う不安が大きいために、企業化することが困難と認められるものを、実際の規模において行うことをいふのであります。わが国には、すぐれた研究成果が少なからずあるといふことは一般に認められておるところであります。残念ながらこの研究成果を産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに遺憾の点が多かつたのが実情であります。

このたび、国の研究機関その他の研究機関において上げられた主として公共的な研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては開発することが困難である重要な新技術を開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く民間企業に活用させるといふ新しい事業を、同研究所に担当せしめようと考えているのであります。このような国家的な事業の遂行は特殊法人の形態で行わしめることを妥当とするのであります。

これを要するに、政府といたしましては、同研究所の研究機能を拡充強化すると同時に、新技術の開発の業務をこれに行わしめよう

とする考えでありまして、この考え方に基いて、従来の株式会社を改組して、特殊法人にしようとするものであります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。第一に、同研究所の設立の目的は、総合的な試験研究の実施、新技術の効率的な開発、並びにこれらの試験研究及び新技術開発の成果のわが国企業一般に対する普及の事業を行わしめることにあります。

第二に、同研究所の性格は、いわゆる特殊法人でありまして、政府は予算の範囲内においてこれに出資し得るものとしたしております。

第三に、同研究所の性格にかんがみ、その定款及び業務方法について認可をとるとともに、役員すべてを内閣総理大臣の任命としたしております。

第四として、新技術の開発業務につきましては、その円滑な運営を期するため、研究所に開発委員会を設置するとともに、開発実施計画について認可をとっております。

第五として、同研究所に対しては、登録税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとっております。

最後に、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための措置として、科学研究所の解散等につき商法の特例を置き、また評価審査会を設ける等の経過規定を定めております。

以上、本法案の提案理由及びその内容に関する概要の御説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望す

る次第であります。

二、衆議院科学技術振興対策特別委員長報告

(三月十九日)

○齋藤憲三君 たいま議題となりました理化学研究所法案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

現在の科学研究所は株式会社組織でありまして、研究機関としての性格及び国の援助の強化並びに新技術の開発という国家的事業の遂行上から見て、必ずしも適当な形態とは言えないのであります。これがため、本研究を特殊法人組織に改組して科学技術に関する試験研究を総合的に行うとともに、新たに新技術の開発を効率的に実施し、これらの成果を広く普及することにより、科学技術の振興を一そう強力に推進せんとすることが、本案の目的であります。

その要旨について簡単に申し上げますと、研究所を特殊法人とし、政府の出資額は研究所の資本の常時二分一以上の額でなければならぬこととし、研究所の定款及び業務方法については認可制をとり、役員はすべて内閣総理大臣が任命することとしたしております。また、新技術の開発業務につきましては、その円滑な運営を期するため開発委員会を設置するとともに、開発実施計画については認可制をとり、その他研究所に対する税制上の助成措置等を規定いたしております。

委員会におきましては、去る二月十九日本案の付託を受け、二十

五日正力国務大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人より意見を聴取し、以来、きわめて熱心、活発なる質疑を行なつたのであります。その詳細は会議録に譲ることとします。

去る十二日質疑を終了いたしましたのでありますが、自由民主党及び日本社会党の共同提案として、原案中、本研究の役員に対する欠格条項から政党的役員を削除する旨の修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決いたしました次第であります。

なお、本研究所設立に際して、政府は、研究所への財政援助の強化、大学その他の研究機関との連絡、提携及び研究員の充実に待遇の改善等について特段の措置を講ずべきであるとの趣旨の附帯決議を付したことを申し添えておきます。

以上、御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(四月十八日)

○近藤信一君 たいま議題となりました理化学研究所法案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、理化学研究所法案について申し上げます。本法案は、現在の株式会社科学研究所を特殊法人の理化学研究所に切りかえて、科学技術に関する試験研究を総合的に行わせ、新技術の開発の成果を普及させることをねらいとしたものであります。この趣旨に沿いまして、本法案は概略次のことを規定しているのであります。

その第一は、この研究所に対し、政府は、予算の範囲内で常時二分の一以上の出資をしなければならないこととしてあります。なお、政府の三十三年度出資金は三億三千万円であります。第二は、研究所の性格から見まして、その定款や業務方法については、認可制をとるとともに、役員はすべて内閣総理大臣の任命によるものとしてあります。第三は、研究所の行う新技術の開発業務については、その運営の円滑化をはかるために、研究所内に開発委員会を設けるとともに、開発実施計画については認可制をとっております。その他、登録税、不動産取得税を免除するか、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための経過的措置等を規定しているのであります。

なお、衆議院におきまして、政府の原案にあります。「役員欠格条項」中、「政党的役員」を削除して、政党的役員でも理化学研究所の役員となるように修正して参つておるのであります。

委員会におきましては、衆議院の修正点につきまして、修正案提出者及び政府に対し、活発な質疑があり、また、修正部分を除く政府原案全般について、詳細なる論議が行われたのであります。そのおもなる点を申し上げますと、次の通りであります。

まず、「衆議院の修正点については政府はいかに考えるか」という質問に対しましては、「研究所の役員は政治的に中立であることがよいと思つて、原案には政党的役員を欠格条項の該当者としたのであるが、政党的役員でも、公平で識見のりっぱな人であれば、当然、役員として適格者であると思うので、衆議院修正には異議はな

い」との答弁があつたのであります。なお、これに関連して、現在審査中の日本貿易振興会法案等の特殊法人の役員欠格条項には、なお政党的役員があるが、これはいかにも不均衡ではないか、また、同じ特殊法人でありながら罰則が異なるのはいかなるわけか等についても、政府当局にただしたのであります。さらに、これとともに、理化学研究所の人事について政府の構想を尋ねましたところ、「具体的な人事については何とも言えないが、研究所の内部、外部の意見を十分しんしゃくして、研究所内の空気を一新するように努力する」との答弁がありました。

以上のほか、基礎科学研究強化に対する政府の考え方、研究所の業務と中小企業の関係、新技術開発の方針、研究所に対する政府の今後の助成策等について、政府当局との間に熱心な質疑応答のあつたことを申し添えておきますが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたところ、まず、日本社会党を代表して阿部竹松委員より、「科学技術振興の重要性にかんがみ、本法案に賛成するが、理化学研究所の運用の適正化と、研究所の従業員に明るい希望を持たせるような明朗な人事を行うよう、特に留意されたい」との発言があり、次に、緑風会の豊田委員より、「第一に、特殊法人に対する政府の監督法制が、たとえば役員欠格条項においても、また罰則等についても、きわめて不均衡があるから、政府は、特殊法人の法律を立案するに際して、首尾一貫したものにすること、第二に、本法運用に当たっては、大企業に偏重する

ことなく、中小企業にも均霑すること、以上を要望して賛成する」との意見の開陳がありました。最後に、自由民主党を代表して小西委員より、「この法案の提出は、むしろおそきに失すると思われるくらいであるが、科学研究所から理化学研究所への諸般の引き継ぎを円滑にし、また、人材の登用について十分意を用いられた」との賛成の意が表明されたのであります。

かくして討論を終り、採決いたしましたところ、全会一致をもって、本法案は衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本改正案の概要について申し上げます。第一は、中小企業金融公庫の貸付対象のうち環境衛生同業組合及び同連合会に関する規定について改正を行うことであります。昨年九月に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律が施行され、環境衛生同業組合及び同連合会は内庫の貸付対象となつたのであります。この対象となる組合を、その直接または間接の構成員の三分の二以上が常時三十人以下の従業員を使用する者に限定しようとするのであります。第二は、代表権を有する副総裁を置くことでもあります。公庫の業務は逐年増大し、その機構も著しく拡大している現状にかんがみ、今回、代表権を有する副総裁を置き、公庫業務を円滑に遂行し得るよう体制を整備しようとするものであります。

本委員会の審議の過程におきましては、公庫の規模、業務内容あ

るいは機構の簡素化という点からも、代表権を有する副総裁を置くことが必要であるかどうかとういことが論議の中心となりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、椿委員から、次の付帯決議を付して賛成意見が述べられました。その付帯決議を申し上げます。

今後、政府は、公庫を初めこの種政府関係諸機関の役員については、努めて簡素化し、その増員、役職の新設等は特に慎重を期すべきである。

というのであります。次いで、大谷、豊田両委員からも、本法案及び付帯決議案について賛意が表明されました。

討論を終り、採決いたしましたところ、本法案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、椿委員から提案されました付帯決議案も、これまた全会一致をもって、原案通り本委員会の決議とすることに決定いたしました。

右、二法案についての御報告を終わります。

◎義務教育諸学校施設費国庫負担法

(昭三三、四、二五法八一)

一、提案理由(三月十九日)

○松永国務大臣 今回政府から提案いたしました義務教育諸学校施設費国庫負担法案について、提案の理由と内容の概要を御説明いたします。

およそ、義務教育については、国民のすべてに対して、その妥当な規模と内容を保障し、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるために国が重要な責任を有するものであることは、言うを待たないところと存じます。この目的を達成するために、義務教育諸学校の教職員の給与及び義務教育の教材に要する経費については、つとに義務教育費国庫負担法が制定され、これらの経費に対する国庫負担の制度が確立されてきたのでございますが、教職員給与及び教材費等と並んで義務教育費の基本的要素をなす施設費については、いまだそのような国庫による財政負担の制度の確立をみていないのであります。公立学校の施設に要する経費につきましても、戦前は、設置者負担の原則がとられており、きわめて例外的な特別な場合にのみ国庫の援助が行われたにすぎませんが、戦災復旧、災害復旧及び六三制の実施に伴う急激な学校建築の必要性に応じて、戦後初めて国庫負担の制度が創設され、続いて戦中戦後の

義務教育諸学校施設費国庫負担法

資金資材の統制、軍用施設への転用等のため改築のできなかった危険校舎の改築を促進するために、危険校舎改築促進臨時措置法が制定され、また小学校における二部授業等の不正常授業の解消のために公立小学校不正常授業の解消のために公立小学校不正常授業の解消促進臨時措置法が制定され、漸次、公立学校の施設整備費について国庫がその一部を援助する体制が整って来たのであります。しかしながら、この体制は、戦災復旧あるいは義務教育年限の延長に伴う施設の整備費について国庫負担をするという建前上、限時的性格のものであり、また、その根拠法規の名称が示す通りの危険校舎の改築費に関する、あるいは公立小学校の不正常授業解消のための校舎整備費に関する臨時的な国庫補助制度でありますので、最近この体制の存続について少からず不安を持つ地方公共団体が生じ、公立学校施設の整備について安定した計画の樹立に困難を感ずるといふ実情があったのであります。

このような事情を反映して、さきの第二十六国会におきましては、衆参両院は、義務教育の重要性と地方財政の実情にかんがみ、公立義務教育諸学校の施設等について、政府がすみやかに、必要な措置を講ずべきことを、附帯決議として議決されたのであります。

政府としましては、以上のような沿革と実情を深く考慮し、わが国の義務教育諸学校における教育の円滑な運営に資するため、今回義務教育諸学校の施設に関する従来の法律を統合し公立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について、国がその一部を負担する制度を確立したいと考えるのでございます。これがこの法律を提案

する理由でございます。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げますと、まず第一に、さきに提案の理由において述べました通り、公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、これらの学校の施設の建設に要する経費について、国がその一部を負担することを定め、これにより義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保することを企図しております。

第二に国庫負担の対象とこれに対する国の負担率を定めました。すなわち、公立の小学校及び中学校の不正授業を解消するための校舎の整備費、中学校屋内運動場の整備費、盲学校及びろう学校の小学部及び中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎の整備費、学校規模を適正化するために公立の小中学校を統合したことに伴う校舎の整備費、義務教育諸学校の危険建築物の改築費について、それぞれ国が二分の一または三分の一の負担割合をもって、建築費の一部を負担することを定めております。以上が、この法律案の骨子でございますが、その他国の負担すべき経費の種類、経費の算定基準、都道府県への事務費の交付、この法律の実施に伴う関係法の改廃等について規定しております。

なお、この法律の適用は、本年四月一日からといたしております。以上がこの法律案の提案の理由と、その内容の概要であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願い申し上げます。

る学校施設、設備費国庫負担二分の一の趣旨に対し、本案は著しい懸隔ありとして、不満の意を込めた質疑がございましたが、その詳細については会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月二日に至り質疑を終了、引き続き、桜井奎夫君から、本案に対して、一、国庫負担の対象に校地の購入費、幼稚園の危険建物改築費を加えること、二、国庫の負担率をすべて二分の一にすること、三、国の負担限度を政令に委任しないことなどについての修正案が提出されました。

かくて、本修正案及び本案に対し、それぞれ討論を省略し採決の結果、修正案は起立少数をもって否決され、本案は起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、佐藤観次郎から——私であります——本案に対して要望案が提出されました。すなわち、本法案の内容は、去る第二十六国会において公立小学校不正授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対する本委員会の附帯決議たる「義務教育が国と地方公共団体との共同責任にかかる重要事項たる点と、地方財政の実情とに鑑み、公立義務教育諸学校の施設、設備についても、政府は、すみやかに、義務教育国庫負担法の精神に則り、これに必要な経費の二分の一を国が負担するために必要な措置を講ずべきである。」という精神に照合すれば、その懸隔まことに大なるものがあります。政府は、来年度において必ずこの決議の精神を実現するため、万全の努力をいたされるよう全委員の名において強く要望するものであります。

二、衆議院文教委員長報告(四月四日)

○佐藤観次郎君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかかる義務教育諸学校施設費国庫負担法案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

本案は、公立義務教育諸学校における教育の円滑な実施をはかるために、その施設整備に要する経費について国がその一部を負担する制度を確立しようとするもので、国の負担率は、不正授業を行う小学校校舎の建築と危険建築物の改築は三分の一、学校統合の校舎及び中学校校舎、中学校屋内運動場並びに盲、ろう学校の建築は二分の一とし、国の負担限度はこれを政令に譲ることとし、その他経費の種類、算定の基準など、この法律の施行に必要な規定及びこの法律に関連する他の法律の改廃等を定めております。

本案は、去る三月十五日当委員会に付託されました以来、慎重に審議されましたところ、本案では、一、国庫負担の対象に小学校屋内運動場が認められていないこと、二、教職員給与費及び教材費がそれぞれ二分の一国庫負担となっているにもかかわらず、学校施設費の国庫負担率が二分の一と三分の一とに区別されて不均等であること、三、児童、生徒一人当たり基準坪数や不正授業の範囲その他が政令で定めることになっていて、実際に教育上の必要性が満たされるかどうかなどの点について疑義が生じ、特に、第二十六国会において公立小学不正授業解消促進臨時措置法の一部を改正法案が成立するに際して全会一致をもって可決された附帯決議の内容た

かくて、この要望案も、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決せられ、よって本案は要望を付して可決せられました。

次に、内閣の提出にかかる盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

本案は、盲、ろう学校及び養護学校の高等部に就学する生徒にかかる学校給食費を新たに国及び都道府県が行う就学奨励費の対象として規定するとともに、現行法では、これらの学校に就学する児童、生徒にかかる就学奨励費はその児童、生徒の住所地の都道府県が支弁することとしてあるのを、今回学校所在地の都道府県の負担に改め、なお、他の都道府県に住所を有するものについて支弁した経費については、事後において当該地の都道府県に対して、その二分の一を求償できるようにする等、所要の規定を設けております。

本案は、去る二月十七日当委員会に付託されました以来、慎重に審議を重ねて参りましたが、その詳細については速記録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月二日に至り質疑を終了、引き続き、高村坂彦君から、本案に対して、本案は昭和三十三年四月一日から施行することに規定してあるが、すでにその施行日は経過しているので、これを公布の日から施行することとし、これに伴う事務的修正を行う旨の修正案が提出されました。

さらに引き続き、佐藤観次郎から、一、国及び都道府県は、幼児に対して学校給食費及び通学、帰省に要する交通費を支弁するこ

と、二、国及び都道府県が従来行なっている就学奨励費の項目に実験実習に要する経費等を新たに加えることに、これらを高等部の生徒に対しても支弁し得るように規定すること等の修正案が提出されました。

かくて、両修正案及び本案に対し、それぞれ討論を省略し採決の結果、佐藤観次郎の提出にかかる修正案は起立少数をもって否決せられ、高村坂彦君の提出にかかる修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、桜井奎夫君から、本案に対して附帯決議案が提出せられました。すなわち、

盲、聾その他の身心薄弱者の、養護教育は、人道上より、また本人の幸福上よりして極めて緊要事である。政府はこの趣旨にかんがみ、この改善充実のために、万全の努力を払うべきである。右決議する。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立総員をもって可決せられ、よって本案は附帯決議を付して修正議決せられました。

次に、内閣の提出にかかる学校保健法案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について申し上げます。

本案は、教育上、学校保健の重要性にかんがみ、次の事項を規定しております。すなわち、一、従来の学校における保健管理制度を整備し、今後は一定の学校保健計画を立て、一そう計画性を持たしめること、二、学校環境衛生の維持改善に努めること、三、児童、生徒、教職員等の健康診断及び健康相談の規定、四、伝染病予防に

関する規定、五、都道府県の教育委員会に学校保健技師を、各学校には学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと、六、要保護及び準保護家庭の児童、生徒の伝染性または学習に支障を生ずるおそれのある一定の疾病治療に要する医療費に対し地方公共団体が必要な援助を行うこととし、これについての国庫補助に関する規定、七、学校教育法の第十二条を改正し、同法が基本法であり、本案は同法の特別法なることを明確にしたことなどであります。

本案は去る三月二十八日当委員会に付託となりまして以来、各委員は、教育委員会における学校保健技師及び学校医に対する処遇、養護学校の学校保健上における地位等について慎重に審議を続けて参りましたが、その詳細については速記録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月四日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、起立総員をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、坂田道太君から、本案に対して附帯決議案が提出されました。

学校保健法案に対する附帯決議案

養護学校は学校医の下において学校保健の常務に従事するものであり、学校医が必ずしも常勤と限らない現状において、学校生活における養護教諭の重要性は極めて大なるものがある。

政府は本法案の趣旨に鑑み、養護教諭制度の拡充について、適切な措置を講ずべきものと認める。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立総員をもって原案通り可決せられました。よって、本案は附帯決議を付して可決されました。右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(四月十八日)

○湯山勇君 ただいま上程されました義務教育諸学校施設費国庫負担法案外三法案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、義務教育諸学校施設費国庫負担法案について、その提案の理由及び内容の概略を申し上げます。

公立学校の施設に要する経費については、戦災復旧、災害復旧及び六三制の実施に伴う急激な学校建築の必要性に応じ、戦後初めて国庫負担の制度が創設され、引き続き、戦中戦後に改築のできなかつた危険校舎の改築を促進するために臨時措置法が制定され、また、小学校における二部授業等の不正常授業の解消のための臨時措置法が制定されて、漸次、公立学校の施設整備について、国庫がその一部を援助する体制が整ってきたのであります。しかしながら、これらの体制は、いずれも時限的もしくは臨時的な国庫補助制度でありますので、最近この体制の存続について、地方公共団体が少からず不安を持ち、公立学校施設の整備について、安定した計画の樹立に困難を感じておりますことと、さきの第二十六国会における衆参両院の公立義務教育諸学校の施設費に関する付帯決議の趣旨とにかんがみ、義務教育諸学校の施設に関する従来の法律を統合し、公

義務教育諸学校施設費国庫負担法

立義務教育諸学校の施設の整備に要する経費について、国がその一部を負担する制度を確立し、わが国の義務教育諸学校における教育の円滑な運営をはかる必要ががあります。

以上が政府の本法案の提案の理由とするところであります。

次に、法案の内容の骨子を申し上げますと、第一に、公立の義務教育諸学校施設費の一部を国が負担することを明確に規定いたしております。第二に、国庫負担の対象と、これに対する国の負担率を定めております。負担の対象は、公立の小学校及び中学校の不正常授業解消のための校舎の整備費、中学校屋内運動場の整備費、盲学校、聾学校の小学部、中学部の校舎、屋内運動場、寄宿舎の整備費、学校規模適正化のための公立小中学校統合に伴う校舎に伴う校舎の整備費及び危険校舎の改築費でありまして、これらに対する国の負担率は、それぞれ二分の一または三分の一となっております。以上のほか所要の事務的規定と、この法律の施行に伴う関係法律の改廃等について規定し、なお、この法律の適用を本年四月一日からといたしております。

委員会の審議の過程におきましては、町村合併に伴う学校統合につき、特に委員派遣を行い、現地の実情をつぶさに調査いたしました。本法案の審議に際しては、小学校の不正常授業解消のための校舎の新築または増築に要する経費の国の負担率の増高、小学校の屋内運動場の新築、増築に要する経費についての国庫負担措置、危険校舎、老朽校舎解消の年次計画及び校舎改築費の国庫負担率の増高、理科教室その他特別教室の整備計画、不正常授業解消のための

児童生徒一人当りの基準坪数及び一坪当りの建築単価の増高、校地購入費についての国庫負担措置、町村合併及び規模適正化による学校統合と児童生徒の通学距離並びに補助金の配分、学校施設費を義務教育費国庫負担法に包括して、国の責任を明確にすること等について、各委員から、きわめて熱心な質疑が行われましたが、これらの質疑及び政府の答弁の詳細については、会議録に譲ることといたします。

かくて討論に入り、自由民主党を代表して野本委員、日本社会党を代表して高田委員、緑風会を代表して常岡委員から、それぞれ本案に賛成の意見が述べられましたが、その内容については、これまた会議録に譲ることといたします。

採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

まず、本法案の要旨を御説明申し上げます。

昭和十九年、日本育英会法施行以来、日本育英会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒は、すでに、八十万名をこえ、国家的な育英事業として多くの成果をおさめております。しかしながら、現状を見ますと、特に優秀な素質、能力を有する者であっても、経済的理由によって進学のできない者が少なくないのであります。従って、これらの者に対し、高等学校または大学への進学を保障する制度を新設し、国家社会の発展に重要な英才の育

成をはかるため、現行法の一部に必要な改正をいたそうとするものであります。

次に、本法案の骨子を申し上げます。改正の第一点は、学資の貸与を一般貸与と特別貸与の二種類に区分したこととあります。すなわち、従来行なってきた貸与であり、特別貸与は特に優秀な学徒であつて、しかも経済的理由により著しく修学困難な者に対して、進学を保障する目的をもって行う貸与であります。改正の第二点は、この特別貸与を受けた者が、卒業後の貸与金の返還について、過大な負担に苦しむことのないようにするため、その貸与金のうち、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還したとき、その貸与金の残額の返還を免除できる規定を新たに設けたこととあります。

委員会の審議の過程におきましては、各委員から、きわめて熱心な質疑が行われました。そのおもなるものをあげますと、奨学金の返還免除措置の実施を高等学校に就職した者に対しても行うこと、特別奨学金の貸与を受けた高等学校卒業生が大学入試に不合格の場合の取扱い、及び大学院の博士課程修了後の未就職者に対する措置、生活保護を受けている者に対して特別奨学金を貸与した場合の取扱い、高等学校の生徒に対する奨学金の増額であります。

質疑を終り、討論に入りましたところ、野本委員から、「施行期日についての修正案を付して賛成」の意見が述べられました。修正点は次の通りでございます。

附則中「昭和三十三年四月一日」を「公布の日」に改める。

また、松永、加賀山の両委員から、賛成意見が述べられました

が、これらの詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて、まず、修正案につき採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定し、続いて、修正部分を除く原案について採決の結果、同じく全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、著作権法の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法案は、野本品吉外三君により、各派了解のもとに提案せられたものでございますが、まず、提案の理由と内容を御説明申し上げます。

戦後、外国の科学書を無断複製して国内で販売する者が多くなりました。これは、わが国の研究者や学生の間で、外国図書が高価なために、低廉な偽版書の需要が相当多いということにもより、また一方では、現行の著作権法の罰則規定が軽いことが、偽版書を横行させている原因となつておるのであります。しかも、この種のいわゆる海賊版は、国内の正規の出版者ではなく、不法な常習者によって秘密裏に複製頒布されているのが実情でございます。わが国における外国書の無断複製行為は、今日国際的にも非難の的となつており、このために、わが国は外国の信用を失墜し、そのため、外国書の輸入が困難となるような事態も招来しているのであります。

ところが、著作権法の罰則規定は、明治三十二年制定当時のままであり、著作権を侵害した者は、罰金等臨時措置法によりまして

義務教育諸学校施設費国庫負担法

も、せいぜい最高二千元以下の罰金に処せられるだけとあります。

これは現在の経済事情に照らしても、きわめて少額でありますし、また、同じ知能の権利の保護を目的とする特許法、意匠法のような工業所有権法の規定や、外国の立法例と比較しましても、大へん軽く、刑罰の目的を達することができないのであります。従って、この法律案では、著作権侵害の罰について、新たに体刑を加えるとともに、罰金の最高額を引き上げて、著作権侵害を防止し、あわせて著作権保護の目的を完全にしようとするものであります。

すなわち第一は、著作権法第三十七条に、著作権侵害の罪に対して五十円以上五百円以下の罰金を定めておりますのを、二年以下の懲役または五万円以下の罰金に改めたほか、五点にわたつて罰則を強化いたしております。第二は、公訴の時効に関する規定を削除したこととあります。従来、著作権侵害の罰に対する公訴の時効は、刑事訴訟法の規定によらないで、著作権法に特例を設けて二年としておりましたが、これを改めて、著作権侵害の罰に対する公訴の時効も、刑事訴訟法によつて二年とすることとしております。第三は、新たに両罰則規定を設けたこととあります。これは著作権侵害に対しましても、その侵害を行つた行為者を罰するほかに、法人等に対しても前述の罰金を科することとしております。

委員会の審議におきましては、各委員から、海賊版の出版状況、これが防止についての各方面からの要望、著作権法の根本的改正の問題、外国との文化交流の問題、外国との文化交流の問題等につきまして、きわめて熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録

に譲りたいと存じます。

次いで、討論に入りましたところ、高田委員より、「第四十五条の両罰規定については、わが国の国情、諸制度から見ても、今後さらに慎重に考慮することが適切である」として、これを削除する修正案が提出されました。次いで三浦委員よりは、「次のような付帯決議を付して、高田委員提出の修正案及び修正部分を除く原案に賛成する」旨意見の開陳がありました。

付帯決議案を朗読いたします。

著作権法は、明治三十二年に制定され、自來、たびたび所要の改正が行われたが、最近、技術の著しい進歩に伴い、著作物の新しい利用手段が拡大され、著作権が十分に保護されないうらみがある。

よつて政府は、当面適切な措置を講ずるとともに、現行法改正の準備を一そう促進し、可及的すみやかにその全面的改正を行うよう特段の努力をなすべきである。

以上であります。

かくて、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって高田委員の提出にかかる修正案及び修正部分を除く原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、三浦委員提出にかかる付帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることと決定いたしました。

次に、へき地教育振興法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は各党派共同提案にかかるものでございます。

定をも定めております。

委員会におきましては、本修正案について慎重に協議検討いたしました上、政府の意見を求めましたところ、白井文部政務次官より、「僻地教育の振興については、政府としても従来努力してきており、今後とも努力する所存であるが、本法律案については、今後の財政負担の問題を初め、種々検討すべき問題があるので、遺憾ながら直ちに賛成することはできない」旨の答弁がありました。

かくて討論に入りましたところ、別に意見の開陳もなく、直ちに採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって四法案の御報告を終わります。

本案の要旨といたしますところは、へき地教育振興法制定以来、すでに四カ年をけみする今日においても、小規模学校がその大多数を占める僻地学校においては、施設、設備の整備が依然として十分であり、しかも教職員を確保することも容易でないという現状にかんがみ、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大するとともに、僻地学校に勤務する教員及び職員の特殊勤務手当の増額、その他の措置を講じ、一そう僻地における教育の振興をはかるうとするものであります。

次に、改正の主要点について申し上げます。まず第一点は、僻地学校の定義であります。従来、交通の困難ということが僻地性の前提となっておりましたが、このことは必ずしも実態に沿わない点もありませんので、僻地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させるように改めたこととございます。第二点は、市町村の任務として、僻地学校の健康管理及び通学改善につき、義務規定を設けるとともに、僻地教育の振興をはかるための事務について、都道府県の任務を明確にしたこととございます。第三点は、僻地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たに僻地手当の支給に関する規定を設けるとともに、その僻地手当支給についての都道府県がよるべき基準を定めたこととあります。第四点は、市町村が行う事務に要する経費及び都道府県が行う事務のうち、僻地学校に勤務する教員の養成施設に要する経費についての国の補助率を、それぞれ二分の一と明確に規定したこととございます。なお、附則において、本改正法は昭和三十四年四月一日から施行することとし、所要の経過規

◎下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

(昭三三、四、二五法八二)

一、提案理由(三月十八日)

○政府委員(横川信夫君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとするものであります。以下簡単に今回の改正の要点を申し上げます。

第一は簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、鳥根県出雲市に置かれていた簡易裁判所は、これまで、その所在地の旧地名である今市町の名称によって今市簡易裁判所と称していたのでありますが、このたびこの名称を出雲簡易裁判所に変更するとともに、これに伴って、栃木県今市市に置かれていた栃木今市簡易裁判所の名称を今市簡易裁判所に変更しようとするものでありまして、いずれも地元住民の希望を考慮したものであります。

第二は簡易裁判所の管轄区域の変更であります。裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められておりますが、町村の廃置分合等に伴い、二つの簡易裁判所の管轄に

分属することになった新設町村の区域を一体として、いずれか一方の簡易裁判所の管轄に属させることとする等の必要がおりますので、鳥取県八頭郡家町の設置に伴い、鳥取簡易裁判所の管轄に属する同県同郡旧中私都村及び上私都村の区域を河原簡易裁判所の管轄区域とするほか、二簡易裁判所の管轄区域を変更し、また、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、安芸西条簡易裁判所の管轄に属する広島県安芸郡熊野跡村の区域を広島簡易裁判所の管轄区域に変更しようとするものでありまして、これらの管轄区域の変更は、いづれも、地元町村、関係官公署、弁護士会等の意見を十分しんしゃくして決定したものであります。

第三は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。すなわち、市町村の廃置分合、名称変更等に伴い、同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませう、お願い申し上げます。

二、参議院法務委員長報告(四月九日)

○青山正一君 たいま議題となりました下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の法務委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案のおもなる改正点は、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、簡易裁判所の名称及び管轄区域等を変更しようとする

るものであります。

第一は、栃木今市簡易裁判所及び今市簡易裁判所の名称を変更すること、第二は、広島簡易裁判所ほか五カ所の簡易裁判所の管轄区域を変更すること、第三は、これらに伴い、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行うこと等であります。

さて、委員会の審議に当りましては、まず、三月十八日、政府当局から提案の理由を聞きました後、数回にわたって大川、棚橋、亀田、赤松、小林の各委員から、簡易裁判所の未開庁の状況並びに整理統合の対策、少年交通事犯処理の方策等、簡易裁判所の将来のあり方等につき、根本問題にも及んで熱心な質疑が行われましたが、これが詳細は会議録に譲ることいたします。

討論に入りましては、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法八九)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本育英会法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二五法八三)

一、提案理由(二月二十八日)

(義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律(昭三三―法一三六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(三月二十日)

○山下栄二君 たいま議題となりました日本育英会法の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の趣旨は、特に優秀な素質、能力を有する学徒で経済的理由により著しく修学困難な者に対して、高等学校または大学への進学をあらかじめ保障し、学業に専念し得るよう、いわゆる予約採用の英才教育制度を創設しようとするものでございます。

本案の内容につきましては、従来の一般貸与制のほかに特別貸与の制度を設けて二本建とし、また、特別貸与を受けた者が卒業後貸与金を返還する場合、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還すれば残額の返還を免除できる旨の規定を設けておるのでございます。以上が概要でございます。

本案は、去る二月二十一日文教委員会に付託となり、二十八日政

府より提案理由の説明を聴取して以来、慎重に審議をいたして参りました。

委員会における質疑のおもなものは、本法による特別貸与制度は、現在高等学校対象五千人、一人月額三千円が予定されているのに対して、将来の人員数及び大学段階における金額の問題等について質疑があり、これに対して、政府より、この制度を将来拡大したい旨の答弁がありました。大学生に対して月額八千円程度の貸与金を考慮していることが明らかにされたのでございます。さらに、従来における一致の貸与金返還の延滞納が累積して日本育英会の運営に支障を来たさぬか。また、本法による貸与学徒の選考方法等について、きわめて熱心な質疑応答がされたのでございます。その詳細は会議録により御承知を願いたいと存じます。

かくて、三月十九日本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決いたしました結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(四月十八日)

(義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭三三―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

源でありました地下水につきましても、多くの工業地帯では、すでにくみ上げの限界に達しており、過度くみ上げのため、種々の障害を惹起して、工業用水法の指定地域としてくみ上げ制限を行なっている地帯もある現状であります。従いまして、今後における工業生産の発展を期するためには、相当遠方から工業地帯に引水することによって、工業用水の供給を確保することが、絶対的な要請となってくるのであります。

このような事情を反映して、工業用水道事業は、最近急速な拡大を見せつつありまして、わが国における主要な工業地帯における用水の供給は、今後は、その大きな部分を工業用水道事業によって行われることになるものと思われまます。

しかも、将来の工業の発展に伴って、工業用水に対する需要は、増大の一途をたどるものと予測されております。通商産業省におきまして調査したところによりますと、全国主要工場の工業用水使用量は、昭和三十一年におきましては、一日三千二十万トン、うち淡水千七百四十万トン、海水千二百八十万トンであったものが、新長期経済計画の最終年次である昭和三十七年には、五千九百八十万トン、うち淡水三千三百八十万トン、海水二千六百万トンと、約二倍近くの量が必要となるものと推定されており、工業用水の獲得は、今後の大きな課題となっております。

従いまして、通商産業省といたしましては、今後の工業用水供給の基幹となると考えられます工業用水道事業について、一方、工業用水道の布設に対する補助金の交付、資金獲得の援助等、一連の助

◎工業用水道事業法 (昭三三、四、二五法八四)

一、提案理由(三月六日)

○小笠政府委員 たいま議題となりました工業用水道事業法案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

わが国経済の発展をはかるためには、道路、港湾、鉄道、工業用水、工業用地等の工業立地条件を総合的に整備し、その隘路を開闢することによって、工業生産の急速な拡大をはかることが、基本的な重要性を有することは、あらためて申し上げるまでもありません。なかんずく、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものであり、かつ、きわめて大量の供給を必要とするものでありますので、豊富低廉な用水の確保は、工業の発展をはかる上において、最も重大な要件をなすものであります。しかるに、近年における工業生産の急速な拡大に伴いまして、工業用水に対する需要な急激な増大を見せ、このため、主要な工業地帯においては、用水の供給がきわめて逼迫いたしました。今や工業用水の不足が工業の発展にとって重大な阻害要因となるに至ったのであります。

一方、工業用水に対する需要の増大に伴いまして、その最大の供給源であります河川水は、これまでのように工場の近辺に求めることが困難となって参りまして、工場がみずから単独で引水することは、きわめて困難となったばかりでなく、河川水と並ぶ大きな供給

成措置を講ずるとともに、他方これらの措置を通じて積極的な行政指導を行うことによりまして、工業用水道事業の運営の適正化、合理化をはかつてきたのでありますが、何分、工業用水道事業は、最近ようやく普及して参りました事業でありまして、従来、その根拠となるべき法律がなかったのであります。

しかしながら、工業用水の需要の飛躍的増大が必至であり、これに対応するため、工業用水道事業が急激に増加しつつある今日の事態におきましては、従来の体制ではとうてい不十分であると申さなければなりません。通商産業省といたしましては、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給をはかるため、ここに本法案を立案し、工業の健全な発達に寄与したいと考えている次第であります。

本法案の主なる内容は、次の通りであります。

第一に、工業生産の発展に伴い、工業用水道事業が工業用水の主要な供給源となりつつある現状にかんがみまして、工業用水道事業の開始を、地方公共団体の営むものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、法定の基準にのつた工業用水道の建設及び運営が行われるように措置いたしました。

第二に、工業用水道の水源は、量的にきわめて限られており、工業用水道事業は、工業に対して、事実上強い地域的独占性を有するものとなっておりますが、他方、工業用水は、きわめて大量に使用されるものでありますため、その供給条件のいかんは、工業経営に重大な影響を及ぼすこととなります。このため、工業用水道事業者

に、供給規程の設定の義務を課するとともに、その内容について一定の基準を示して、これによらしめることとし、地方公共団体については、これを届け出させるとともに、その他のものについては認可制をとり、その供給条件の適正化をはかることといたしました。

第三に、工業用水の供給は、工業生産上不可欠のものでありますので、その供給が拒まれ、あるいは不測の事故等によつて供給が停止されることとなりますと、直ちに工業生産の停止を招来することとなります。このため、工業用水道事業者に対し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保することといたしました。

第四に、豊富低廉な工業用水の供給をはかるため、工業用水道の布設につき、国が資金の確保その他の援助に努めることを法定いたしましたほか、工業用水道の布設を促進するため、通商産業大臣の行う水源調査、土地立ち入り、土地収用、道路占用の特例等の法的措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(四月一日)

○小平久雄君 たいま議題となりました工業用水道事業法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

近年における工業の著しい発展に伴つて、急激に増大した工業用

ります。

本案は、三月五日当委員会に付託され、翌六日小笠通商産業政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました後、三月二十七日及び本日の委員会において質疑を行い、本日質疑を終局いたしました。引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決した次第であります。

質疑の詳細につきましては会議録に譲ることとし、これにて御報告を終ります。

三、参議院商工委員長報告(四月十六日)

○近藤信一君 たいま議題となりました工業用水道事業法案並びに石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

まず、工業用水道事業法案につきまして申し上げます。

近年の産業発展に伴いまして、工業用水の需要は逐次激増し、主要な工業地帯では、用水の不足が生産の維持と発展に大きな障害となつて居ることは御承知の通りであります。ところで、河川の水は工業用水の最大な供給源であります。最近では、それを工場の付近から取ることは容易でなくなり、同時に、もう一つの供給源である地下水も、大部分の工業地帯では、くみ上げの限界点に達して、地盤沈下などを生じ、それがため、一昨年に制定された工業用水法に基いて、地下水のくみ上げ制限を実施している次第であります。以上のような実情からいたしまして、最近、各地で工業用水道事

水の需要を反映いたしましたして、最近工業用水道事業は急速な拡大を見せつつあり、今後、主要工業地帯における用水の供給は、その大部分が工業用水道事業によつて行われることになるものと考えられるのであります。この事態に対応いたしまして、工業用水の豊富低廉な供給をはかり、工業の発展に資するためには、従来の体制ではとうてい不十分でありますので、新たに法的措置を講じて工業用水道を適正かつ合理的に布設、管理させるとともに、その布設を助成する必要があるのであります。

以上が本法案の趣旨でありまして、次に内容の概略を申し上げます。

第一に、工業用水道事業の開始を、地方公共団体の営むものについては事前届出制、その他のものについては許可制をとることとし、法定の基準にのつた工業用水道の建設及び運営が行われるよう措置したのであります。

第二に、工業用水道事業者に供給規程設定の義務を課するとともに、その内容によらしめることとし、地方公共団体についてはこれを届出制、その他のものについては認可制としたのであります。

第三に、工業用水道事業者に対し、給水の確保、施設の維持について所要の義務を課し、給水の安定性を確保することといたしました。

第四に工業用水道の布設につき、国が資金の確保その他の援助に努めることとし、また、通商産業大臣の水源調査、土地立ち入り、土地収用、道路占用の特例等の措置を講ずることといたしましたのであ

業が急速にできて参りましたが、今後、工業用水の大部分は、これに依存するほかはないと考えられます。そこで、豊富かつ低廉な給水を目的として、工業用水道事業の合理的な発展をはかるためには、国が補助金を交付するなどの助成措置を行いますとともに、積極的な行政指導により、事業運営の適正化を期する必要があると考えられましたので、本法案の提出を見た次第であり、政府は、三十三年度の一般会計に補助金約五億円を計上しております。

次に、本法案の要点を申し上げますと、第一に、工業用水道事業の経営は、地方公共団体については事前届出制、そのほかのものについては許可制をとっております。第二に、本事業は地域独占となる傾きもありませんので、料金など供給規程に一定の基準を設けまして、右に關し、地方公共団体に対しては届出制とし、その他に対しては認可制として、その適正化をはかっています。第三に、給水の安定性を期するため、給水の確保と施設の維持について所要の義務を規定しています。第四に、給水を豊富かつ低廉ならしめるため、国が必要な資金の確保その他に努めることとし、また、水源の調査などに特別な法的措置を講じています。

以上のほか、自家用工業用水道を設置している事業者に対しては、所要事項の届出を要求しています。

本法案につき、当委員会では、慎重に審議いたしました。その詳細は会議録に譲ることをお認めいただきまして、政府当局との質疑のおもなるものを申し上げますと、補助金の交付または起債の協力を受ける事業者選定の条件、補助金に関する今後の見通し、目標とができるようにするなど、開発実施のための方法を規定しております。第二に、坑口開設許可制度について、その期間を延長しております。第三に、本法の有効期間を、昭和四十二年度末まで延長することにしております。第四に、石炭鉱業整備事業団の納付金徴収期間を、現行法の期間内に限定したことでもあります。

以上がこの法律案の概要であります。

委員会における質疑の際に問題となりましたおもな点は、現行法が炭鉱の合理化にもたらした実際上の効果、整備事業団の炭鉱買い上げの実績、長期エネルギー需給見通しにおける重油、原子力等と石炭の関係、昭和五十年七千二百萬トン出炭ベリスの際の炭価の見通しなどの問題であります。詳細は会議録によって御了承を願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決を行いました結果、本法律案は、全会一致をもって衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告を終わります。

とする工業用水のトン当りの平均価格、計画が競願になる場合の処理、既存の水利権を侵害するおそれのある場合の措置、部分的に他の用水と競合する場合の調整策及び工業用水法、河川法及び上下水道などとの関係の問題等であります。

質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、次いで採決に入りましたところ、全会一致をもって、本法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、石炭鉱業の深刻な不況を背景に、昭和三十年八月に制定され、非効率炭鉱の買い上げ、坑口の開設制限等の措置により石炭鉱業の合理化をはかろうとしたものであります。この法律の施行以来二年半、炭鉱の合理化は著しく進捗いたしました。一方、わが国経済の基調は、昭和三十年以降著しい変貌を遂げ、急速な拡大発展を示したため、石炭の需給関係も、本法制定の当時とはだいぶ事情が異なつて参りました。本法は、エネルギー需要増大の傾向に対処して、豊富低廉な石炭の供給を確保するため、現行法を改正しようとするものでございます。

改正点の要旨を簡単に申し上げますと、第一に、石炭資源の開発を急速かつ計画的に行うため、未開発炭田の開発に関する規定を新しく設けたことあります。このために、国が開発地域を指定し、開発計画を定め、事業計画を徴し、必要あれば鉱区の調整を行うこ

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

(昭三三、四、二五法八五) (衆)

一、提案理由(四月十七日)

○長谷川四郎君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明いたします。

まず、第一の、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正は、今回内閣総理大臣等特別職の職員の給与改訂に対応して、この際規定を整備し、議長は内閣総理大臣、副議長は國務大臣、議員は各省政務次官の俸給月額にそれぞれ相当する額を歳費月額として受けるよう改正し、期末手当についても同様、これら特別職の職員の例にならうことといたしました。

第二に、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部改正は、二大政党下における立法事務の激増の現状にかんがみ、その月額一万円を二万円に改訂しようとするものであります。

第三の、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正は、昨年実施された一般職の職員の給与調整との均衡上、議員秘書の給料二万三千百円を二万三千三百円に是正するとともに、その滞在雑費

二百円を三百円に改め、かつ、この際秘書の期末手当についての特別規定を設けました。すなわち、議員の秘書は、みずからの意思によらず、議員の任期満限または衆議院の解散によりその地位を失うという特殊な身分関係にありますので、議員の任期が満限に達し、または衆議院が解散されたときは、その日に在職する秘書に対し、その者の在職期間に応じて期末手当を受けるものとしたし、ただ、これらの者がその後再び引き続いて議員の秘書となり、六月十五日または十二月十五日に再び期末手当を受けるときは、前に受けた期末手当と重複して受けることのないよう必要な規定を置きまして、この際、議員の秘書にして任期満限または解散により退職することになる者にも期末手当支給の道を開くことといたしました。

これらは、いずれも四月一日より適用することとし、これに伴う必要な経過規定を設けてあります。

本案は議院運営委員会において立案したものであります。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

二、参議院議院運営委員長報告(四月二十二日)

○安井謙君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案のおもな内容について申し上げます。

第一点は国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の改正であります。今回の特別職の職員の給与改訂に対応し、国会議員の

歳費に関する規定を整備するとともに、議員が公務上死亡した場合において、その遺族に対し特別弔慰金を支給する制度を新たに設けようとするものであります。すなわち、各議院の議長は内閣総理大臣の俸給月額に、副議長は國務大臣の俸給月額に、議員は政務次官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受けることとし、また、議長、副議長及び議員が公務上死亡したときは、弔慰金のほかに、歳費月額三分分に相当する金額を特別弔慰金として、その遺族に支給することといたしております。

第二点は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の改正でありまして、最近における立法事務の激増に対応し、現在、議員一人につき一万円となっております立法事務費を、二万円に増額しようとするものであります。

第三点は、国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正でありまして、秘書の給料につき一般職の職員の給新との均衡をはかるため、これを是正するとともに、滞在雑費を百円増額し日額三百円とするほか、期末手当について特例を設けようとするものであります。すなわち、秘書の期末手当につきましては、従来、六月一日から十四日まで、または十二月一日から十四日までの間に議員の任期が満限に達し、または衆議院が解散されたときは、それぞれ六月十五日または十二月十五日に在職したものとみなし、これを支給していたのであります。今回さらに六月十六日から十一月三十日までの間、または十二月十六日から五月三十一日までの間に、右の事態が生じた場合は、その日に在職する秘書に対し、その者の在職期間に

応じて期末手当を支給することといたしております。なお、本法は四月一日から適用することといたしております。

本委員会におきましては、慎重に審議いたしました結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(註) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

◎特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (昭三三、四、二五法八六)

一、提案理由(三月四日)

○坊政府委員 たいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

特別職の職員の現行俸給月額、昭和二十七年十一月に定められたものでありますが、その後今日までに、一般職の職員につきましては、再度にわたり給与の改定が行われたにもかかわらず特別職の職員の給与は、秘書官等の一部の職員以外は据え置かれたままとなっております。従って、この際、特別職の職員について、その俸給月額の改定を行うとともに、あわせて給与制度全般についての整備を行うため、特別職の職員の給与に関する法律等につき所要の改正を加えることが必要であると考へまして、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律の概要を御説明申し上げます。

第一に特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正いたしました。特別職の職員俸給月額を改定し、この改定に関連して、俸給表の体系に再検討を加え、秘書官に対して、一般職の職員の例によ

り、勤務手当を支給するものとし、委員会、審議会等の委員長、委員等で、他の職務等に従事し、それから生ずる所得が主たる所得となつてゐる者には、俸給月額を支給せず手当を支給するものとし、常勤を要する国家公務員から引き続き特別職の職員となつた者のうち、公務員としての在職期間が長期にわたる者に対して支給してゐた特別手当は、俸給額の改定を機会として、これを廃止するとともに、新設の科学技術会議の常勤及び非常勤の職員を、特別職の職員の適用範囲に加えることとしております。

第二に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正いたしました。特別職の職員の俸給月額の改定に伴い、その暫定手当の額を別途政令で定めることとしてしております。

第三に、会計検査院法、国家公務員法、文化財保護法及び自治庁設置法等の一部を改正いたしました。特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に関連して、これらの法律につき所要の整備を行うこととしております。

第四に、防衛庁職員給与法の一部を改正いたしました。防衛事務次官及び統合幕僚会議長の俸給月額を改定するとともに、その給与体系を、特別職の職員に準ずるものに改めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭三三―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十二日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―一五三)の委員長報告と一括して掲載)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

二七四

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (昭三三、四、二五法八七)

一、提案理由(三月四日)

○今松政府委員 たいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

この改正案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員に対し、新たに通勤手当を支給しようとするものであります。

すなわち、通勤手当は、有料交通機関または自転車等を利用して片道二キロメートル以上の距離を通勤する職員に対して支給することとし、その支給額は、有料交通機関等により通勤する者に対しては、月額六百元を限度として、一カ月の通勤費に相当する額から百円を差し引いた額とし、自転車等で通勤する者に対して、月額百円といたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基きまして、一般職の職員の給与に関する法律及び関係法律の改正を行い、本年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭三三―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十二日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―一五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律 (昭三三、四、二五法八八)

一、提案理由(三月四日)

○小山(長)政府委員 たいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、今般人事院の勧告の趣旨にかんがみ、一般職の国家公務員に新たに通勤手当を支給するため、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。防衛庁職員に対しても一般職の職員と同様に通勤手当を支給することといたしますとともに、この機会に昨年末行われた期末手当の増額に伴いまして、航空手当等の額の俸給日額に対する割合の最高限度を改める等必要な措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

次に本法律案の内容の概要を申し上げます。

まず通勤手当につきましては、一般職国家公務員の例にならない、その内容は一般職職員の場合と全く同様であります。

次に航空手当等につきましては、昨年末に行われました期末手当の増額に伴いまして若干の増額を必要といたしますので、俸給に対

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

する割合の最高限度の増額分だけ引き上げることといたしました。

なお、通勤手当の新設並びに航空手当等の率の改訂に伴いまして、公務災害補償関係規定の整備をいたした次第であります。

以上が本法律案の提案の理由並びに内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭三三―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十二日)

(科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一五三)の委員長報告と一括して掲載)

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三・四・二五法八九)

一、提案理由(三月十二日)

○横川政府委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を一括して御説明申し上げます。

この両法律案は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長の報酬または俸給の各月額を増額しようとするものであります。御承知の通り、これらの裁判官及び検察官以外の裁判官及び検察官の報酬または俸給は、一般の政府職員の俸給に準じて昭和二十三年六月以降数回にわたり増額されたのでありますが、右に述べました最高裁判所長官及び検事総長等の裁判官及び検察官の報酬または俸給は、内閣総理大臣等の他の特別職の職員の俸給に準じて定められております関係上、これらの職員の俸給と同様にしばしばその増額が見送られたまま現在に至っております結果、他の裁判官及び検察官並びに一般の政府職員の報酬または俸給に比較して著しく均衡を失っているのであります。今回政府におきましては他の特別職の職員の給与を一般の政府職員の給与との均衡等を考慮して改訂することとし、別に特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を今国会に提出

いたしましたことは御承知の通りであります。この改訂の趣旨にかんがみ、この際、前に述べました最高裁判所長官及び検事総長等の裁判官及び検察官の報酬または俸給についても、これを改訂するのが相当と考えられるのであります。そこで、最高裁判所長官の報酬月額を十五万円に、最高裁判所判事及び検事総長の報酬または俸給の各月額を十一万円に、東京高等裁判所長官の報酬月額を十万円に、その他の高等裁判所長官及び東京高等検察庁検事の報酬または俸給の各月額を九万五千円に、次長検事及び東京高等検察庁検事以外の検事長の俸給の各月額を九万円にそれぞれ増額することとしたのであります。

以上がこの両法律案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

執行吏は、御承知の通り、一般の公務員に準じて恩給を受けることになっており、その年額は、執行吏の手数料に対する国庫補助基準額、すなわち執行吏の一年間の収入した手数料がその額に達しないときに国庫から不足額を支給するための基準になっている金額を俸給年額とみなして算定することになっているのであります。この国庫補助基準額は、一般の公務員の給与水準に応じて定められているのであります。ところで、このたび政府におきましては、老齢の退職公務員等の処遇の改善をはかるため、昭和二十八年十二月三十

一日以前に給与事由の生じた一般の公務員の恩給について、その計算の基礎となる俸給年額を従来の一万二千八百二十円の給与水準による金額から一万五千四百八十三円の給与水準による金額に増額する等所要の措置を講ずることとし、そのために必要な法律案を今国会に別途提出いたしましたことは、御承知の通りであります。そこで、執行吏の恩給につきましても、これと歩調を合せる必要がありまますので、この法律案では、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給については、その年額を、一般の公務員の場合と同様に、一万五千四百八十三円の給与水準による国庫補助基準額である十一万五千円を俸給年額とみなして算出した額に増額することとしたほか、一般の公務員の恩給の場合と同趣旨の措置を講ずることいたしました。

以上が訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

○林博君 ただいま議題となりました五法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の二法案について一括して申し上げます。

両法律案の改正要点は次の通りであります。従来、高等裁判所長

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

官以上の裁判官及び検事長以上の検察官の報酬、俸給は、内閣総理大臣等特別職の職員の給与に準じて定められております関係上、他の一般の裁判官及び検察官の報酬、俸給並びに一般政府職員の俸給に比較して均衡を失っておったのであります。今回、政府におきまして、内閣総理大臣等特別職の職員の給与を改訂する法律案を別途提出いたしましたので、これに対応して、これら上級の裁判官及び検察官の報酬、俸給を改定しようとするものであります。

両法案は、三月一日当委員会に付託され、一括審議の上、四月十六日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より、両案に対し、共同して修正案が提出されました。修正案の内容は、右二法案につき、おのおのその附則の施行期日を変更して公布の日から施行するとともに、本給与の改定を四月一日に遡及して支給しようとするものであります。

次いで、採決に入り、二法案の修正案並びに修正部分を除く政府原案はそれぞれ全会一致をもって可決せられた次第であります。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知の通り、裁判所の執行吏は一般公務員に準じて恩給を受けることになっており、その年額は執行吏の手数料に対する国庫補助基準額でありまして、これは一般公務員の給与水準に応じて定められているのであります。ところで、このたび、政府におきましては、一般公務員の恩給について、その計算の基礎となる俸給年額を増額する等所要の措置を講ずることとし、そのために必要な法律案

を今国会に別途提出し、すでに本院において可決いたしましたのであります。そこで、執行吏の恩給につきましても、これと歩調を合せる必要がありますので、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、その年額を、一般公務員の場合と同じように、一万五千四百八十三円の給与水準による国庫補助基準額である十一万五千円を俸給年額とみなして算出した額に増額することとしたのであります。

さて、本案は、去る三月六日当委員会に付託せられ、慎重審議の上、四月十六日質疑を終了し、討論なく、採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の改正点は、第一に、最近における市町村の廃置分合等に伴いまして、栃木今市簡易裁判所及び今市簡易裁判所の名称をそれぞれ変更し、第二に、市町村及びその他の行政区区域の変更あるいは交通上の利便等に伴いまして、広島簡易裁判所外五簡易裁判所の管轄区域を変更し、第三に、市町村の廃置分合等に伴いまして、この法律の別表、第四表及び第五表について所要の整理を行おうとするものであります。

本案は、三月十二日当委員会に付託せられ、慎重審議の上、四月十六日質疑を終了し、討論なく、採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決せられた次第であります。

三、参議院法務委員長報告(四月二十二日)

○一松定吉君 たいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案並びに検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果について、一括して御報告申し上げます。

従来、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官並びに検事総長、次長検事及び検事長の報酬または俸給は、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給に準じて定められていることは、皆様御承知の通りでございます。昭和二十三年六月以降、その増額は見送られたまま現在に至っております。その結果、一般の裁判官、検察官並びに一般の政府職員の報酬または俸給に比較いたしまして、著しく均衡を失っているのであります。そこで、今回、提案されました特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の趣旨に歩調を合わせまして、現在の報酬または俸給の月額について、最高裁判所長官を十五万円、最高裁判所判事を十一万円、東京高等裁判所長官を十万円、その他の高等裁判所長官を九万五千円に修正すべく本法案が提案せられたのであります。また、検察官の俸給につきましても、検事総長を十一万円、次長検事を九万円、東京高等検察庁検事長を九万五千円、その他の検事長を九万円に修正することにしたのであります。

この両法案につきまして、衆議院におきましては、四月一日から適用することに政府原案を修正の上、当参議院に送付して参った

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

最後に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案の改正点は、次の二点であります。第一は、最近、地方裁判所におきまして、本来合議体で扱うのが適当と思われる複雑困難な事件が、裁判官の不足等のため、やむなく一人の裁判官で扱われておるような実情でありますので、この際第一審の充実強化の一つの措置として判事補二十名の増員を行おうとするものであります。第二は、裁判所におきましては、二カ月以内の期間を定めて雇用しておる定員外の常勤職員が相当数勤務しておるのであります。が、今回、政府におきまして、各行政機関における定員外職員を定員化する法律案を別途提出いたしましたので、これに対応して、定員外職員のうち四十四人を裁判所定員法による裁判所の職員数に組み入れようとするものであります。

本法案は、二月二十日当委員会に付託せられ、慎重審議の上、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より、本案に対し共同して修正案が提出されました。修正案の内容は、附則の施行期日を変更して公布の日から施行するとともに、本改正を四月一日に遡及して適用しようとするものであります。

次いで採決に入り、修正案並びに修正部分を除く政府原案はそれぞれ全会一致をもって可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

であります。

そこで、当委員会におきましては、三月十日、政府当局より提案の理由を聴取いたしました後、三回にわたり慎重審議を重ねまして、一松、大川、棚橋、亀田の各委員から熱心な質疑がなされたのであります。特に、司法権の独立及び法曹一元化の見地からいたしまして、最高裁判所の長官及び判事の報酬は、内閣総理大臣等の俸給に追従することをやめまして、独立して定むべきものであるというところ、最高裁判所の裁判官の職務の特殊性にかんがみ、長官と判事との間における報酬の差を少くすべきこと、一般の裁判官の報酬をもっと増額すること等に論議が集中せられたのであります。かくのごとき論議が盛んにかわされました理由は、人権の擁護ということについては、裁判官の人物を得るということ、裁判官の裁判というものが、合法的に国民の信頼を受けるような判決を得なければならぬというところから、特にこれらの人々の地位を高め、待遇を改善するという趣旨に基いたのであります。これらの詳細につきましては、会議録をごらん願うことにいたしまして、ここには申し上げます。

かくして、四月十八日、両法案につきまして討論に入りまして、大川、棚橋両委員から、それぞれ賛成の討論がなされまして、採決に入りましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

特に、最後に申し上げますが、衆議院において修正せられましたことは、この附則の、「この法律は、昭和三十三年四月一日から施

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

二八〇

行する。」ということ、これを修正して当院に回したことは、さきに申し上げた通りであります。この法律は公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用するということは、衆議院において修正せられ、そのまま当院においても、これをのんだのでございます。以上をもって御報告を終わります。

◎ 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三三、四、二五法九〇)

一、提案理由(三月十一日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法八九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法八九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(四月二十二日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法八九)の委員長報告と一括して掲載)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

二八一

◎入場税法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二六法九一)(衆)

一、提案理由(三十二年三月二十九日)

○山本幸一君 たいま議題となりました入場税法の一部を改正する法律案について、その提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。この法律案は、昨二十八日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提案した法案であります。

本案の改正内容は、現在芸術的価値が高いと思われる歌舞伎、新劇等の純演劇について高率の入場税が課税されている現状にかんがみ、これら純演劇育成の見地から、政令で定めるものについては、その入場税の税率を軽減する措置を講じようとするものであります。すなわち、現行の入場税の税率は、入場料金が八十円まで二〇%、百三十円まで三〇%、百五十円まで四〇%、百五十円をこえるもの一律に五〇%となっておりませんが、本案の改正で、入場料金が八十円をこえ三百円以下で政令で定めるものについては、現行の規定にかかわらず、二〇%の税率により課税しようとするものであります。なお、この改正による初年度の減収額は約一億二千万円の見込みでございます。

大蔵委員会は、本案の提案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、政府に対し意見を求めましたところ、

ろ、政府側より、やむを得ない旨の意見が開陳せられました。

以上がこの法律案の提案理由並びにその内容の概略であります。何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望いたす次第でございます。

(衆議院においては委員会の審査は省略された。)

(参議院継続審査中の法律案)

二、参議院大蔵委員長報告(三月三十一日)

(関税込率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三三、一法四二)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(四月二十二日)

(日本開発銀行法の一部を改正する法律(昭三三、一法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

◎臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律 (昭三三、四、二六法九二)

一、提案理由(二月十九日)

(開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三三、一法四五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月八日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三三、一法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十三日)

(農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三三、一法一二二)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業信用保険公庫法

(昭三三、四、二六法九三)

一、提案理由(二月二十七日)

○前尾国務大臣 たいま提案されました中小企業信用保険公庫法案について、提案の理由を御説明申し上げます。

従来、中小企業に対する金融対策としては、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫等の中小企業専門金融機関の貸し出し資金量の増大を初めとして、種々の施策を講じて参ったのであります。元来、信用力、物的担保力の不足のゆえをもって、通常の金融ベースには乗りがたい中小企業に対して、資金融通を円滑に行うためには、融資資金源の増大のほかに信用補完制度の拡充強化がきわめて必要とされるのであります。

この信用補完制度としては、現在中小企業信用保険特別会計による保険制度と信用保証協会による保証制度とがあり、逐年その制度の改善が行われて今日に至っておりますが、その利用状況は飛躍的に増大し、制度発足以来昭和三十三年十二月までの利用額の累計は、保険制度において千五百八十四億円、保証制度において四千四百億円に達し、中小企業金融の円滑化のために多大の貢献を果して参りました。しかしながら、両制度の機能並びに業務分野については、かなり重複する面があるのみならず、またその業務の運営及び

事業経営の基礎となるべき資産の状況についても、なお幾多改善の余地が見受けられますので、信用補完制度の一その合理化と強化をはかるためには、両制度の機能並びに業務分野の調整を行いますとともに、その機構についても、この際画期的な整備を行うことが適当であると考えられるのであります。

このような理由によりまして、先般金融制度調査会に諮り、このほどその成案を得ましたので、政府といたしましては、その趣旨にのっとり、機構整備の面については、従来の中小企業信用保険特別会計を発展的に解消して中小企業信用保険公庫を創設し、昭和三十三年度において一般会計から八十五億円を出資し、そのうち二十億円を信用保証協会の保証の増大に充てるための原資としてこれに貸し付けることとし、中小企業信用補完制度に関する機構の強化と機能の拡充に資することとした次第であります。すなわち、この法律案は、以上の趣旨に従いまして、中小企業者の債務の保証等につき、保険を行いますとともに、信用保証協会に対して、その業務に必要な資金を融通することにより、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にすることを目的として中小企業信用保険公庫を設立しようとするものであります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、中小企業信用保険公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の規定によりまして政府から出資された六十五億円及び中小企業信用保険特別会計から承継する現有資産の額の合

計額をもってこれに充てることといたしました。

第二に、公庫の役員としましては、理事長一人、理事三人及び監事二人を置くこととなっております。

第三に、公庫の行う業務であります。公庫の設立の目的に従いまして、おもな業務としては、中小企業信用保険法に基づく保険業務及び信用保証協会に対する事業資金の貸付業務を行わせることとしております。なお、業務の方法並びに事業計画及び資金計画につきましましては、主務大臣の認可を受けなければならないこととしております。

第四に、公庫の会計であります。その予算及び決算につきましましては、公庫の予算及び決算に関する法律の定めるところにより、国会の承認をうけることになっており、利益及び損失の処理につきましましては、損失が生じたときは利益積立金及び資本金を取りくずして整理し、利益が生じたときは、資本金の減額分を埋めるほか、利益積立金として整理することとしております。また余裕金の運用につきましては、すべて資金運用部に預託して行うこととしております。

第五に、公庫についての主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とし、両大臣がその監督を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。なお、保険、保証両制度の業務分野の調整につきましては、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を引き続いて提案いたす所存であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛

同あらんことを切望いたす次第であります。

なお、一括議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申し上げます。

中小企業金融公庫は、中小企業業者の行う事業の振興に必要な長期資金を供給するため、昭和二十八年八月、政府金融機関として設立されて以来、主として中小企業の設備資金の供給を通じて、その合理化、近代化の促進に重大な貢献をしてきたのであります。中小企業の資金需要増加に伴い、その事業規模も逐年拡大の一途をたどり、その貸し出し残高は昭和三十三年一月末現在で約八百四十億円に達することとなりました。しかしながら、最近の目ざましい経済事情の進展に伴い、中小企業の合理化、近代化を促進する必要性がさらに強まりつつある現状にかんがみ、中小企業金融公庫がこの面において果す役割も、ますます増加するものと考えられますので、政府は、昭和三十三年度の財政投融资計画におきましても、同公庫の貸付規模を、本年度より増加して五百七十億円程度とするよう配慮いたした次第であります。このような貸付規模の増加に伴いまして、公庫の業務を円滑に遂行するためには、その機構を充実強化する必要があると考えられますので、この際中小企業金融公庫法の一部を改正し、もって業務拡大の実勢に即応せしめたいと考える次第であります。なお、この際貸し出しの対象についても、あわせて所要の改正を行いたいと考えております。これが本法案を提案した理由であります。

次に、本法案の概略を御説明申し上げます。

第一は、公庫法第二条に規定する公庫の貸出対象のうち、環境衛生同業組合及び同連合会に関する規定について改正を行うことであり、環境衛生同業組合及び同連合会は、昭和三十二年九月環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行により、中小企業金融公庫の貸付対象となったのでありますが、これを貸付対象とした趣旨は、その組合及び同連合会が、中小企業者を主体として構成されているものであるからであり、従って、この際これを明確化するため、その直接または間接の構成員の三分の二以上が、常時三十人以下の従業員を使用する者であることを、貸付対象としようとするものであります。

第二は、代表権を有する副総裁を置くこととあります。中小企業金融公庫の業務は、前述のように資金量の増加に伴い逐年増大しており、その内容も複雑多岐にわたると同時に、その機構も、発足当時に比較して著しく拡大している現状にかんがみ、今般代表権のある副総裁を置き、機構の充実をはかり、もって公庫業務をその実情に即応して円滑に遂行しうるよう、その体制を整備しようとするものであります。

以上が、法案の内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(四月四日)

○小平久雄君 たいまい議題となりました中小企業信用保険公庫法案外二件につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果

資本金の取りくずし等によって処理することとあります。そのほか、余裕金の運用につきましては、すべて資金運用部に預託して行うこととしております。

第四に、公庫についての主務大臣は通商産業大臣及び大蔵大臣とし、業務の方法、事業計画及び資金計画については主務大臣の認可を要するとともに、その他必要な監督を両大臣が行うこととあります。

次に、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

第一は中小企業信用保険法の改正であります。これが本案の最重要部分でありまして、その要旨は、信用保証協会を相手方とする包括保証保険制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険及び普通保証保険の制度については、その機能を若干縮小して、しばらく存置するとともに、金融機関を相手方とする保証保険は廃止することとあります。

第二は公庫の予算及び決算に関する法律の改正でありまして、中小企業信用保険公庫が保険金支払い等あらかじめ指定を受けた費目に予備費を使用する場合には大蔵大臣の承認を要しないこととすることとあります。

第三は、税法及び行政機構関係の法律に所要の改正を加えることとあります。

以上の両案のうち、中小企業信用保険公庫法案は、二月二十四日に当委員会に付託され、二十七日に提案理由の説明を聴取し、中小

の概要を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保険公庫法案について申し上げます。中小企業に対する金融対策としては、融資資金源の増大とともに、信用補完制度の拡充強化がきわめて必要とされることは、御承知の通りであります。この信用補完制度は逐年その利用が増大し、制度の改善も行われつつ今日に至っておりますが、なお幾多改善の余地を残しておりますので、この際画期的な整備を行うことが適当であり、この趣旨に基きまして本案が提出されたのであります。すなわち、本案は、中小企業信用保険公庫を創設し、中小企業信用補完制度の中核機関たらしめようとするものであります。

次に、その内容について簡単に御説明いたします。

第一に、公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金二十億円、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律により政府から出資される六十五億円、及び中小企業信用保険特別会計から承継する現有資産の合計額をもってこれに充てることとあります。

第二に、公庫の行う業務は、中小企業信用保険法による保険業務及び信用保証協会に対する事業資金の貸付業務とすることとあります。すなわち、本年度におきましては、保険については保険準備基金として六十五億円、資金貸付については二十億円を政府から出資することとしております。

第三に、公庫の予算及び決算につきましては国会の承認を受けることとし、利益及び損失につきましては、利益積み立て、あるいは企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、三月一日に付託され、四日に提案理由の説明を聴取いたしました。

その後、両案を一括して三月十三日より審議を進め、慎重を期するために二十六日両案に関する審査小委員会を設けまして熱心に検討を続けたのでありますが、四月一日に至り、小委員会においてほぼ結論を得て、同日、小委員長内田常雄君より委員会に報告がありました。

この小委員会の結論に基きまして、翌二日、自由民主党並びに日本社会党共同提案による修正案が提出され、引き続き両案及び修正案につきまして採決を行いましたところ、中小企業信用保険公庫法案は全会一致をもって可決すべきものと決し、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案は、これも全会一致をもって修正案の通り修正すべきものと決した次第であります。

修正の要旨は、普通保証保険につきまして、現行制度の後退とならないよう、填補率を原案より引き上げるものであります。

なお、自由民主党並びに日本社会党共同提案により、両案に対する附帯決議案が提出され、松平忠久君の趣旨説明の後、これまた全会一致をもって両案に対しそれぞれ提案通りの附帯決議を付することと決しました。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

中小企業金融公庫は、中小企業の政府機関として、主として設備資金の供給を通じて、その合理化、近代化の促進に貢献をして参つたのでありまして、その事業も逐年拡大し、昭和三十三年度におきましては、前年度より約二十二億円増の五百七十億円の貸付を行う計画になっております。

本改正案は、このような事業規模の拡大に即応して公庫の機構の充実をはかるためと、あわせて貸付対象について所要の改正を行うために提案されたものであります。

改正の第一点は、環境衛生同業組合及び同連合会が現在公庫の貸付対象となっておりませんが、これは組合の構成員の主体が中小企業者であるために貸付対象となつているのでありますから、この趣旨を明確にするため、構成員の三分の二以上が中小企業者である組合及びその連合会を対象にする旨を明記することでありまして、第二点は、公庫に代表権を有する副総裁を置くことでありまして。

本案は、二月二十六日に当委員会に付記され、翌二十七日に提案理由の説明を聴取いたしました後、三月六日より質疑に入り、本日に至りまして質疑を終局し、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

なお、その際、自由民主党並びに日本社会党共同提案による附帯決議案が提出され、阿左美広治君の趣旨説明の後、これまた全会一致をもって提案通りの附帯決議を付することに決しました。

以上申し上げました三法案に関する質疑の詳細及び附帯決議等につきましましては会議録を御参照願うこととし、これにて御報告を終ります。

ます。

三、参議院商工委員長報告(四月二十三日)

(日本貿易振興会法(昭三三―法九五)の委員長報告と一括して掲載)

◎中小企業信用保険公庫法の施行に伴う

関係法律の整理等に関する法律

(昭三三、四、二六法九四)

一、提案理由(三月四日)

○白浜政府委員 大臣が閣議中でありまして、私、かわりまして、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、提案の理由及び法律案の概要を御説明申し上げます。

政府といたしましては、中小企業に対する信用補完制度の拡充強化をはかるため、その機構の整備については、さきに中小企業信用保険公庫法案を提出いたしました。さらに中小企業信用保険法その他の関係法律を改正する必要がありますので、本法律案を提出することとした次第であります。

次にそのおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法の一部改正であります。すなわち、中小企業信用補完制度につきましては、昨年十二月、金融制度調査会から、今後における中小企業者に対する信用補完は、すべて信用保証協会の保証によらしめ、中小企業信用保証協会の債務保証に対する再保険的機能を営むものとして運営し、かつ、その保険の種類も包括保証保険によることを原則とするも、ただこれが円滑に行わ

れるよう、信用保証協会の現状等を勘案して必要な経過措置を考慮すべき旨の答申がありました。そこで、今回この答申の趣旨にのっとり、中小企業信用保険法の一部を改正し、信用保証協会を相手方とする包括保証保険制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険制度は、その機能を縮小して、実情に即してしばらく存置せしめるとともに、金融機関を相手方とする保証保険は廃止するという措置をとることとした次第であります。

第二は、公庫の予算及び決算に関する法律の改正であります。すなわち、中小企業信用保険公庫の予算決算につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律に所要の改正を加え、特に、公庫の会計制度に弾力性を与え、実情に即した措置を実施し得るよう、公庫が保険金等あらかじめ指定を受けた費用に予備費を使用する場合には、大蔵大臣の承認を要しないものとしたことあります。

第三は、法人税法、所得税法等を改正して、公庫について非課税の措置をとつたことあります。

第四は、行政機関職員定員法、中小企業庁設置法等の関係法律について、中小企業信用保険特別会計が廃止され、公庫が設置されることに伴い、所要の改正を行なつたことあります。

以上が中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(四月四日)

(中小企業信用保険公庫法(昭三三―法九三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院商工委員長報告(四月二十三日)

(日本貿易振興会法(昭三三―法九五)の委員長報告と一括して掲載)

◎日本貿易振興会法 (昭三三、四、二六法九五)

一、提案理由(二月二十七日)

○前尾国務大臣 たいま議題となりました日本貿易振興会法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明いたします。

今さら申し上げるまでもなく、わが国経済の基盤を拡大し、その発展をはかるためには、輸出を振興することが絶対的に必要であります。政府におきましては、ことにその重要性に思いをいたしまして、先般来輸出金融の改善、税制上の優遇等、輸出を振興するに必要と思われる種々の施策の実施に留意してきた次第であります。しかしながら、輸出の振興をはかりますためには、かかる制度的改正のみをもっては十分とは言えないのであります。海外市場の調査、国際見本市への参加、広報宣伝活動等のいわゆる貿易振興事業を強力に推進する必要がありますのであります。

この必要性にかんがみまして、従来財団法人海外貿易振興会に対し補助金を交付し、これら貿易振興事業を実施させていたのであります。が、国際収支を根本的に改善し、わが国の経済を長期にわたり安定的に拡大せしめる素地を作りますためには、これら貿易振興事業を強力に実施する中枢機関を設立し、その行う事業を大幅に拡充強化する必要がありますのであります。このため、政府におきましては、この貿易振興事業実施の中枢機関として、本日提出いたしました

日本貿易振興会法

たような日本貿易振興会の構想を取りまとめまして、御審議をわずらわすことといたしましたのであります。

すなわち、この法案は、以上の趣旨に従いまして、わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施することを目的としたしまして、日本貿易振興会を設立しようとするものであります。が、その事業の運営に際しましては、中小企業のための貿易振興に特に重点を置く所存であります。すなわち、中小企業につきましては、わが国貿易に大きな比重を占めているにもかかわらず、経済的負担能力が乏しく、十分な海外活動ができない実情にありますので、海外市場の動向把握とか、商品の海外宣伝等につき、特別の便宜をはかる必要があるのであります。日本貿易振興会の事業運営に当りまして、この点に遺憾なきを期する所存であります。

次にこの法案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、日本貿易振興会の資本金は二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律により、その全額を政府が出資する法律により、その全額を政府が出資することといたしました。

第二に、振興会の役員としましては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、理事長、副理事長及び監事は通商産業大臣が任命し、理事は理事長が通商産業大臣の承認を受けて任命することになっております。

なお、振興会の行う事業が、民間業界と特に密接な関係がある点にかんがみまして、民間学識経験者をもって構成される運営審議会

を設置し、振興会の運営に当って、民間の創意を取り入れ、弾力的な運営をはかり得ますよう特に留意いたしました。

第三に、振興会の行う業務であります。日本貿易振興会設立の目的に従いまして、おもな業務としましては、貿易に関する調査及びその成果の普及、わが国の産業及び商品の紹介宣伝、貿易取引のあっせん、博覧会、見本市等の開催または参加等の業務を行わせることとしたのであります。なお、これらの業務の実施に当りまして、中小企業のために重点が置かれることは、先ほど申し述べた通りであります。

第四に、振興会の財務及び会計であります。振興会は毎年、事業計画、資金計画及び収支予算につきまして通商産業大臣の認可を受けなければならないこととしたのを初めとして、振興会の財務諸表、借入金、重要財産の処分等についても、通商産業大臣の認可または承認を受けなければならないこととし、また余裕金の運用につきまして一定の制限を付し、振興会の会計の適正化をはかった次第であります。

第五に、振興会は、通商産業大臣の監督に服するのであります。通商産業大臣は、振興会に対して、監督上必要な命令を發し、または報告を徴し、所属職員をして立ち入り検査ができることとしたしました。

最後に、振興会の設立に関する事務は、通商産業大臣が任命する設立委員に処理させることとしたしますが、設立に当りまして、財団法人海外貿易振興会は一切の権利義務を包括承継することとした

するための中枢機関として日本貿易振興会を設立すべく、本法案が提出されたのであります。

次に、本案の要旨を簡単に御説明いたします。

第一に、日本貿易振興会の資本金は二十億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律によって政府が全額出資することでありませう。

第二は、振興会に役員を置くとともに、民間の創意を取り入れ、弾力的運営をはかるために、運営審議会を設置することでありませう。

第三に、振興会の業務は、貿易に関する調査及びその成果の普及、わが国の産業及び商品の紹介宣伝、貿易取引のあっせん、博覧会、見本市等の開催または参加等とすることでありませう。

第四は、振興会の事業計画、資金計画その他財務会計については通商産業大臣の認可または承認を受けるものとし、なお、その際、大蔵大臣との協議を要することでありませう。また、その他の必要な監督は通商産業大臣が行うこととしておりませう。

第五に、振興会は財団法人海外貿易振興会は一切の権利義務を包括承継することでありませう。

本案は、二月二十一日当委員会に付託され、二十七日提案理由の説明を聞きまし後、翌二十八日より十回にわたり慎重審議を行い、三月二十日に質疑を終局いたしました。

かくして、本日、討論を省略して直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は可決すべきものと決した次第であります。

しまして、従来行なってきた貿易振興事業の継続に支障を来たさないようにいたしました。

なお、このほか振興会に対する課税を減免するため、各種税法の一部改正を行いまして、振興会の業務の運営に遺憾なきを期した次第であります。

以上、簡単でございますが、この法律案及びその要旨を御説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上御賛同賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院商工委員長報告(三月二十五日)

○小平久雄君 たいま議題となりました日本貿易振興会法案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

わが国貿易の発展、特に輸出の振興の重要性につきましては今さら申し上げるまでもないのであります。このため、従来より、輸出入取引の改善並びに輸出における金融上、税制上の優遇措置等々の諸施策を講ずるとともに、海外市場の調査、国際見本市への参加、広報宣伝等のいわゆる貿易振興事業につきましては、財団法人海外貿易振興会に補助金を交付して事業を実施させて参ったのであります。が、今後の貿易伸展、国際収支改善の素地を作るためには、この貿易振興事業を飛躍的に拡充し、強力に推進する必要があるのであります。この趣旨に従いまして、貿易振興事業を総合的かつ効率的に実施し、なお、特に中小企業の貿易振興に重点を置いて運営

す。

引き続き、自由民主党並びに日本社会党共同提案による附帯決議案が提出され、田中武夫君の趣旨説明の後、これまた全会一致をもって提案の通りの附帯決議を付することに決しました。

質疑の内容及び附帯決議につきましては会議録を御参照願うこととし、これにて御報告を終わります。

三、参議院商工委員長報告(四月二十三日)

○近藤信一君 たいま議題となりました日本貿易振興会法案及び中小企業関係二法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本貿易振興会法案について申し上げますと、本法案は、従来の財団法人海外貿易振興会を改組しまして、新たに特殊法人日本貿易振興会を設立し、その資本金二十億円を全額、政府が出資することとし、この振興会に、貿易に関する調査と、わが国の産業や商品の紹介宣伝等の事業を行わせようとするものであり、その運営については、民間の学識経験者で構成する運営審議会を置いて、重要事項を調査審議させることとしてあります。なお、振興会は通産大臣の監督を受け、それについて所要の規定が設けられているとともに、この振興会が設立されると、従来の海外貿易振興会は一切の権利義務を包括承継することとしております。

以上が本法案の骨子であります。商工委員会におきましては、参考人の意見を聴取するなど、慎重

かつ熱心に審議を行なつたのであります。質疑の要点は、資本金の出所を初め、従来の振興会の事業及び将来の運営方針等でありましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと思ひます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず、阿部委員より、振興会の役員欠格条項から、政党的役員を削り、あわせて所要の修正を行う趣旨の修正案が提出され、次いで、相馬委員、大竹委員及び青柳委員より、修正案及び修正部分を除く原案に賛成するとともに、日本貿易振興会が輸出振興のための機関として、機動的な明らかな機関になること、人事に留意すること、さらに大阪にも重点を置くことなど付言して賛成討論がありました。討論を終り、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に中小企業信用保険公庫法案及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について申し上げます。

この公庫法案は、中小企業者の債務の保証等につき保険を行うとともに、信用保証協会に対して、その業務に必要な資金を融通することを目的とする中小企業信用保険公庫を設立しようとするものであります。

整理法案は、中小企業信用保険公庫法の施行に伴い、中小企業信用保険法を初め、関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。

この中で、主要なものは、中小企業信用保険法の一部改正でありまして、その概要は、信用保証協会を相当方とする包括保証保険の制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険の制度

はその機能を縮小して、しばらく存置せしめるとともに金融機関を相手方とする保証保険は廃止する等の措置をとらうとしております。なお、衆議院におきまして、普通保証保険の填補率引き上げのための修正がなされたのであります。

委員会におきましては、これら両法案について、参考人として関係者の意見を徴するなど、慎重に審議を行い中小企業金融対策を中心として政府の方針をたざしたのであります。その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、両法案を一括して討論の後、まず、中小企業信用保険公庫法案について採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について採決いたしましたところ、これもまた全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、三法案について御報告申し上げます。

◎石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律 (昭三三、四、二六法九六)

一、提案理由(四月一日)

○白浜政府委員 今回提出いたしました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び法律案の要旨について御説明申し上げます。

石炭鉱業合理化臨時措置法は、昭和二十八年以降の石炭鉱業の深刻な不況を背景として、昭和三十年八月に制定されましたが、同法が石炭鉱業合理化計画に基いて石炭鉱業の整備を行い、また坑口の開設を制限すること等の措置を講ずることにより、石炭鉱業の合理化をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としたものであることは御承知の通りであります。

この法律施行以来、すでに二年有半を経過いたしました。この間において、わが国石炭鉱業の合理化は著しく進展し、その生産数量は、昭和三十年度の四千二百五十万トンから昭和三十一年度は五千二百七十万トンと大幅に増加し、その生産率は、昭和三十年度の一二・九トンから昭和三十一年度は一五トンと上昇し、これらと並行して合理化工事のための投資も著しく増加して参りました。昭和三十年以降、わが国経済は輸出の飛躍的増加に伴い急速な拡大発展を示したことは、皆様御存じのごとくであります。この結果、

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律

エネルギー需要も著しく増大いたしましたので、政府といたしましては、将来のエネルギー需要の趨勢を把握し、長期のエネルギー施策を樹立することの必要性を痛感し、その検討を行なつて参りました。昨年十二月、昭和三十七年度までの新長期経済計画を策定するに当りまして、特にエネルギーについては昭和五十年までの需給見通しを作成し、その対策を検討した次第でありまして、今回の改正法案は、この中の石炭に関する計画を具体化することを目的としたものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、先ほど申し上げましたごとく、将来の増大するエネルギー需要に対処し、石炭資源の開発を急速、かつ、計画的に行うため、未開発炭田の開発に関する規定を設けたこととあります。この未開発炭田の開発をはかるため、まず、国で石炭の鉱床の状態、地質の状態その他の自然条件及び立地条件に関する調査を行い、その結果に基づき、石炭資源の開発が十分に行われていない地域であつて、その開発を急速、かつ、計画的に行う必要があると認められる地域を指定し、この指定地域について遅滞なく開発計画を立てることといたしました。次に、この開発計画の円滑な遂行を期するため、指定地域内の採掘権者から事業計画を徴し、必要はあると認められる場合には、その事業計画の変更を指示することとし、また、指定地域について、鉱業法の開発着手義務を適用し、その開発を促進するとともに、指定地域内の鉱区の錯綜する地域について、合理的開発を行う上に必要がある場合には、鉱区の調整を行うことができるもの

とし、調整について、当事者間に協議がとれない場合の決定に当り、新しく鉱区調整協議会を設けてこれに諮ることとした次第であります。

第二は、坑口開設許可制度について、過去の運用の経験に徴し、その規定を若干変更し、あわせてその期間を延長したことであり、坑口開設許可制度は、本法制定当時の事情にかんがみ、きわめて嚴重な運用を行うため、その許可基準をきわめて高いところに置き、許可に当っては、一件ごとに石炭鉱業審議会に諮ることとし、その期間を三年に限定した次第であります。今後、わが国石炭鉱業の円滑な合理化の推進をはかるためには、なお非効率炭鉱の発生を防止する必要があるため、その期間を延長するとともに、エネルギー需要の増大にこたえるため、坑口開設許可基準を改め、許可手続を簡素化する等の措置を講じたものであります。

第三は、法律の有効期限を昭和四十二年度末までとしたことであります。石炭の生産の趨勢を見ますに、現有炭鉱の出炭は、昭和四十年ごろをピークとして、その後は自然条件等の制約のため、減産の方向をたどらざるを得ないと考えられます。この生産の減少をカバーし、あわせて炭鉱の合理化を促進し、昭和五十年度に七千二百万トンの出炭を確保するための態勢を整えるためには、新炭鉱の造成を極力推進する必要がありますので、この法律の有効期限を延長した次第であります。また、これと並行して合理化基本計画の目標年次も、昭和四十二年度と改めることいたしました。

第四は、納付金を徴収する期間を現行法の期間内に限定したこと

であります。この納付金は、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるため、採掘権者及び租鉱権者が事業団に納めているものであります。事業団の行う炭鉱の買収は、ほぼその目標を達成できることが明かになりましたので、納付すべき期間を、当初の計画の通り、昭和三十五年八月末までとしたものであります。

以上が、この法律案の要旨でございますが、わが国石炭鉱業の合理化促進のため、この法律の施行と並行して、炭鉱の合理化及び未開発炭田の開発に必要な長期低利の財政資金の供給、未開発炭田地域の産業関連施設の整備、あるいは需給の安定のための輸入エネルギーによる調整等の措置を講ずることにより、万全を期する考えであります。

以上申し上げましたごとく、政府といたしましては、わが国石炭鉱業の現状及びエネルギー需要の趨勢にかんがみ、今回の改正案を提出いたしました。何とぞ御審議の上、御賛同あらんことを切に希望してやまない次第であります。

二、衆議院商工委員長報告(四月八日)

○阿左美広治君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

御承知のように、本法律は、昭和二十八年以来の石炭不況を背景として、昭和三十年八月に成立したものであります。そのおもなる内容は、非効率炭鉱の買い上げ、坑口開設の制限等の措置によりま

以上、御報告申し上げます。

三、参議院商工委員長報告(四月十六日)

(工業用水道事業法(昭三三―法八四)の委員長報告と一括して掲載)

して石炭鉱業の合理化をはかろうとするものであります。本法の施行によりまして、わが国の石炭鉱業の合理化は著しく進展して参ったのであります。一方、昭和三十年以来、わが国経済は急速な拡大傾向をたどって参りましたのに伴い、エネルギー需要は急増して参り、今後も逐年上昇する見通しとなっております。このような事態に即しまして、わが国の石炭鉱業も増産の必要が生じておりますので、この際、合理的な新鉱開発を促進しますために、本法に所要の改正を加えようとするのが、本改正案の趣旨であります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げます。第一は、未開発炭田の急速かつ計画的な開発を行いますために、未開発地域を指定し、指定地域については開発計画を立て、必要と認める場合は鉱区調整を行う等の規定を定めたのであります。第二は、坑口開設の許可制度については、許可基準を改め、手続も簡素化することとしたのであります。第三は、本法の有効期限を昭和四十二年末まで延長することとしたのであります。ただし、石炭鉱業整備事業団の業務に必要な費用に充てるための納付金に関する規定は、現行法通り、昭和三十五年八月末までとしたのであります。

本案は、四月一日白浜通商産業政務次官より提案の理由を聴取し、四月三日より質疑に入りましたが、その詳細は速記録に譲ります。

四月八日質疑を終了しましたので討論を省略して採決に付しましたところ、公会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

◎内閣法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二八法九七)

一、提案理由(二月十三日)

○岡崎政府委員 たいま議題となりました内閣法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

内閣官房においては、内閣法第十二条の規定により、内閣の重要政策に関する情務をつかさどっておるのでありますが、このうち特に情報の総合整理についての機能の向上をはかる必要があります。このため、内閣法第十六条第一項の規定を改正して、必要最小限度の職員として十五人を増員することにいたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出しました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

○福永健司君 議題となりました六法案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

詳細は会議録によって御承知願うこととしたし、簡潔に要点を申し上げます。

まず、内閣法の一部を改正する法律案は、内閣官房における情報の総合整理につき機能を強化向上せしめるため、職員を十五人増員

いたそうとするものであります。

本案は、二月十一日本委員会に付託され、二月十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、四月一日の施行日を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出され、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案は、国防会議事務局の業務を円滑に処理するため、新たに参事官一人を増員しようとするものであります。

本案は、去る二月十二日本委員会に付託され、翌十三日政府より説明を聞き、質疑を行い、本日、保科委員より、四月一日の施行日を公布の日からとする修正案が提出され、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、第一に、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定に即応して定員の適正化をはかるとともに、第二に、公務員制度調査会の答申の趣旨並びに戦後適正な定員措置が諸般の事情により抑制されてきた事情にかんがみ、定員外職員の処遇改善をはかるため、暫定的に必要な定員外職員の定員化を行おうとするものであります。すなわち、今回の改正によりまして、各行政機関職員の現定員の合計六十四万三千九百二十五人に対し、定員外職員の定員化に伴う増一万九千六百十五人及び昭和三十三年度事業予定計画に伴う増三千七百二十一人で、結局二万三千三百三十六人を増加いたしましたして、合計六十六万七千

ため、再度改定が行われました一般職の給与との間に均衡が失われる結果となっておりますので、この際その俸給月額の設定を行いますとともに、給与制度全般についての整備を行おうとするものであります。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、防衛庁職員にも、一般職の職員同様、通勤手当を支給することといたしますとともに、昨年末行われた期末手当の増額相当分だけ航空手当等の最高限を引き上げようとするものであります。

以上三法案は、いずれも三月一日日本委員会に付託せられ、三月四日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、前田委員より、三法案に対し、それぞれ修正案が提出され、趣旨弁明がなされましたが、その要旨はいずれも施行期日にかかわるものでありまして、「昭和三十三年四月一日」としてありますものを「公布の日」に改め、適用は本年四月一日とする等でありま

す。

続いて、討論省略、採決の結果、三法案は起立多数をもっていずれも修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対しまして、前田委員より自、社同党共同の附帯決議案が提出され、全会一致の議決を見たのであります。

次に、これを朗読いたします。

附帯決議

今回の特別職の給与改正に関しては、本日の質疑において明ら

二百六十一人といたしております。なお、事業予定計画に伴う増員のおもなるものは、科学技術庁の付属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二人、特定郵便局の増設に伴うもの二百人等でありま。また、減員のおもなるものとしたしましては、郵政省の電信電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの六百九十八人、調達庁の行なっております駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの百三十五人等でありま。

本案は、二月二十日本委員会に付託され、二月二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、保科委員より、四月一日の施行日について、「この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」に改めるとの修正案が提出されました。

次いで討論に入り、日本社会党を代表して西村委員より反対の意見が述べられましたが、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、昨年七月十六日付の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員に対し、新たに通勤手当を支給しようとするものでありま。

次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、特別職の職員の給与が、一部の職員を除きましては、昭和二十七年十一月に改定されて以来据え置かれたままとなっておりま

内閣法の一部を改正する法律

内閣法の一部を改正する法律

かにされたごとく、各俸給額に対する官職の格付が極めて不均衡
杜撰である。

政府はすみやかに特別職職員全般にわたってその職責の再検討
を行い給与の是正措置を講ずべきである。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一四一)の委員長
報告と一括して掲載)

◎首都圏市街地開発区域整備法

(昭三三、四、二八法九八)

一、提案理由(四月十八日)

○根本国務大臣 たいま議題となりました首都圏市街地開発区域
整備法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げ
ます。

この法律案は、東京都を中心とした一都七県にわたる首都圏の建
設と、その秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内におい
て実施せられる宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要
な事項を定め、市街地開発区域を工業都市または住居都市として発
展させることを目的としたものでございます。もともと首都圏整備
法の第二十六条におきまして、「市街地開発区域の整備に關し必要な
事項は別に法律で定める」と規定いたしておるのでありますが、
本法案がこの条項に基くものであります。

首都圏の中核地を形成いたしまする既成市街地へ向って流入する
膨大な産業と人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び
人口の適正な配置を期しますためには、市街地開発区域、いわゆる
衛星都市の育成発展をはかり、ここに、首都へ流入しましたは首都か
ら分散する産業及び人口を吸収定着せしめる必要があるものでござい
ます。この市街地開発区域の育成発展をはかりますためには種々の

首都圏市街地開発区域整備法

整備方策を法律の裏づけをもって講ずる必要があるのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。以下その要旨
について御説明申し上げますと、第一に、市街地開発区域の整備の
ために事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地区画整理事
業、工業用水道の布設その他の事業に対しまして、国が必要な資金
の確保その他の援助に努めること、第二に、地方公共団体または日
本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関が、
その宅地造成事業が円滑に遂行され得るように配慮を行うこととし
たのでございます。

さらに首都圏整備委員会が、市街地開発区域の発展に寄与するた
めの鉄道軌道の新設を行おうとする者に対し、また市街地開発区域
内に整備計画に照らして定める工場を新設、増設しようとする者に
対しまして、その建設資金のあっせんを努めること、あるいは市街
地開発区域に立地して工業を経営する者に対しまして国有財産法の
延納の特約を行い得ること等、市街地開発区域の整備のために必要
な事項を規定したのでございます。

以上が首都圏市街地開発区域整備法案の提案理由及びその要旨で
あります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決されるよう
お願い申し上げます。

二、衆議院建設委員長報告(四月十八日)

○西村直己君 たいま議題となりました首都圏市街地開発区域整
備法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を

御報告申し上げます。

本法律案ともいべき首都圏整備法は昭和三十一年に制定されたのでありますが、その第二十六条におきまして、「市街地開発区域の整備に關し必要な事項は、別に法律で定める。」と規定しており、本法律案はこの条項に基いて提案されたものであります。

以下、その要旨について簡単に申し上げますと、第一に、市街地開発区域の整備のために事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地区画整理事業、工業用水道の布設その他の事業に対して、国が必要な資金の確保その他の援助に努めること、第二に、地方公共団体または日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合には、関係行成機関がその宅地造成事業の円滑な遂行につき配慮すること、第三に、市街地開発区域の発展に寄与するための鉄道、軌道の新設を行おうとする者に対し、また、市街地開発区域内に整備計画に照らして定める工場を新設、増設しようとする者に対して、首都圏整備委員会がその建設資金のあっせんに努めること等、市街地開発区域の整備のために必要な事項を規定したものであります。

本法律案は去る四月十四日本委員会に付託されたのであります。が、審査の内容の詳細は会議録に譲ります。

かくて討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

を、市街地開発区域の整備計画に立地して工業を経営する者に対して譲渡する場合には、国有財産特別措置法の十年の延納の特約を行うことができるようにしたことなどであります。

次に質疑のおもなる点について申し上げますと、まず、「市街地開発区域の事業を遂行するためには、現在個々の事業については土地収用法の適用があるか、本事業は総合的なものであるから、本事業そのものを土地収用法の適用対象とする必要はないか」との質問に対しましては、「土地収用法を全面的に適用することは、公共の福祉と私権の制限との兼ね合い、工場用宅地造成事業等、なお研究を要するものがあるので、さらに検討を続けて行きたい」ということでもあります。また、市街地開発区域の指定並びに構想いかんという点につきましては、現在、八王子及び相模原地区について指定するつもりであるが、指定する都市の規模は、人口十万人くらいを想定し、今後二十一年間に約三十地区で二百七十万人くらいを吸収して行くようにしたいということでありました。その他、市街地開発区域に誘致する工場の種類、首都圏整備事業の予算の計上の方法、国有財産の譲渡の場合における延納の特約をなし得る製造業の種類等についての質問がありました。詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院建設委員長報告(四月二十三日)

○竹下豊次君 たいま議題となりました首都圏市街地開発区域整備法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

首都圏整備法は、東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広域について総合的な計画を策定し、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設並びに秩序ある発展をはかる目的をもって、去る昭和三十一年四月に制定されたものであります。工業都市または住居都市として、首都圏整備委員会が指定する市街地開発区域内の整備に必要な事項につきましては、同法の第二十六条の規定によりまして、別に法律で定めることになっておりますので、これに基いて本法案は提案されたものであります。

すなわちその要旨を申し上げますと、第一に、市街地開発区域の整備のために、事業計画に基いて地方公共団体が実施する土地区画整理事業、工業用水道の敷設その他の事業に対しては、国は必要な資金の確保その他の援助に努めなければならないこと、第二に、地方公共団体または日本住宅公団が一団地の宅地を造成する場合には、関係行政機関は、その宅地造成事業が円滑に遂行されるよう配慮すること、第三に、市街地開発区域の発展のために必要と認められる鉄道または軌道を新設する者、また、整備計画に照らして定める工場を新設または増設しようとする者に対して、首都圏整備委員会は、それら建設資金のあっせんに努力すること、第四に、国有財産

◎農林漁業団体職員共済組合法

(昭三三、四、二八法九九)

一、提案理由(三月十二日)

○瀬戸山政府委員 ただいま上程されました農林漁業団体職員共済組合法案について、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

農林漁業団体は、農林水産業の生産力の増進と農山漁民の経済的社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために設けられた農山漁民の団体であり、わが国経済の進展に貢献して参つたことは、今さら申し上げるまでもないところであります。しかしながら、これらの団体の現状を見ますと、必ずしもすべての団体が健全な発展を示しているとは言えない現状であります。国としましては、これら農林漁業者の中核的組織である農業協同組合等の農林漁業団体の農林水産政策上に占める重要性にかんがみまして、これら団体の育成強化をはかるため相当額の財政支出を行なつてこれが助成を行なつて参つておるものであります。しかるにこれらの団体の役職員は、これと同一地域社会にあって、その職能上常に對比される立場にある市町村職員が恩給あるいは共済組合制度の恩恵に浴しているにもかかわらず、それと均衡のとれた身分保証がないため、優秀な人材を確保することが、保しがたく、このことが経

営不振の団体の発生する一因ともなつておるので、この際少くとも市町村職員が享受している程度の年金制度の実施はぜひとも必要であると考えられるのであります。一方、これらの団体関係者にあつても、農林漁業団体の役職員の共済制度の確立を自己の出費の増大をもいとわず熱望して参つたのであります。従いまして政府といたしましては、その必要性を認め、現在これらの団体の役職員の大部分が加入している厚生年金保険制度より相当充実した給付内容を有する年金制度を中心とする共済組合制度を設け、これらの団体関係者の永年の要望にこたえらるとともに農山漁民への奉仕に十全を期することといたしたのであります。

次に、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合は、農林漁業団体の役職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とする特殊法人でありまして、本法案は、この組合の設立、組織、運営、業務、経費補助及び監督等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

第二に、この組合は、特別の法律によつて設立された農林漁業団体のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会、水産業協同組合及び水産業協同組合共済会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、漁船保険組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会、都道府県農業会議及び全国農業会議所、開拓融資保証協会、漁業信用基金協会並びにこの組合に使用される役職員を

もつて組合員とするものでありまして、その団体数は約二万七千、その役職員数は約二十六万人であります。

第三に、この組合は、組合員であつた期間が二十年以上である者が退職し、五十五才に達したときに、退職年金、組合員であつた期間が六月以上二十年未満である者が退職したときに、退職一時金、組合員であつた期間が六月以上である者が組合員であつた間に疫病にかかり、もしくは負傷したことにより退職した場合において、その退職のときにその傷病の結果として一定の程度の廃疾の状態にあるときに、その廃疾の程度により、障害年金または障害一時金、組合員であつた期間が十年以上である組合員が死亡したときに、その者の遺族に、遺族年金、組合員であつた期間が六月以上十金未満である組合員が死亡したときに、その者の遺族に、遺族一時金、退職年金を受けている者が死亡した場合において遺族年金の支給を受けべき遺族がないとき等に、年金者遺族一時金の給付を行うのであります。以上が、いわゆる短期給付を行わない点が他の共済組合と著しく異なるところであります。

第四に、掛金及び国の補助についてであります。掛金は大体千分の七十八くらいで組合員とその組合員を使用する農林漁業団体との折半負担とし、その掛金率は厚生年金保険における掛金率の二倍余りとなります。給付もこれに同じ約二倍となるのであります。次に、給付に要する費用の百分の十五及び組合の事務に要する費用の全額を国庫が補助することができるとなつております。

以上のほか、組合会、役員、審査会、農林大臣の認可、組合設立

農林漁業団体職員共済組合法

手続、厚生年金保険との関係につきましても必要な規定をいたしてお

ります。最後に、この法律の施行期日は、昭和三十四年一月一日であります。以上が、本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上が本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(三月二十日)

○中村寅太郎 ただいま議題となりました、内閣提出、農林漁業団体職員共済組合法案について、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、農林漁業団体役職員の共済年金制度の確立により、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資せんとして提案せられたものであります。

以下、この制度の骨子のみについて申し上げます。まず本法によつて新たに設立せられる農林漁業団体職員共済組合は、各種の農林漁業団体のうち、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会、水産協同組合及び水産業協同組合共済会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、漁船保険組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会、都道府県農業会議及び全国農業会議所、

開拓融資保証協会、漁業信用基金協会並びにこの組合に使用される役員員の数すべてを組合員とすることとなり、その団体数は約二万七千、その役員員数は約二十六万人と予定せられております。組合の行います給付は、退職給付、障害給付及び遺族給付でありまして、いわゆる短期給付はこれを行わないことといたしており、また、掛金は大体千分の七十八程度とされており、給付に要する費用の百分の十五及び組合の事務に要する費用について国が補助することといたしておるのであります。なお、本法の施行期日は昭和三十四年一月一日となっております、それまでにこの組合は設立手続を完了して、同日成立することとなっております。

本案は去る三月十日提出されましたが、堀木厚生大臣その他関係当局の出席を求め、慎重審議の結果、三月二十日質疑を終了いたしました。本案に対する主要な論点は、国民年金制度と本制度との関係、本制度が農林漁業政策上果すべき役割、財源率、整理資源率の算定基礎、平均標準給与の考え方、私学または市町村共済組合との制度内容の比較検討、厚生保険特別会計からの移管金の問題等でありましたが、時間の関係上、会議録により御承知を願うこととし、詳細な報告はこれを省略いたします。

かくて、本日採決に付しましたが、本案に対し、自由民主、社会両党共同提案により、厚生年金と本制度との間に平均標準給与の期間通算を行わない趣旨の修正を行うこととし、社会党中村時雄君より修正案が提出され、本修正案は全会一致をもって可決され、次の

で修正部分を除く原案を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決されました。よって、本法律案はこれを修正可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、政府は、農山漁民あつての団体役員員である事実にかんがみ、国民の半ばを占め、かつ劣勢産業のない手である農山漁民の社会的、経済的地位を考慮し、農山漁民の福祉を積極的に増進するに足る国民年金制度の早期実現をはかるべきであるという点、ほか本法の運用に関し、五項目の附帯決議を委員会の総意をもってすることといたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(三月三十一日)

(農業改良助長法の一部を改正する法律案(昭三三―法五八)の委員長報告と一括して掲載)

◎相続税法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二八法一〇〇)

一、提案理由(二月二十七日)

(厚生保険特利会計法等の一部を改正する法律案(昭三三―法三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十二日)

(日本開発銀行法の一部を改正する法律案(昭三三―法一〇四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十五日)

○河野謙三君 たいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行相続税は、遺産の分割の状況によって税額が著しく異なり、また、税負担そのものがなお重い現状にかんがみ、今回課税方式の変更、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和により、中小財産階層の負担を大幅に軽減しようとするものであります。

相続税法の一部を改正する法律

本案内容のおもなる点を申し上げますと、第一点は、現行の遺産取得課税方式を改め、資産の総額から一定の基礎控除を行なった後の価額を、法定相続人が民法の相続分に従って相続するものとした場合の総額を計算し、これを各相続人の実際の取得財産の価額に応じて配分し、各人の相続税額を計算する方式を採用しております。第二点は、基礎控除を大幅に引き上げ、相続税の総額を計算する場合、百五十万円に法定相続人一人につき三十万円を加算した金額としており、また、税率の累進度を緩和しております。第三点は、配偶者控除、未成年者控除を税額控除に改め、配偶者はその税額の二分の一、未成年者は成年に達するまで年一万円ずつ控除されることとしております。第四点は、贈与税について、基礎控除を二十万円に引き上げ、税率の緩和調整をはかっております。

この改正案は、昭和三十三年一月一日以後、相続または贈与の場合について適用せられることとなっております。なお、衆議院において、配偶者控除三分の一を二分の一に改め、施行を公布の日とする修正が行われたのであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における日本開発銀行の業務状況、国際復興開発銀

行よりの外貨借款の増大等を考慮いたしまして、業務の円滑な運営をはかるため、借入金の限度額を自己資本の二倍とし、貸付と債務保証の合計額は、自己資本と借入金の限度額の合計額をこえないこととしたそうとするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

◎へき地教育振興法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二八法一〇一)(参)

一、提案理由(四月十七日)

○秋山長造君 ただいま議題となりましたへき地教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代者いたしましたして、提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。

へき地教育振興法は、憲法に規定されております教育の機会均等の趣旨にのっとり、へき地における教育を振興する目的をもって、積極的な対策を講ずるため、去る第十九回国会において制定されたのであります。

しかるに、本法施行以来、すでに四カ年になんなんといたしておりますにもかかわらず、へき地におきましては、小規模学校が多数を占めております関係上、依然としてその施設設備の整備は不十分であり、しかも、教職員を確保することも容易でないという現状であります。

さきに、本法成立の際、本院文部委員会は、へき地教育に対する総合的、恒久的振興策を樹立することの付帯決議をいたしておりますが、この決議の趣旨にかんがみ、今回、国の地方公共団体に対する補助の対象を拡大するとともに、へき地学校に勤務する教員及び

へき地教育振興法の一部を改正する法律

職員の特殊勤務手当の増額その他の措置を講じて、へき地における教育の振興をはかることが必要であると考へまして、ここにこの改正案を提出いたしました次第であります。

改正案の内容のおもな点について申し上げますと、まず第一点は、へき地学校の定義であります。すなわち、現行法におきましては、「交通困難で自然的、経済的、文化的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。」とあり、交通困難という大前提のもとに、自然的、経済的、文化的、へき地性を形成している各要素が、その条件となっており、へき地学校がまず交通の困難性によって決定されている現況であり、したが、このことは、必ずしも実態に沿わない点もありますので、へき地性を形成している諸条件と交通条件とを並列させるよう改めたこととございます。

第二点は、市町村の任務として、へき地学校の健康管理及び通学改善につき義務規定を設けるとともに、へき地教育の振興をはかるための事務について、都道府県の任務を明確にしたこととございます。

第三点は、へき地学校指定基準を文部省令で定めることとし、新たに、へき地手当支給に関する規定を設けるとともに、そのへき地手当支給についての都道府県がよるべき基準を定めたこととございます。

第四点は、市町村が行う事務に要する経費及び都道府県が行う事務のうち、へき地学校に勤務する教員の養成施設に要する経費につ

へき地教育振興法の一部を改正する法律

いて、国の補助率を、それぞれ二分の一と明確に規定したことでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を昭和三十四年四月一日とし、本法施行後、都道府県がへき地手当に関する条例を制定するに当っては、従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生じたときには、受給者に不利益な結果とならぬよう当該条例を定めるように規定いたしました。

以上が、この法案の提案理由とその内容の概要でございます。何とぞすみやかに御審議の上、御賛同賜わりますようお願い申し上げます。

二、参議院文教委員長報告(四月十八日)

(義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭三三―法八一)の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院文教委員長報告(四月二十三日)

(著作権法の一部を改正する法律(昭三三―法一五五)の委員長報告と一括して掲載)

◎盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律 (昭三三、四、二八法一〇二)

一、提案理由(二月二十八日)

(義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律(昭三三―法一三六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院文教委員長報告(四月四日)

(義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭三三―法一八一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(四月二十三日)

(義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律(昭三三―法一三六)の委員長報告と一括して掲載)

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

三一二

◎農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

(昭三三、四、二八法一〇三(衆))

一、提案理由(四月十六日)

○渡海委員 たいま議題となりました農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につき、その提案の趣旨を申し上げますとともに、内容の概略について御説明申し上げます。

産業教育振興法におきましては、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、資格、定員及び待遇について特別の措置が講ぜられなければならない旨を規定しており、この規定に基き、取りあえず農業または水産にかかる産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給する現行法の制定をみたのでありますが、同法審議の際の附帯決議もあり、その後種々、検討の結果、今回さらに、工業、電波、及び商船にかかる産業教育に従事する教員並びに農業及び水産を含め、これら教育の実習について、教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても、産業教育手当を支給し得る

よう所要の改正を行おうとするものであります。そもそも、工業高等学校の教育は、工場における実質的推進力となる現場技術員を養成することを目的とするものでありまして、この意味からその教育は実質的な生産教育であります。従って、その教育の中心をなしますものは生産的実習でありますから、生徒一人一人の体験と反復練習が絶対に必要なのであります。そのため、工業科の教員は実習指導のための諸準備、実習資材の手配、設備の保全、修理及び整備、実習作業の指導あるいは特別研究の指導等多忙をきわめるものであります。その実習指導に当りましては、機械操作、薬品処理、高温高熱処理、高圧作業等困難かつ強度な作業、危険な作業等に従事しなければならぬと同時に、生徒の安全管理に對する特別な心労をも費し、さらにまた生産実習でありますので、継続的指導の都合上深夜に及ぶこともしばしばであります。

以上でおわかりのように、これら工業科教員の勤務は、農業あるいは水産科の教員と並んで他の教科の教員やその他の研究機関等の職員に比し、精神的肉体的負担がきわめて大きいのであります。高等学校の農業または水産科の教員との比較においてまさに匹敵するものがあるのでありますから、工業科教員をもこの手当の対象とすることが妥当と考えられるのであります。なお電波高等学校は工業高等学校に、商船高等学校は工業高等学校及び水産高等学校に、それぞれ全く準ずるものとして今回同時に取り上げた次第であります。

次に実習助手についてであります。実習助手は教諭を助けて各

分野別に実習指導を分担し、また実習指導の準備や整理始末を主たる任務としており、その職務内容は教員に準ずるものであり、単なる施設・設備の保守や備品の出入れを職務とするものと異なるものであります。しかし実習助手のすべての者を対象といたしますことは、他の職務のものとの均衡もありますので、政令で定めるものに限ることとしておりまして、特殊技能を有する等教員に準ずる者に限定いたす予定であります。

これら産業教育手当の支給の額並びに方法につきましては、現行の農業または水産の教員におけると同様であることを予定しております。

なお、この法律は、昭和三十三年四月一日にさかのぼって適用することとし、本年四月分から支給できるようにしております。以上はなほ簡単でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ、御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

二、衆議院文教委員長報告(四月十七日)

○山下栄二君 たいま議題となりました、渡海元三郎君外五名提出の、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教育に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過と結果について御報告を申し上げます。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

三一三

本案の要旨を簡単に申し上げますと、現行法が農業または水産にかかる産業教育に従事する国、公立高等学校の教員だけに産業教育手当の支給を規定しているのに対して、今回さらに工業、電波及び商船にかかる産業教育に従事する教員並びに農業、水産を含め、これらの教育の実習について教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても産業教育手当を支給することができるように、所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、現行法が第二十六国会において審議された当時から懸案になっておりました関係上、四月十六日当委員会に付託されるや、直ちに審議に入り、各委員から、一、産業教育手当を支給される実習助手の範囲について、二、私立学校への補助などの細部にわたって慎重に検討されたのでございますが、その詳細については速記録によって御承知を願いたいと存じます。

次いで、本案は、国会法第五十七条の三の規定に基いて、文部大臣から本案については三十三年度はこれに伴う財政措置が講ぜられていないのみならず、他の公務員との均衡、今度の財政負担の関係等、種々検討すべき問題が多いので、賛成しがたい旨の意見がございました。

かくて、本案は質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して佐藤観次郎君から賛成討論があり、引き続き採決の結果、起立総員をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

次いで、坂田道太君から本案に対して要望案が提出されました。

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

すなわち、

産業教育振興法の趣旨に基き、私立学校の重要性とその財政の窮状に鑑み、本法案の内容が、農業、水産、工業（電波を含む。）又は商船に係る産業教育に従事する私立の高等学校の教員及び実習助手に対しても来年度より等しく準用されるよう、政府は速やかに所要の措置を講ずべきである。

右要望する。

以上の要望案は、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決せられました。

次に、内閣提出にかかる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過とその結果について御報告申し上げます。

本案は、公立義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の配置の適正化をはかるため、学級編制及び教職員定数の標準について次のことを規定しております。一、国は学校の種類及び学級編制の区分に応じ、一学級の児童生徒の数の標準数を定め、各都道府県教育委員会に、これを標準としてそれぞれの基準を定め、その基準を定めるに当って、標準数に五人を加えた数をこえる数によるものとする場合には、文部大臣の意見を聞かなければならないこと、二、国は教職員の定数について、学校の種類ごとにその標準となるべき数の算定方式を定め、文部大臣は公立義務教育諸学校に置かれてはいる教職員の総数が、この算定方式によって算出した教職員定数より著しく下回る都道府県があるときは、当該都道府県に対し教職員の増員につ

いて勧告ができることなどについて規定し、その他、経過措置等所要の規定を設けております。

本案は、去る三月一日当委員会に付託せられまして以来、慎重に審議されて参りましたが、そのおもなるものとしては、一、本法が完全に実施された場合、教員定数が本法の基準を上回る府県がないか、その場合教員の整理が行われる心配はないか、二、教員の給与費に対する国の負担を財源的に確保できるか、三、養護教諭と事務職員に対する現員の確保等について、きわめて熱心な質疑がなされたのでございますが、その詳細は速記録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、四月十六日質疑を終了、引き続き、桜井奎夫君から、本案に対し、教職員の現員が定数をこえており、かつ、一学級の児童生徒数が基準以上になっておる都道府県の学級編制は、本案附則の経過規定にかかわらず、教員が定数をこえる範囲までは学級規模の適正化に努め、教員身分の安定と教育効果の向上をはかる旨の修正案が提出されました。

ついで、修正案並びに本案に対し、討論を省略して採決の結果、修正案並びに本案は起立総員をもってそれぞれ原案の通り可決されました。

引き続き、坂田道太君から、本案に対して附帯決議案が提出されました。すなわち、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行の際事務職員及び養護教諭の現員が本法によって算定された定数をこえる都道府県においては、その現員を確保するよう万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

以上の附帯決議案は、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決されました。

右、御報告を申し上げます。

三、参議院文教委員長報告（四月二十三日）

（義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律（昭三三―法一三六）の委員長報告と一括して掲載）

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律

◎日本開発銀行法の一部を改正する法律

(昭三三、四、二八法一〇四)

一、提案理由(二月六日)

(製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法一五)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十二日)

○足鹿覚君 たいま議題となりました五法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営をはかるため、同行の借入金の限度額を自己資本の二倍とするともに、貸付金と債務保証との合計額は自己資本の額と借入金の限度額との合計額をこえないこととするものであります。

この法案は、慎重審議の後、去る四月十八日本委員会において質疑を打ち切り、討論の申し出がないので直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

次に、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。今回の改正は、政府の説明によれば、現行相続税の課税方式は、

ついでには特に控除額を引き上げることとしております。

第四は、相続税の改正に即応して、贈与税の基礎控除及び税率について改正を加えることとあります。すなわち、基礎控除を現行の十万円から二十万円に引き上げ、少額の贈与財産に対する税率の緩和をはかることとしております。

以上のほか、贈与税について新たに年十万円をこえ贈与が行われた場合に、これを三年間累積して課税する制度を設けるとともに、退職手当の非課税限度について、生命保険金と同様、法定相続人一人につき五十万円に引き上げることとしております。

本案は、審議の結果、去る十八日、大平委員及び石村委員提案の修正案が提出されました。その修正案の内容は、配偶者に対する税額控除が税額の三分の一となっており、これを二分の一に改めようとするものであります。

なお、この修正案に対しては、国会法第五十七条の三の規定によりまして、内閣に対して意見を求めましたところ、政府においては異議はない旨の意見が開陳せられました。

次いで質疑を終了しましたが、討論の通告がありませんので、直ちに採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案については全会一致をもってそれぞれ可決され、よって本法律案は修正議決されました。

次に、社会福祉事業等の施設に関する措置法案について申し上げます。

この法律案は、社会福祉法人、更生保護会等が国または地方公共日本開発銀行法の一部を改正する法律

遺産の分割の状況により著しく税負担が異なり、農家、中小企業者等、一般に遺産の分割が困難な相続の場合に、その負担が総体的に重くなりがちである等の欠陥がありますので、特に中小財産階層に対して相続税負担の軽減をはかるため所要の改正を行おうとするものであります。

そのおもな改正の内容のまず第一は、相続税の課税方式を改めたこととあります。すなわち、現行の相続税は、各相続人のそれぞれの取得財産につき五十万円を基礎控除した後の課税価格に対して累進税率を適用して計算することとなっておりますのを、今回の改正案では、遺産の総額から一定の基礎控除を行なった後の価額を法定相続人が民法の相続分に従って相続するものとした場合の相続税の総額を計算し、これを各相続人の実際の取得財産の価額に応じて配分して各人の相続税額を計算する方式を採用することとしております。

第二に、相続税の基礎控除を大幅に引き上げようというのであります。すなわち、相続税の総額を計算する場合に、百五十万円に法定相続人一人につき三十万円を加算した金額を基礎控除することとしております。

第三は、相続税の税率について、その累進度を緩和するとともに、配偶者控除及び未成年者控除についても改正を行おうとするものであります。すなわち、現行では、これら控除はそれぞれ課税価格から控除する方式をとっているのを、税額控除の方式に改めるとともに、配偶者控除については一定の限度を設け、未成年者控除に

団体から委託を受けて要保護者の収容その他の措置を行なっている場合におきましては、国有財産の無償貸付を受け得る道を開くようにいたそうとするものであります。すなわち、社会福祉法人が生活保護法に基き生活扶助、医療扶助、失業扶助等の保護の用に約八割以上を充てる施設として用いる場合、または、児童福祉法に基き母子寮保育所、乳児院、肢体不自由児施設等のために約八割以上を充てる施設として用いる場合、並びに、更生保護会が国の委託を受けて行う更生保護の事業のために約八割以上を充てる施設として用いる場合は、国有財産たる普通財産を無償で貸付し得ることとしております。

この法案に対しましては、これが乱用されることがないよう、次のごとき附帯決議案が委員長より発議されました。すなわち、

- 政府は、この法律の実施にあたって、次の点に充分留意し、社会福祉事業等の健全な発達に資するように努むべきであるが、社会福祉事業施設等の基準に合致しないものに対してまで、この法律に規定する措置をとるようなことをしてはならない。
- (1) 無償貸付は、被保護者等を収容する施設の用に供されている財産について行うものとし、その範囲は、当該施設の運営上必要な適正規模のものに限ることとし、かつ、この法律施行の際貸付中のものを主とすること。
 - (2) この法律施行の際貸付中の財産に係る既往の貸付料等で未納のものについて、完納しない限り、無償貸付をしないこと。

本法案は、去る四月十八日の当委員会において質疑を終了し、討

論の申し出がないので直ちに採決いたしましたところ、全会一致を
もって原案の通り可決いたしました。

最後に、入場税法の一部を改正する法律案について申し上げま
す。

本案は、去る第二十六回国会で当大蔵委員会において全会一致を
もって起草したもので、本院を通過以来、参議院において継続審査
となっていたものでありますが、去る三月三十一日参議院において
修正議決され、本院に送付されてきたのであります。

本案の内容は、現在芸術的価値が高いと思われる歌舞伎、新劇等
の純演劇について高率の入場税が課税されている現状にかんがみ、
これら純演劇育成の見地から、政令で定めるものについては、入場
料金が一人一回につき三百円以下であるときは、その入場税の税率
を二〇％に軽減する措置を講じようとするものであります。

参議院における修正の内容は、政令で定める純演劇とあるものを、
広く演劇と改めるとともに、これら演劇の入場料金が一人一回につ
き三百円をこえるものについて三〇％の税率を新たに設けることと
いたしましたのであります。

本案は、審議の結果、去る十八日質疑を終了し、討論の通告があ
りませんので直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原
案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十五日)

(相続税法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇〇)の委員長報告
と一括して掲載)

◎統計法等の一部を改正する法律

(昭三三、四、三〇法一〇五)

一、提案理由(二月十七日)

○国務大臣(石井光次郎君) ただいま議題となりました統計法等の
一部を改正する法律案の提案理由及び要旨を御説明いたします。

改正の第一は、統計官の資格要件を現在統計法に規定されている
統計主事の資格要件と同じものとし、これを統計法に明記しようと
するものであります。改正の第二は、統計法及び統計報告調整法に
おいて行政管理庁長官の権限の一部を統計基準局長に委任すること
ができる規定を設けてありますが、前国会で国家行政組織法の一部
を改正する法律が成立いたしました際に、「統計基準部長」の字句が
修正漏れになっておりましたのを、改めようとするものであります。
以上二点につきまして、統計法等の一部を改正する法律案の提案
理由及び要旨につきまして概略御説明いたしました。何とぞ慎重
御審議の上、すみやかに御賛同を得ますようお願いいたします。

二、参議院内閣委員長報告(三月七日)

○藤田進君 ただいま議題となりました統計法等の一部を改正する
法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を
御報告いたします。

統計法等の一部を改正する法律

まず、本法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、
現在、統計官の資格要件につきましては、何ら規定された法規がな
いため、今回、その資格要件を統計主事と同じものとするよう、こ
れを統計法の上で規定したこと。その第二点は、統計法及び統計報
告調整法において、行政管理庁長官の権限の一部を統計基準局長に
委任することができるという規定がありますが、第二十六国会にお
いて、国家行政組織法の一部を改正する法律が成立した際に、統計
基準部長の名が統計基準局長と改められましたのにかかわらず、そ
の点が修正漏れになっておりますので、この際、これを改めようと
すること、以上二点であります。

内閣委員会は、前後四回、委員会を開き、その間、石井行政管理
庁長官、その他関係政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議
に当りましたが、その審議におきまして、統計官の資格要件に関連
する各種の問題、現在、各省で実施されておる統計の現状と、その
統計の普及及び利用の状況、現在、官庁統計が各省庁等に広く分散
して実施されておるが、統計の分散化と集中化との是非の点、統計
の能率化、機械化の点等につきまして、関係政府委員との間に質疑
応答が重ねられ、最後に、矢嶋、八木両委員より、今後の統計行政
の運営について、それぞれ要望が述べられました。その詳細につ
きましては、委員会会議録に譲りたいと思ひます。

昨日の委員会におきまして、質疑を終り、討論を省略し、直ちに
本法律案につき採決に入りましたところ、全会一致をもって、原案
通り可決すべきものと決定いたしました。

統計法等の一部を改正する法律

三二〇

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院内閣委員長報告(四月二十二日)

(厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一三一)の委員長報告と一括して掲載)

◎企業担保法

(昭三三、四、三〇法一〇六)

一、提案理由(二月二十日)

○政府委員(横川信夫君) ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

株式会社がその営業資金を調達するために社債を発行する場合には、確実な担保を必要とすることは言うまでもないのでありますが、この担保としては現在工場財団その他の各種財団抵当を利用しているであります。

しかしながら、この財団抵当は、会社の企業を構成する特定の財産を集合して財団を設け、その上に抵当権を設定するものであります。現在の企業におきましては、その企業施設に財団を設け、さらに設備のひんばんな改廃、変動に伴って、この財団の組成物件について変更の手続をするということは、きわめて煩雑であるばかりでなく、多大の時間と費用を要し、かなりの不便を来している実情にあるのであります。

この法律案は、右のような不便を除くために、株式会社の総財産をその変動するままの状態において、社債の担保に供する簡素で、かつ、合理的な新しい担保制度を創設し、株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようとするものであります。

この法律案の要点を申し上げますと、株式会社の総財産は、その

企業担保法

会社の発行する社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができるとされていること。企業担保権の得喪変更は、その登記をすることによって効力を生ずるものとするが、その手続を簡素化するために、会社の本店所在地の登記所において株式会社登記簿に登記をすることとされていること。企業担保権は、会社企業の運営に伴って常時変動するその時々状態における会社の総財産に効力が及ぶものとされ、また、先取特権、質権及び抵当権よりも常に後順位とされていること。企業担保権が実行されたときは、差押によって会社の総財産が固定し、この総財産を管財人が一括競売または随意契約によって、売却するものとされていること。会社の総財産の換価代金は、企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を無担保の債権者に配当するものとされていること。

なお、この法律案では、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみ、日本開発銀行の特殊の貸付金につきましては、例外的に、会社はその総財産に企業担保権を設定することができるものとし、さらに担保付社債信託法その他の関係法律に所要の改正を加えることとしたしております。

以上がこの法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されんことを希望いたします。

二、参議院法務委員長報告(三月二十四日)

○青山正一君 ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告申し上げます。

三二一

げます。

従来、株式会社が営業資金を調達する場合に、その償還が長期にわたるものに対しては、特に確実な担保を必要とされますので、この担保として、各種の財団抵当制度が多く利用されて来ましたが、この制度は、適用業種及び担保の目的物について制約を受ける上、設定、変更手続等に多大の時間と費用を要し、かなりの不便がありました。そこで、この不便を除くため、株式会社の総財産を常時変動する状態のまま担保権を設定できる制度を創設することによって、営業資金の調達を円滑ならしめようとするのが、本法案提案の趣旨であります。

まず、本法案の要旨を申し上げますと、第一に、株式会社は、その発行する社債を担保するため、会社の総財産を一体として企業担保権の目的とすることができることとし、第二に、企業担保権の得喪、変更は、会社の本店所在地の株式会社登記簿に登録することによって効力を生ずるものとし、第三に、その効力は、会社企業の運営に伴い、常時変動するそのときどきの状態における会社の総財産に及び、また、先取特権、質権及び抵当権よりも常にあとの順位とされ、第四に、企業担保権が実行されたときは、差し押えによって会社の総財産が確定し、この総財産を管財人が一括競売または任意売却できるものとされていることであります。

さて、委員会におきましては、二月二十日、政府当局より提案理由を聴取した後、二月二十八日より質疑に入り、前後七回にわたり慎重に審議を重ねました。質疑中、論議の集中した点は、まず法案

の、総財産を一体とすることの意義及び範囲が不明確であること、被担保債権を社債に限った理由、企業担保権の効力が弱いものではないかということ、企業担保権設定後の会社の重要財産の譲渡処分を禁止する規定を設けなかった理由、企業担保権の実行方法として強制管理の方法を特に除外した理由、中小企業に対する融資の減少のおそれ、開銀からの長期貸付金につき、例外として本法の適用を認め、一般市中銀行の長期貸付金には適用しなかつた理由等であります。これらに対し、政府当局からそれぞれ適切な答弁を得ましたが、その詳細につきましては、会議録をごらん願いたいと存じます。

委員会におきましては、本法案の重要性にかんがみ、三月十三日には商工委員会と連合審査会を開き、多数の商工委員からの熱心な質疑があり、さらにまた三月六日、十四日の二回にわたり、学者、実業人等七人の参考人から有益な意見を聴取いたしましたのであります。

かくして三月二十日、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、大川、棚橋の両委員から賛成の討論がなされ、その際、大川委員から政府に対し、「企業担保権設定、変更の際の公証人の手数料、登録税などを軽減するよう措置されたい」との要望があつて、採決に入りましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院法務委員長報告(四月十八日)

○林博君 ただいま議題となりました企業担保法案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要を御紹介申し上げますと、現在、株式会社が社債を発行する場合には、工場財団その他の各種財団抵当を利用してゐることは、御承知の通りであります。しかしながら、近代化せられた今日の大企業におきましては、その企業施設に財団を設け、さらに、設備のひんばんな改廃、変動に伴つて、そのつど財団の組成物件について変更の手続をするということは、きわめて煩雑であるばかりでなく、多大の時間と費用を要し、かなりの不便を来たしている実情にあるのであります。本案は、右のような不利不便を除くために、株式会社の総財産をその変動するままの状態において社債の担保に供する、簡素でかつ合理的な新しい担保制度を創設し、もつて株式会社の営業資金の調達を円滑ならしめようとするものであります。

以下、本案の内容のおもな点を申し上げますと、第一に、株式会社の総財産は、その社債を担保するため、企業担保権の目的とすることができる。ただ、当分の間、例外的に、国際復興開発銀行からの借款等の特殊性にかんがみ、日本開発銀行の特殊の貸付金を担保するためにも同様のことを認めようとするものであります。

第二に、企業担保権は物件とし、その得喪変更を目的とする契約は公正証書によって行い、かつ、会社の本店所在地における株式会

企業担保法

社登記簿に登録することによってその効力を生ずるものであります。

第三に、企業担保権は、会社企業の運営に伴つて常時変動するそのときどきの状態における会社の総財産に効力が及ぶものとされ、また先取特権、質権及び抵当権よりも常に後順位にあるものであります。

第四に、企業担保権が実行されたときは、差し押えによって会社の総財産が固定し、この総財産を管財人が一括競売または任意売却するものであつて、その換価代金は企業担保権者及びこれに優先する債権者に配当し、その残余を無担保債権者に配当するものとしております。

さて、当委員会におきましては、企業担保制度が、現行のわが国の一物一権主義による大陸法系の担保制度に対し、英国のフローティング・チャージに範をとつた全く画期的な制度を導入せんとする重要性にかんがみまして、終始熱心なる審議を続けて参つたのであります。なお、その間、大企業、中小企業、金融界、学界より参考人を招致し、本案に対する意見を聴取いたしました。が、いずれも賛成でありまして、本案の成立に強い要望がありました。これらの詳細につきましては会議録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論なく、採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって政府原案通り可決いたしました次第であります。

右、御報告申し上げます。

◎刑法の一部を改正する法律

(昭三三、四、三〇法一〇七)

一、提案理由(三月二十五日)

○唐沢国務大臣 刑法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、あつせん贈収賄に関する部分と暴力取締りに関する部分とからなっておりますので、まず、あつせん贈収賄に関する部分について申し上げます。

事新しく申し上げるまでもなく、刑法の贈収賄罪は、収賄する公務員の職務またはこれと密接に係る事項についてわいろが授受された場合に、これを処罰するにとどまるものであります。従いまして、たとい公務員が不正な依頼を受けて多額の金品を收受したとしても、それが自己の職務行為の対価ではなく、職務権限を有する他の公務員にあつせんすることの謝礼である場合には、犯罪とならないのであります。このような刑法の不備を補い、あつせん収賄とも処罰することにしたすべきであるという意見は、わが国においてもかなり古くから主張され、昭和十五年に発表された改正刑法法案、昭和十六年に政府の提出した刑法中改正法律案、昭和二十九年及び昭和三十三年に議員から提出された刑法の一部を改正する法律案などには、あつせん収賄及びこれに対応する贈賄を処罰する規定

が見られ、また、戦時中の特例としてはありますが、戦時刑事特別法は、官公署の職員に関するあつせん贈収賄罪を規定しております。最近に至り、再びあつせん贈収賄罪に関する規定を刑法中に加えることにより一そう公務員の綱紀肅正をはかるべきであるという世論が高まって参つたのであります。政府におきましても、同様の観点からその立法の必要を認めまして、鋭意その研究を遂げました結果、ここによりやくその成案を得た次第であります。

この法律案中、いわゆるあつせん収賄罪に関する規定は、第九十七条ノ四でございまして、これによりますと、公務員が、請託を受けて、他の公務員に職務上不正の行為をさせまたは相当の行為をさせないようにあつせんすること、またはしたことの報酬として、わいろを收受し、またはこれを要求もしくは約束したときは、処罰を受ける趣旨のことが定められております。世上いわゆるあつせん収賄行為と呼ばれるものは、たといそれが非難すべきことであるにしても、その事柄の性質と、今まで全く放任されていたことにかんがみまして、細大漏らさずすべて一挙に処罰の対象として規定するようなことは、刑罰に過大の役割をしいるものでありまして、その効果に疑問がありますばかりでなく、かえつてさまざまな危険な副作用を伴うおそれがありますので、むしろ漸進的に事を運ぶのが最も適当であると考へたのであります。そこで、まず、これらの行為のうち、何人にも明白に悪質と見られる行為にその対象を限定して、乱用のおそれを戒め、特に誤まつた嫌疑によつて取り返しのつかない損害を生ずることのないよう配慮したものでありま

す。そのため、すでに刑法で用いられている明確な概念によることとし、解釈上の疑義が生じないように努めたのであります。

これによつて、悪質なあつせん贈収賄を一掃し得るばかりでなく、広くこの種の行為に対す警鐘となつて犯罪の防遏に好影響をもたらすことは期して待つべきものがあると確信いたしております。

次にその要点について申し上げます。

一、公務員のあらゆるあつせん収賄行為を取締りの対象とするのとなく、他の公務員にその職務上の義務違反行為をさせるようにあつせんし、またはあつせんしたときだけを処罰しようとするものであります。

二、すでに職務違反行為のあつせんを要件といたしました以上、これに関する収賄はそれだけで違法な行為であることが明らかでありますので、公務員があつせんに際してその地位を利用することを犯罪の成立要件としなかつたのであります。この点は、地位の利用という必ずしも明確でない概念を避け、犯罪の成否が裁判官や捜査官の主観によつて左右されるのを防ぐ趣旨をも含んでおります。

三、あつせんの事前に請託が行われることを要件とすることによつて対象の明確化をはかり、また、あつせん贈収賄罪の特質にかんがみ、実費等を除いた報酬だけがわいろとなることを明らかにいたしました。

なお、あつせん収賄に関する規定のほかに、第九十八条第二項として、これに対応する贈賄を処罪する規定を設け、別に第四条を

刑法の一部を改正する法律

改正して、国外で犯されたあつせん収賄罪をも処罰することといたしました。

次に暴力取締りに関する部分について申し上げます。

近時各地に多数発生を見た、いわゆる暴力団、愚連隊等による殺傷暴力事犯の実情にかんがみまして、これが取締り処理の適正を期するため、所要の改正を加えようとするものでありまして、その要点について申し上げます。

一、被害者を含む証人、参考人またはこれらの親族に対するいわゆるお礼参りの行為として行われる面会強請及び強談威迫の行為を新たに処罰し得ることとしようとするものであります。

二、強姦罪、強制わいせつ罪等は現在親告罪とされておりますが、それらの罪を二人以上の者が現場において共同して犯した場合のいわゆる輪姦的形態によるものにつきましては、これを親告罪としないこととしようとするものであります。

三、いわゆる持凶器集合罪ともいうべきものを新たに処罰することとし、二人以上の者が、他人の生命、身体または財産に対して共同して害を加える目的で集合した場合に、凶器を準備して集合した者、凶器の準備があることを知つて集合した者または凶器の準備しもしくはその準備があることを知つて集合させた者を処罰しようとするものであります。

四、現在親告罪とされております器物損壊罪及び私文書毀棄罪を非親告罪としようとするものであります。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎

重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

最近における暴力事犯に関する刑事手続の運用の実績にかんがみ、まず、被害者を含め証人等の保護その他の観点から見まして、刑事訴訟法中二、三の点につき改正を要すると認められるものがあります。

この法律案は、この要請に応ずるものとして、同法中、保釈、緊急逮捕及び証人尋問等に関する規定につきまして所要の改正を加え、暴力事犯に対する刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現をはかり、もって刑法の一部を改正する法律案並びにさきに提案いたしました証人等の被害についての給付に関する法律案と相俟つてこの種事犯に対処しようとするものであります。

以下この法律案の要点について申し上げます。

一、いわゆる権利保釈の除外事由の一として、現行法は、被告人が被害者等に対して害を加えたは畏怖させるようないわゆるお礼参りの行為をするに疑うに足りる十分な理由がある場合を掲げておりますが、その対象を若干拡大して、被害者等の親族を加えることといたしますとともに、疑うに足りる十分な理由とあるのを疑うに足りる相当な理由に改めようとするものであります。これに関連しまして、保釈または勾留の執行停止の取り消し事由についても改正を加えることといたしました。

二、暴行罪及び脅迫罪は、その法定刑が懲役二年以下と定められ、現行法上緊急逮捕をなし得る罪には当たらないこととなつておりますが、現下暴力事犯の実情にかんがみ、これらの罪を新たに緊急逮捕し得る罪として規定しようとするものであります。

三、公判期日または公判期日外における証人尋問に際しまして、被告人の立ち会いを一定の要件のもとに制限し得ることとしようとするものであります。すなわち、証人が被告人の面前では圧迫を受けて十分な供述をすることができないと認められる場合には、弁護人が立ち会っているときに限り、その供述中被告人を退席させることができるものとして、退席させました場合には、供述終了後、被告人に証言を告知し、その証人を尋問する機会を与えなければならぬものとしようとするものであります。

以上が刑事訴訟法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

○町村金五君 たいま議題となりました三法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、刑法の一部を改正する法律案は、最近における瀆職及び暴力的行為の実情にかんがみ、悪質なあつせん贈賄、刑事被告事件の証人等に対する面会強請または強談威迫及び他人の生命等に害を加えることを目的とする凶器の準備を伴う集合等の行為を新たに処

罰することとともに、輪姦的形態による強姦罪、器物損壊罪等を非親告罪としようとするものであります。

本法案は、三月二十日本委員会に付託され、政府の説明を聴取し、参考人の意見をも聞き、慎重審議を重ねましたが、質疑のおもなものを一、二申し上げますと、まず、あつせん収賄罪についてであります。政府はこの程度の処罰規定によって岸内閣の主要政策であるいわゆる汚職の完全追放を期待できるか、本法案は抜け穴だらけのざる法案であるとか、骨抜き法案だとかいわれるが、政府は真に汚職を追放する熱意があるのか、何ゆえ第三者供賄罪を設けないか、請託を要件とした理由、不正行為、わいろの意義、範囲いかん等等の問題をめぐり、活発な質疑が行われたのであります。次に、暴力関係についてであります。暴力に関する本案の諸改正によって正当な労働組合の活動が弾圧される危険があるのではないか等の質疑がありました。

これに対する政府答弁の詳細は会議録に譲りますが、ここにごく概略だけを申し上げますと、まず、あつせん収賄罪の立法は、将来、学者、専門家の間において非常に論議があり、理論的にも、また立法技術の上からも、きわめてむずかしい問題とされておられ、諸外国の立法もまちまちであり、わが国においても、右の事情から、今日まで法制化を見るに至らなかつたものである。この種の立法は、一步運用を誤れば、善意の公務員、ことに議員の政治活動が制肘を受け、また、いわゆる検察ファッショを誘発するおそれもあると同時に、法解釈上の疑義により誤まつた嫌疑のため取り返しの

つかない損害を与える危険がある。あつせん収賄罪によつて公務の公正と公務員の廉潔性を確保することはもちろん必要であるが、あらゆる場合を無制限に網羅的に処罰の対象とするような立法は、刑罰に過大の役割をしているものであり、決して適切な対策ではないと思う。そこで、本案は、現段階において明白に悪質と思われるものだけを刑罰の対象とした次第である、いわゆる汚職の追放は、法律の力のみでなく、あわせて道義の高揚、公務員の自粛自律と、国民の批判と協力とに待つべきものであり、その他、行政機構について政党自身も考慮する等、広く汚職の根源をつく総合対策が根本的に重要である。本案は、処罰の必要とこれに伴う諸種の弊害との両面を考慮して、すでに刑法で用いならざるところの明確な用語を用い、いやしくも解釈上の疑義の生ずることなきを期し、乱用のおそれを戒めると同時に、悪質なものは余すところなく確実に処罰することができるようにする健全な骨格を備えたものであつて、世上一わゆるざる法案、骨抜き法案では断じてなく、本法案が汚職追放に相当の効果を上げ、明るい民主政治の発展に寄与するものであることを確信する次第であるとの答弁でありました。

第三者供賄罪は、昭和十六年の改正まで、長い間わが刑法にその規定がなく、昭和十六年の新立法後においても、起訴されたものわずかに四件にすぎず、また、改正刑法仮案、社会党提出案にもその規定がなく、實際上その必要はないものと思われる。この種立法は、わが国では初めての試みであるから、今後の状況により、漸進

的に、必要に応じて法制化していくことが最も当を得た方法であると信ずる旨の答弁がござります。

次に、暴力関係については、政府から、持凶器集合罪は、他人の生命、身体、財産に害を加える目的をもって、しかも、凶器を準備して集合するという、何人にも許しがたい行為を対象とするものであり、過般、別府その他各地において発生した暴力団、愚連隊等の暴力事犯を未然に防ぐことをねらいとするものであり、各種の改正規定は、刑事訴訟法の改正規定と相俟って、それぞれ現行法の不備を補い、暴力事犯の根絶を期し、もって善良な被害者を泣き寝入りさせないように保護しようとする改正であり、これら刑法の規定が健全な労働組合運動を弾圧するなどというところは、とうてい想像もできないところであるとの答弁がありました。

本案は、四月十一日、討論なく採決いたしましたところ、全会一致をもって政府原案の通り可決されました。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について申し上げますと、本案は、最近における暴力事犯についての刑事手続の運用の実績にかんがみ、保釈等に関する規定を整備し、また、いわゆる緊急逮捕をなし得る罪の範囲を改めるとともに、証人が十分な供述をすることができるよう、証人尋問に関する規定について改正をしようとするものであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託され、参考人の意見も聴取いたしました。また、社会党の各委員から、暴行、脅迫につき緊急逮捕を認めることは、憲法三十三条に違反するほか、労働組合運動の弾圧

四月十一日討論なくして採決に入りましたところ、修正案は全会一致をもって可決され、修正部分を除く政府原案も全会一致をもって可決、結局、本案は修正議決せられた次第であります。

なお、刑法の一部を改正する法律案及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき、自由民主党及び日本社会党共同提案による次のような附帯決議案が提出され、採決に付しましたところ、これまた全会一致をもって可決された次第であります。

附帯決議案を読み上げますと、
本改正案の実施にあたっては、政府は、検察権、警察権の濫用を厳に戒め、政治活動を阻害し或いは労働運動を抑圧することのないように留意し、なお、斡旋取賄罪については、将来所謂第三者供賄に関し、十分検討すべきである。

右決議する。
というのであります。

最後に、証人等の被害についての給付に関する法律案について申し上げます。

本案は、二月十七日本委員会に付託され、四月十一日質疑を終

刑法の一部を改正する法律

に乱用されるおそれがあるいはしなかななどの質疑が行われ、政府からは緊急逮捕は最高裁判所の判決により違憲ではないとされており、その他、保釈の制限、証人尋問に関する規定の改正等、本案の改正はすべて正当な労働組合の活動を対象とするものでは断じてなく、現在目に余る町の暴力団、愚連隊等の暴力事犯を対象とし、善良な市民を保護しようとするものであるとの答弁がありました。その他の詳細は会議録に譲りたいと思います。

さて、委員会においては、刑法及び刑事訴訟法の両改正案につき、自由民主党及び日本社会党委員との間に、両案を修正すべきかどうか、修正するとすれば、いかに修正するかについて、数回にわたり討議がかわされましたが、結局、刑事訴訟法改正案につき、自由民主党及び日本社会党共同提案をもって、二点の修正を加えることに決したのであります。その一は緊急逮捕についてであります。基本人権を擁護する立場からすれば、緊急逮捕の範囲を安易に拡張することは適当でないこと、及び、緊急逮捕は罪状の重い一定の犯罪についてのみ許されるものとする最高裁判所の判決の趣旨等を考慮し、暴行、脅迫についてはこの際緊急逮捕を認めないことにすることに改めること。その二は、改正案は、証人等が被告人の面前において圧迫を受けて十分な供述ができないときは、裁判所は被告人を退廷させることができるものとしようとするものであるが、この場合、被告人の保護と公正な裁判を期する必要があるから、検察官及び弁護人の意見を聞いてこれを決定することに改めるという二点であります。

り、討論なく、全会一致をもって政府原案の通り可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院法務委員長報告(四月二十二日)

○青山正一君 たいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び証人等の被害についての給付に関する法律案の三案につき、委員会における審議の経過並びに結果について一括御報告申し上げます。

御承知のように、これら三案は、政府の標榜する汚職の防止並びに暴力追放の政策の一環として提案されたものであります。まず、刑法の一部を改正する法律案の改正点について申し上げます。第一は、いわゆるあっせん贈賄を新たに取り締めるため、公務員が請託を受けて他の公務員に職務上不正の行為をさせ、または相当の行為をさせないようにあっせんをすること、または、したことの報酬として、わいろを收受し、またはこれを要求、もしくは約束した場合等を処罰しようとするものであります。第二は、暴力事犯の取締りを強化するため、その一、刑事事件の捜査審判に必要な知識を有すると認められる者、すなわち、証人等に対するいわゆるお礼参りの行為として行われる面会強請及び強談威迫の行為を新たに処罰すること。その二は、強姦罪等が輪姦的形態においてなされた場合並びに器物損壊罪、私文書毀棄罪を非親告罪とすること。その三は、二人以上の者が他人の生命、身体または財産に対して、共

同して害を加える目的で集合した場合等、いわゆる持凶器集合罪を処罰することあります。

次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の改正点を申し上げますと、第一は、権利保釈の要件を整備し、いわゆるお礼参りをすると疑うべき「充分な理由」を「相当な理由」に改めること。第二は、証人が被告人の面前では圧迫を受けて十分な供述ができないと認められる場合には、一定の要件のもとに、被告人の立ち会いを制限し得るようすることあります。

次に、証人等の被害についての給付に関する法律案は、刑事司法の機能を十分に確保することを通じて、間接に暴力事犯の取締り強化に資することを趣旨とし、その要点は、証人、参考人等が供述または出頭に関して危害を受けた場合、国がその補償をなすこととし、その補償の要件、種類、範囲、金額、支給方法等について必要な規定を設けるものであります。

なお、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につきましては、衆議院において、検察官及び弁護人の意見を聞いて、被告人を退席させるように修正され、また、暴行脅迫罪を緊急逮捕できるように改めようとする改正規定が削除されたのであります。

さて、委員会におきましては、二月二十日、証人等の被害についての給付に関する法律案につき、また、三月二十四日、刑法の一部を改正する法律案並びに刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき、それぞれ政府当局から提案説明を聴取した後、その重要性にかんがみ、四月十五日に、学識経験者、弁護士等六名の参考人から意

見を聴取し、四月十九日には法務、社会労働連合審査会を開く等、前後十二回にわたり慎重に審議を重ね、この間、一松、大川、棚橋、亀田、小林、戸叶、成瀬、高田、大和、赤松の各委員から熱心なる質疑が行われましたが、これが詳細は会議録に譲ることといたしまして、そのおもなる点を申し上げます。

まず、刑法の一部を改正する法律案については、あつせん取賄関係では、汚職防止の根本策、あつせん取賄罪の本質、公務員、請託、不正行為、あつせん報酬としてのいろいろ等、各構成要件の意義、内容及びかかる要件を規定した理由及びその可否、公務員の身分とあつせん行為との関係、刑期の当否、検察フアッシュの防止策と裁判の民主化、汚職事件に対する指揮権発動等について、また、暴力関係では、暴力追放の根本策、お礼参り処罰、持凶器集合罪、輪姦的犯罪の各構成要件の意義、内容、器物損壊罪の非親告罪化に伴う警察官の労働運動への不当介入の危険性、かかる危険を排除するための特別立法の要否等に関し、次に、刑事訴訟法の一部を改正する法律案については、権利保釈の制限強化の具体的必要性、被告人の退席措置立法化の具体的理由等に関してであり、また、証人等の被害についての給付に関する法律案については、補償の本質、鑑定人に対する補償の必要性の有無、証人に対する給付要件、給付要件の立証責任の主体、慰謝料と補償との関係等であります。

委員会におきましては、四月二十二日、質疑を終了しましたところ、刑法の一部を改正する法律案に対して、亀田得治君及び一松定吉君より修正案が提出され、亀田得治君から趣旨説明を聴取いたし

ましたが、そのおもな内容は、私文書毀棄罪及び器物損壊罪を非親告罪とする結果、労働運動に対する官憲の不当介入を招くおそれがあることのほか、その罪質、暴力団の取締りとの関係を考慮いたし、これらの毀棄罪を親告罪として存置しようとするものであります。

かくて三案及び修正案について討論に入り、亀田得治君及び大川光三君より、それぞれ賛成の意見があり、次いで、刑法の一部を改正する法律案に対して採決に入りましたところ、修正案は、全会一致をもって可決せられ、修正部分を除く衆議院送付案に対しても、全員の賛成を得、かくて本案は、修正可決されました。

次いで、刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び証人等の被害についての給付に関する法律案について、順次、採決に入りましたところ、全会一致をもって、それぞれ衆議院送付案通り可決されました。

なお、刑法の一部を改正する法律案につき、大川光三君から、次のような付帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもって可決された次第であります。

付帯決議の内容は、

本改正案の趣旨並びに経緯にかんがみ、政府は、特に暴力関係の罰則（第五條ノ二、第二百八條ノ二）の運用に当つては、ことさらに労働運動を抑圧することのないように、警察活動の行き過ぎを深く戒め、また、あつせん贈取賄罪については、政治活動を阻害しないように、その運用に留意するとともに、将来、第三者

刑法の一部を改正する法律

供賄の処罪について検討すべきである。
右決議する。

とのものであります。
以上、御報告申し上げます。

◎刑事訴訟法の一部を改正する法律

(昭三三、四、三〇法一〇八)

一、提案理由(三月二十五日)

(刑法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇七)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

(刑法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(四月二十二日)

(刑法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

◎証人等の被害についての給付に関する法律

(昭三三、四、三〇法一〇九)

一、提案理由(二月十八日)

(売春防止法の一部を改正する法律(昭三三―法一六)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月十五日)

(刑法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(四月二十二日)

(刑法の一部を改正する法律(昭三三―法一〇七)の委員長報告と一括して掲載)

◎国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律 (昭三三、五、一法二一〇)

一、提案理由(二月十三日)

○田中政府委員 たいま議題となりました国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明いたします。

現在国防会議事務局は、局長一名、参事官二名その他事務職員等計十三名ですが、事務局の業務を円滑に処理するため、参事官一名を増員いたす必要があると認め、これに伴う法律の改正をお願いいたすこととしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭三三―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二一一)

一、提案理由(二月二十一日)

○榊原政府委員 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、第一に、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行いますとともに、業務の縮小に伴う余剰定員の縮減を行うこといたしました。

第二に、定員外職員の定員化につきましては、総理府総務長官の手元において検討中の公務員制度全般にわたる改正を待つて問題の根本的解決をはかりたい所存でありましたが、公務員制度改正作業もまだ結論を得ない段階でありますので、今回は、公務員制度調査会の答申の趣旨を十分考慮し、かつ、戦後これに見合う適正な定員措置が諸般の事情で抑えられていたというような事情も認められま

すので、この際、暫定的に、各行政機関における定員配置の適正化を行い、あわせて定員外職員の処遇改善をはかるため、必要な定員外職員の定員化を行うこととするものであります。

次に、法律案の内容について申し上げますれば、今回の改正による行政機関職員定員法の一部を改正する法律

りまして、第二条第一項の表における各行政機関の職員の定員の合計六十四万三千九百二十五人に対しまして、定員外職員の定員化に伴う増一万九千六百十五人、及び昭和三十三年度事業予定計画に伴う増三千七百二十一人で、結局二万三千三百三十六人を増加いたしました。合計六十六万七千二百六十一人となりました。

事業計画に伴う増員の主なものとしたしましては、科学技術庁の付属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二名、特定郵便局の増設に伴うもの二百人等でありましたが、いずれも業務の増加、拡張に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業計画に伴い減員となるおもなものとしたしましては、郵政省の電信、電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管することに伴うもの六百九十八人、調達庁の行なっております駐留軍施設等の提供業務の減少によるもの百三十五人等があります。

次に、この改正法律は、四月一日から施行することといたしております。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月十七日)

(内閣法の一部を改正する法律(昭三三―法九七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十二日)

○藤田進君 たいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法草案の趣旨は、その第一は、今回の改正においては、昭和三十三年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、その事務の増加に伴う所要の増員を行うとともに、業務の縮小に伴い余剰定員の縮減を行うこととなっており、この改正により、各行政機関の職員の定員を新たに四千七百九十一人を増員し、他方において千七十人の減員を行い、差し引き三千七百二十一人の増員を行うこととなっており、その増員の主たるものは、科学技術庁の付属研究所等の拡充に伴うもの百四十三人、国立学校の学年進行に伴うもの七百八十四人、郵便取扱業務量の増加に伴うもの千六十七人、電気通信施設の拡張に伴うもの千九百二十二人等であり、また、減員のおもなるものは、郵政省の電信、電話業務を日本電信電話公社の直轄に移管するに伴うもの六百九十八人、調達庁の業務減少に伴うもの百三十五人等であり、その第二は、定員外職員のうち、新たに一万九千六百十五人の定員化を行うとするものであります。今回の改正によつては、結局、この両者を合わせた二万三千三百三十六人を増加し、行政機関の職員の定員の合計は、六十六万七千二百六十一人となるのであります。なお、今回の定員外職員の定員化については、政府は、現在、総理府において検討中の公務員制度全般にわたる改正を待って、問題の根本的解決をはかりたい所存で

あったが、公務員制度の改正がまだ結論を得る段階に至っていないので、今回は暫定的に、各行政機関における定員配置の適正化を行い、あわせて定員外職員の処遇改善をはかるため、必要な定員外職員の定員化を行なったこととあります。

内閣委員会は、前後三回にわたり委員会を開き、石井行政管理庁長官、その他関係政府委員の出席を求め、審議に当りましたが、この審議におきましては、定員外職員の定員化に関連する各種の問題を中心として、政府との間に質疑応答が重ねられました。その詳細は会議録に譲りたいと思ひます。

本日の委員会におきまして、質疑を終り、松岡委員より、お手元に配付の通りの定員外職員の定員化についての修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、千葉委員より、本修正案の可決せられることを条件として、本法草案の賛成の旨の発言があり、また、八木委員より、希望を付して本法草案に賛成する旨の発言がありました。

討論を終り、まず、松岡委員提出の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもって可決せられ、次いで、修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

◎経済企画庁設置法の一部を改正する法律 (昭三三、五、一法一一二)

一、提案理由(二月十八日)

○鹿野政府委員 たいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について、提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

政府の重要な経済施策が、長期経済計画による長期的方針に沿いつつ、しかも現実の経済の確な現状把握及び見通しに基づき、統一的かつ総合的な方針のもとに、機動性をもって実施されることが、国の経済全般の円滑な運営をはかるためにきわめて必要であることは申すまでもありません。経済企画庁は、経済に関する総合官庁として、従来とも以上の趣旨に沿いつつ、これらに関する機能を活用して参つたのであります。その重要性にかんがみ、この際特にそのための任務権限を明確にするとともに、これらの事務をさらに一そう的確に遂行するために必要な機構の整備を行うこととした次第であります。これがこの改正法案を提出する理由であります。次にその改正内容の概略を御説明いたします。

第一点といたしましては、以上の趣旨に基づき、経済全般の運営に関する基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を新たに経済企画庁の任務及び権限として明示した次第であります。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律

次に第二点といたしましては、内外経済動向の調査分析、経済計画の策定等の経済企画庁の所掌事務を今後さらに一段と精密かつ的確に遂行いたしますためには、わが国の経済構造及び経済循環等に関する理論的実証的調査研究をより一そう深め、その成果をこれらの事務に反映させることが必要であります。よつてこの際、調査局の機能の充実をはかるとともに、新たに内部部局として経済研究局を設置し、これに関する事務を所掌させることとした次第であります。

次に第三点は、特別の職として、新たに、長官に対する意見具申を職務とする参事三人以内を置き、経済企画庁が行う内外経済動向の分析や、経済全般の円滑な運営をはかるために必要な経済運営の基本方針の策定等について、民間有識者の意見を組織的に導入する道を開くこととした次第であります。

なお、以上のほか、局の名称変更、審議官の定数及び職務の変更、庁内における一部事務の移管等の事務的改正を行なつております。

以上が経済企画庁設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さるようお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十二日)

(厚生省設置法の一部を改正する法律(昭三三、一法一三一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

○藤田進君 たいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付されたものでありまして、まず、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、経済企画庁の任務及び権限として、経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を明示したこと、その第二点は、内部部局として経済研究局を新設したこと、その第三点は、特別の職として参与を設けたこと、その第四点は、調整局の所掌事務の整備、審議会の定数及び職務の改正、総合計画局及び総合開発局の名称の変更等、所要の改正を行なったことであります。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、次の三点につき修正がなされました。

その第一点は、経済研究局を置く規定を削除したこと、その第二点は、総合計画局及び総合開発局の名称の変更を取りやめたこと、その第三点は、付属機関として経済研究所を置くこととしたこと、以上三点であります。

内閣委員会は、河野経済企画庁長官その他関係政府委員の出席を

求めて、本法律案の審議に当りましたが、その質疑応答の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

本日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、賛成者多数をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付されたものでありまして、まず、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、アジア局に次長一人を置くこと、その第二点は、経済局の所掌事務に所要の改正を加えること、その第三点は、国際協力局の名称を国際連合局に改めるとともに、同局の所掌事務に所要の改正を加えること、第四点は、付属機関として外務省大阪連絡事務所を設置すること、以上四点であります。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、次の二点につき修正がなされました。

その第一点は、アジア局に次長一人を置く規定を削ること、その第二点は、施行期日について所要の修正を加えたことであります。

内閣委員会は、藤山外務大臣その他政府委員の出席を求めまして、本法律案の審議に当りましたが、その質疑応答の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

本日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決をいたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の

原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。

◎文部省設置法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法一一三)

一、提案理由(二月十一日)

○臼井政府委員 このたび政府から提出いたしました文部省設置法の一部を改正する律法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、文部省の機構につきまして、次の三つのことを行おうとするものであります。第一は、本省大臣官房に官房長を置くこと、第二は、本省内部部局として、体育局を設置すること、第三は、国立近代美術館の分館として西洋美術館を設けることとあります。

まず、官房長の設置及びこれに関連する事項について御説明申し上げます。文部省においては、従来から省内各部局の所掌事務について総合調整を要する事務が少くなかったのでありますが、最近は特に科学技術教育の振興に関する問題等、総合的角度から検討を要する事例が多く、部内部外にわたって調整を要すべき事務がとみに増加いたしました。これらの事務を処理し、推進する機能を強化するとともに、大臣官房の所掌事務を一そう効率的に運営するため、今回、文部省においても、大臣官房に官房長を置くことといたしましたのであります。

第三に、国立近代美術館に分館として西洋美術館を設けることについて御説明いたします。近くフランス政府の好意によりまして、フランスに長く居住され、多くの美術作品を収集いたしておりました故松方幸次郎氏の所蔵にかかわる作品が、日本政府に寄贈されることになったのであります。このことは、両国の友好親善のため、また文化の交流のためにも心から喜びにたえないところであります。この寄贈を受けます作品等を保管し、公衆の観覧に供するため、近代美術館の分館として西洋美術館を本年十二月一日から設けることといたしましたのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略であります。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(四月九日)

○福永健司君 議題四法案の内閣委員会における審査につき御報告申し上げます。

文部省設置法の一部を改正する法律案の要旨は、第一に、本省大臣官房に官房長を置くこと、第二に、本省内部部局として体育局を設置すること、第三に、国立近代美術館の分館として西洋美術館を設けることとあります。

本法案は、二月八日日本委員会に付託、十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、自社共同提案にかかる修正案が提出され、山本正一委員より趣旨弁明がなされました。

文部省設置法の一部を改正する法律

なお、現在調査局において所掌いたしております広報に関する事務は、その性質から見まして、官房長に掌理いたさせることが適当であると考えましたので、これを大臣官房の所掌に移すことといたしました。

次に体育局の設置について御説明いたします。体育局は、従来から文部省の所掌しております体育に関する事務と学校保健及び学校給食に関する事務を一体的に処理させようとするものであります。すなわち、現在、初等中等教育局と大学学術局においてそれぞれ所掌いたしております学校体育に関する事務と、社会教育局において所掌いたしております運動競技、レクリエーションその他社会体育に関する事務をつかさどるほか、初等中等教育局の所掌する学校保健に関する事務及び管理局の所掌する学校給食に関する事務をつかさどることといたしましたのであります。文部省におきましては、従前体育局を設置していたのであります。昭和二十四年にこれを廃止し、その事務を各局に分属させたのであります。その後の運営にかんがみ、学校体育、社会体育並びにこれらに関連する施策を強力に推進いたすためには、体育局を設けてこれらの事務を一体的に処理することが適当であると考えたのであります。なお、保健体育行政機構の整備拡充につきましては、スポーツ振興審議会の答申を初め、各方面から要望せられていたところであり、また、本年五月に予定されておりますアジア競技大会の開催や、オリンピック大会招致の促進等のためにも、遺憾なきを期したいと存するのであります。

その要旨は、第一に、官房長の新設は、行政機構簡素化の見地よりなお検討を加える必要があるもので、これを取りやめること。第二に、フランス政府の特別の好意にたえる上からも、西洋美術館は、その施設等が整備され、本格的に活動を開始することになると思われる昭和三十四年度以降は独立した機関とすること。第三は、施行期日を公布の日に変更すること等とあります。

次いで、討論省略し、採決の結果、全会一致をもって本案は修正案通り修正議決すべきものと決しました。

次に、自治庁設置法の一部を改正する法律案は、自治庁の所掌事務の増加に伴い、その円滑な遂行をはかるため、長官官房に新たに官房長を置くほか、学識経験者のうちから任命される参与については新たにその任期を定めることとし、また、財政再建債消化促進審議会の廃止などをその主要な内容としております。

本案は、二月十二日日本委員会に付託、十三日提案理由の説明を聴取し、本日質疑終了、討論省略、採決の結果、多数をもって本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案は、南方連絡事務局の名称を特別地域連絡局と改称して総理府の内部部局とし、あわせて、その所掌事務に政令で定める北方地域に関する事務を加え、また、日本政府南方連絡事務所を総理府の附属機関とすること等とあります。

本案は、去る二月二十一日日本委員会に付託、二十八日提案理由の説明を聴取、本日質疑を終了、山本正一委員より四月一日の施行日

を公布の日に改めるとの修正案が提出され、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、建設省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、新道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業を強力に推進するため、道路局に管理部及び建設部を新設するものであります。第二は、地方における河川、道路等の国の直轄事業量の増大に伴い、これらの事業実施の万全を期するため、新たに北陸及び四国の両地方建設局を設けるとともに、地方建設局の内部部局を整備充実するものであります。第三は、現在の地理調査所の位置を千葉県より東京都に変更することであり、

本案は、去る二月二十七日日本委員会に付託され、政府の説明を聞き、本日質疑を終了いたしましたところ、山本正一委員より、行政機構簡素化の趣旨にかんがみ、道路局に管理、建設の二部を設置することを取りやめて、同局に次長一人を置くこととどめ、また、東北、関東両地方建設局に用地部を新設することはこれを取りやめる旨の、自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論省略、直ちに採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三法一四一)の委員長報告と一括して掲載)

◎建設省設置法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法一一四)

一、提案理由(二月二十八日)

○根本国務大臣 たいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、建設省設置法の一部を改正いたしまして、道路局に管理部及び建設部の二部を新設するとともに、北陸地方建設局及び四国地方建設局を増設するほか、地方建設局の内部部局を整備充実する等の改正を行うものであります。以下その要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、道路局の機構を整備充実することとしたこととあります。

道路の整備につきましては、政府は昭和三十三年度におきまして、これを国の最重要施策の一つとして取り上げ、最近における自動車交通の激増に対処し、産業基盤の強化に資するため、従来の計画を大幅に拡充いたしました道路整備五箇年計画を新たに樹立いたしました。これに伴い特別会計を設けて、幹線と地方重要道路の双方にわたり逐次その整備をはかることとしたのであります。また、新道路整備五箇年計画に基づく道路整備事業を強力に推進して参りますため、このたび道路行政を担当しておる本省機構を整備充

建設省設置法の一部を改正する法律

充することとした次第であります。すなわち、道路局に管理部及び建設部を設け、管理、建設の両面から今後の道路行政の一その推進を期する所存であります。

次に、本省に地方支分部局として新たに北陸地方建設局及び四国地方建設局を設置するとともに、地方建設局の内部部局を整備充実することとしたのであります。

現在、建設省の地方支分部局として東北地方建設局、関東地方建設局、中部地方建設局、近畿地方建設局、中国四国地方建設局、九州地方建設局の六地方建設局が設置されており、河川、道路等の国の直轄事業の実施に当っておりますが、年々の事業量の増大に伴い、これら事業実施の万全を期するためには、北陸地方及び四国地方に地方建設局を設ける必要が生じてきたのであります。加うるに、来年度以降におきましては、先ほど申し上げましたように道路整備五箇年計画に基づく直轄の道路整備事業が相当増加することになりますので、この際、北陸地方建設局及び四国地方建設局の二地方建設局を新たに設け、事務運営の適正かつ能率化を期することとした次第であります。すなわち、従来の関東地方建設局の所管区域であります新潟県並びに中部地方建設局の所管区域であります石川県及び富山県を所管区域とする北陸地方建設局と、従来の中国四国地方建設局の所管区域であります四国四県を所管区域とする四国地方建設局を設置することとしたのであります。

また、地方建設局の内部部局につきましては、道路事業等の増大に伴い、事業実施の能率化をはかるとともに、河川事業、道路事業

建設省設置法の一部を改正する法律

三四四

の遂行に当ってその責任を明確化する等のため、従来の庶務部、工務部及び企画部にかえて総務部、河川部、道路部及び企画室を置くこととし、東北地方建設局及び関東地方建設局には、これらの部のほか用地部を新設することとした。なお、営繕に関する事務につきましても、その事務の性質上従来の所管区域によって処理する方が適当と考えられますので、新設の北陸地方建設局及び四国地方建設局においてこれを分掌しないこととし、これらの地方建設局には営繕部を置かないこととした。

第三に、地理調査所の位置を東京都に変更することとしたこととあります。

地理調査所は、戦時中の疎開先長野県から、戦後千葉県に移転し、現在に至っておりますが、このたび東京都目黒区上目黒に建設されております新庁舎に移転することになりましたので、その位置を東京都に改めることになりました。

その他地方建設局の所掌事務等につきまして、若干の事務的改正を加えることといたしました。

以上が建設省設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月九日)

(文部省設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一一三)の委員長報告を一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一四二)の委員長報告を一括して掲載)

◎裁判所職員定員法の一部を改正する法律
(昭三三、五、一法一一五)

一、提案理由(二月二十七日)

○横川政府委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案の改正点の第一は、判事補の員数を増加することとした点であります。御承知の通り、現在、地方裁判所が第一審として取り扱う事件のうち、法律上裁判官の合議体で取り扱うことを必要とするいわゆる法定合議事件は例外的なものに限られ、その他の大部分の事件については、一人の裁判官でこれを取り扱うか、裁判官の合議体でこれを取り扱うかは、事案によって裁判所が定めることになっておりますが、最近におきましては、民事、刑事の事件数の増加、裁判官の不足その他の事情から、本来合議体で取り扱うことが望ましいと思われるような複雑困難な事件をも、やむなく一人の裁判官で取り扱っている場合が少なくない実情にあるのであります。そこで、第一審の充実強化のためには、裁判官を増員して、なるべく多くの事件を合議体で取り扱うことができるようにする必要があるのであります。さしあたり必要最小限度の範囲内で判事補を増員する措置を講ずることが適当と考えられますので、この法律案では、判事補の員数を二十人増加することといたしました。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

改正点の第二は、定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れることとした点であります。従来、裁判所におきましては、二箇月以内の期間を定めて雇用される定員外の常勤職員が相当勤務しているものでありますが、これらの職員の中には、その従事する職務の内容その他の点につき定員内の職員との間に大差を認めたいものがあるにもかかわらず、これらはすべて裁判所職員定員法による定員の外に置かれていたのであります。このたび、政府におきましては、各行政機関における定員配置の適正化とあわせて定員外職員の処遇の改善をはかるため、定員外職員の定員化を行うこととし、そのために必要な法律案を今国会に別途提出いたしましたことは、御承知の通りであります。裁判所におきましても、これに対応して、定員外職員の定数の一部を裁判所職員定員法による裁判所の職員の員数に組み入れることが適当と考えられますので、この法律案では、このため裁判所の職員の員数を四十四人増加することといたしました。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決賜わりますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法八九)の委員長報告を一括して掲載)

三四五

三、参議院法務委員長報告(四月二十三日)

○青山正一君 たいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

本法案の改正の主要点は、第一に、最近における民事事件の増加、裁判官の不足等から、とかく複雑困難な事件を単独裁判官の処理にゆだねている実情にあることにかんがみ、合議裁判の運用を活発にし、第一審を強化するため、さしあたり最小限必要な限度で、判事補二十人を増員しようとするものであります。第二点は、今回、政府において、行政機関における定員配置の適正化、定員外職員の処遇の改善をはかるため、定員外職員の定員化を行うこととし、これに必要な法律案を別途提出いたしました。が、裁判所においても、これに対応し、二カ月以内の期間を定めて雇用される定員外職員のうち、四十四人の定員化しようとするものであります。

さて、当委員会におきましては、二月二十七日、政府当局より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審議を重ね、一松、大川、棚橋、宮城、赤松、亀田の各委員より熱心な質疑がなされました。そのおもな点は、裁判官の欠員補充、予算と定員化との関係、二人合議制の採用、定員外職員の問題と内容、配置状況と事務能率等であり、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて、四月二十三日、質疑を打ち切りましたところ、大川光三、亀田得治の両委員から、行政機関職員定員法の一部を改正する

法律案の修正に対応して、家庭裁判所医務室に勤務する定員外職員十一名を、さらに定員化することを内容とする本法律案の修正案が提案されました。直ちに修正案及び政府原案につき、一括討論に入りましたところ、別に発言もなく、続いて、まず、修正案につき、次に、修正部分を除く政府原案につき採決に入りましたところ、全会一致をもってそれぞれ可決せられ、よって本法律案は、修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭三三、五、一法一一六)

一、提案理由(三月七日)

○白井政府委員 今回政府から提出いたしました公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

国民のひとしく受くべき基礎的な教育としての義務教育につきましても、一定の水準が全国的に維持される必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。しかしながら、現状を見ますに、戦後の学制改革による義務教育の拡充、急激な学齢児童生徒数の増加、さらにはまた近年における地方財政の事情等も影響いたしましたして、学級編制基準及び教職員定数基準の低下が問題になっておりますことは、まことに遺憾とするところであります。これが改善につきましては、各種の施策の必要なることは申すまでもありませんが、まずその前提として学級編制及び教職員定数の標準を明定することが必要と考えられるのでありまして、政府が今回この法律案を提出いたしましたのも、これらの標準を明定し、もって義務教育水準の維持向上に資する趣旨にはかならないのであります。

法律案の内容といたしましては、第一に、学級編制の標準を定めたこととあります。現在一学級五十一人以上を収容する学級、いわ

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

ゆるすし詰め学級は、小中学校を通じ、総学級数の約三分の一に相当する約十四万学級に上るのであります。これらの学級における教育につきましては、教師に負担が加わるばかりでなく、児童生徒の指導も困難となるのでありまして、教育効果を向上させる上における支障を来たしておるのであります。このような点にかんがみ、学級規模を適正化し、教育効果の向上をはかるため、学校の種類に応じ学級編制の標準を決定するとともに学級編制に関する所要の手續を定めたものであります。

内容の第二は、都道府県ごとの教職員の定数につきまして、その標準を定めたこととあります。すなわち、小学校については学級担任を、中学校については教科担任を建前とし、また算定に当っては主として実学級数を基礎として、都道府県ごとに必要な教職員定数の総ワケを定め、教職員配置の適正化をはかることといたしましたのであります。

内容の第三は経過措置でありまして、以上の標準を一挙に実施することといたしますと、学校施設の整備その他につきまして急激な負担を伴うこととなりますので、標準に達していない都道府県につきましては、児童生徒数の減少、学校施設の整備等の状況を考慮して暫定的な標準を定め、漸次標準に達するよう経過措置を設けることといたしましたのであります。

なお、別に御審議を願っております地方交付税法の一部を改正する法律案におきましては、この法律によって算定される教職員の定数が基準財政需要額算出の測定単位になっておりますので、教職

員給与費に対する国の財源措置につきましては義務教育費国庫負担制度及び地方交付税制度と両々相待って、一段と整備されることになるのであります。

以上この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

二、衆議院文教委員長報告(四月十七日)

(農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法一〇三)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院文教委員長報告(四月二十三日)

(義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律(昭三三―法一三六)の委員長報告と一括して掲載)

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法一一七)

一、提案理由(二月二十七日)

(地方税法の一部を改正する法律(昭三三―法五四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(四月八日)

○川村継義君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、地方財政健全化の施策として、第二十六回国会当時から懸案となっておりました地方交付税の率の引き上げ、及び、いわゆる既発行地方債にかかる公債問題解決の方途として立案されたものでありまして、これによって地方財源が増強されるとともに、本年度においては暫定的措置にとどまっていたいわゆる公債費対策が恒久化することになったのであります。従って、本案の内容は、地方交付税率を一・五%引き上げて二七・五%とすること、及び、交付税の総額の増加に伴い、普通交付税と特別交付税との割合を変更すること、すなわち、特別交付税は交付税総額の百分の八から百分の六に、普通交付税は百分の九十二から百分の九十四に改めることとの二点を中心とし、さらに、増加された財源を合理的かつ適正に配分

地方交付税法の一部を改正する法律

するため、測定単位の新設、補正方法の合理化等を行なっているのであります。

本案は、二月二十六日本委員会に付託、翌二十七日郡国務大臣より提案理由の説明を聴取し、自來、地方財政計画との関連において、また、別途政府の提案にかかる地方税法の一部を改正する法律案とともに、特に設けられた小委員会において審査する等、慎重審議いたしました。その詳細はすべて会議録に譲ります。

本四月八日質疑を終了、討論を省略して採決に付し、全会一致本案は原案通り可決すべきものと決しました。

右、御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(四月十八日)

○小林武治君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、地方財政の現況にかんがみ、大体次のような内容の改正を行わんとするものであります。

すなわちまず第一として、地方交付税の率を所得税、法人税、酒税のいわゆる国税三税の百分の二十六から、一・五%引き上げて百分の二十七・五とし、第二、普通交付税と特別交付税との割合を改めて、普通交付税は交付税総額の現行百分の九十二を百分の九十四とし、特別交付税は現行百分の八を百分の六に改め、第三として、基準財政需要額の算定方法について、経費の種類、測定単位及び単

地方交付税法の一部を改正する法律

位費用に改訂を加え、補正方法の合理化をはかるとともに、第四、自転車荷車税の廃止等の措置に伴い、基準財政収入額に関する規定を整備する等が改正の主要点であります。

地方行政委員会におきましては、二月二十八日、郡国務大臣より提案理由の説明を聞いた後、政府側との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行いました。その詳細については会議録によって御承知を願います。

四月十六日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法一一八)

一、提案理由(二月二十七日)

(厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律(昭三三―法三二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(三月二十八日)

(酒税法の一部を改正する法律(昭三三―法四一)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月二十一日)

○河野謙三君 ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、さきに成立いたしました地方交付税法の一部を改正する法律において、地方交付税の税率を二六%から二七・五%に引き上げることとなるのに伴いまして、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる金額で、所得税、法人税及び酒税の収入見込み額を基礎とするものの算定の基準となる割合についても、昭和三十三年以後、同じく二七・五%に引き上げようとするもので

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

あります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願います。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二一九)(衆)

一、提案理由(四月八日)

○野沢委員 たいま議題となりました医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

終戦前に満州国、朝鮮、台湾、樺太等の地において、その地の制度によって医師または歯科医師の免許を得ていた者のうち、昭和二十八年三月以降引き揚げてきた人々につきましては、現行法によって免許を取得するための特例が講じられていたものでありますが、昭和二十八年三月以前に引き揚げてきた人々につきましては、医師法または歯科医師法の付則に規定されていた同様の特例が昭和二十八年または昭和三十年をもって期限が切れたために、現在では国家試験予備試験を受験する以外には免許を得る道が閉ざされているのであります。

しかるにこれらの人々の中には、特例が認められていた期間中に免許を取得することができなかった者がなお相当数おる状況であります。

以上のような現状にかんがみまして、昭和二十八年三月以前に引き揚げた人々に対しましても、それ以降引き揚げた人々と同様に

に昭和三十四年末まで免許取得のための特例が認められるように現行法を改正しようとするものであります。

なお、特例試験の受験回数につきましては従来二回に限って受験することができるとされてきたのでありますが、今回、回数の制限は行わないこととしたのであります。

次に外地で歯科技工の業務を行なっていて昭和三十年十月十五日以降引き揚げてきた人々につきましては、内地の特例技工士との均衡をはかる必要上その法務の継続、歯科技工士試験の受験資格について特例技工士と同様の資格を認めることといたしております。

以上が本法改正の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(四月八日)

○植村武一君 たいま議題となりました医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

終戦前、満州国、朝鮮、台湾、樺太等の地において、その地の制度によって医師または歯科医師の免許を得ていた者のうち、昭和二十八年三月以降引き揚げてきた人々につきましては、現行法によって免許を取得するための特例が講じられていたものでありますが、昭和二十八年三月以前に引き揚げてきた人々に対して医師法または歯科医師法の附則に規定されていた同様の特例措置は、その期限が昭

和二十八年または昭和三十年までとなつておるため、現在、これらの人々が医師または歯科医師の免許を取得するためには、国家試験予備試験を受験する以外その道が閉ざされているのであります。

しかるに、これらの人々の中には、特例が認められていた期間中に免許を取得することができなかった者がなお相当数おりますので、今回、これらの人々につきましても、昭和二十八年三月以降に引き揚げた人々と同様に、その期限を昭和三十四年末まで認めることにいたしますとともに、従来二回に限ってございました特例試験の受験回数につきましても、これを制限しないことにいたしましたのであります。なお、外地で歯科技工の業務を行なっており、昭和三十年十月十五日以降引き揚げてきた人々については、内地の特例技工士との均衡をはかる必要上、その業務の継続並びに歯科技工士試験の受験資格については、特例技工士と同様の資格を認めることといたしましたのであります。

本案は、本月七日日本委員会に付託せられ、本日提出者野沢清人君より提案理由の説明を聴取した後、審議に入りましたが、質疑もなく、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月二十三日)

○阿具根登君 たいま議題となりました医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案並びに日雇労働者健康保

医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律

険法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、終戦前に満州国、朝鮮、台湾、樺太等において、その地の制度により、医師または歯科医師の免許を得ていた者のうち、昭和二十八年三月以前に引き揚げて来た人々については、現行法による特例試験の期間が切れたため、現在では国家試験予備試験を受験するほか、免許を得る道がないのであります。この人々に対しましても、昭和二十八年三月以降に引き揚げた人々と同様に、昭和三十四年末まで免許取得の特例を認めようとするものであります。なお、今回、特例試験の受験回数の制限を行わないこと、また、引揚者のうち一定の資格のある者に対し、歯科技工士の受験資格に関する特例を認めることとするのであります。

委員会におきましては、特例試験の期間中に免許を取得できなかった人々の実情等に関し質疑が行われましたが、詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

かくて、討論なく採決の結果、全会一致をもって、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案のおもな内容は、第一に、傷病手当金及び出産手当金の制度を創設すること、第二に、療養給付に関する手続を簡素化す

ること、第三に、賃金日額の区分を変更し、保険料の額を若干引き上げること、第四に、医療給付費に対する国庫負担割合並びに傷病手当金及び出産手当金に対する国庫補助割合を明文化すること等であります。

この法律案は、衆議院において、付則第六項の保険料額の読みかえに関する規定に修正を加えられました。

委員会におきましては、日雇健康保険の財政状況、保険料の問題、社会保障制度審議会及び社会保険審議会の答申内容と改正法案の内容との比較の問題その他に關し、熱心な質疑応答が行われましたが、詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

質疑を終り、討論なく、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対しましては、松沢委員より、次のような付帯決議案が提出されました。

附帯決議案

日雇健康保険の給付内容は、本改正によつても、なお不十分であるので、国民皆保険の一環として、すみやかに健康保険の水準にまで引き上げるよう努力すべきである。

すなわち、政府は、さらに国庫負担を大幅に引き上げることによつて、療養給付期間の延長、傷病手当金及び出産手当金の給付期間の延長、待期間の短縮、保育手当の新設並びに適用範囲の拡大をはかるよう努力すべきである。

なお、被保険者の便に資するため事務手続の一その簡易化を

はかるよう努力すべきである。

右決議する。

というのであります。

採決の結果、本付帯決議案は、全会一致で委員会の決議とするに決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

◎児童福祉法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二二〇)

一、提案理由(二月十八日)

○米田政府委員 たいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

改正の第一点は、身体の發育が未熟のまま生まれた乳児、すなわち、いわゆる未熟児に対する養育の制度を設けることとしたことであります。

御承知の通り、わが国の乳児の健康状態は近年著しく改善され、その死亡率は終戦直後に比較いたしますと約二分の一に低下いたしておりますが、そのうち未熟児の死亡が乳児死亡の三分の一を占め、その対策が久しく要望されております実情にかんがみ、このたび家庭内で養育できる未熟児に対し保健所職員による訪問指導を行い、また、入院を必要とする未熟児に対し養育に必要な医療の給付を行うこととし、一貫した未熟児の養育対策を確立することとしたものであります。

改正の第二点は、母子衛生に関する都道府県知事の権限を保健所を設置する市の市長に移譲することとしたことであります。

すなわち、児童福祉法に規定する母子手帳の交付、妊産婦等に対する保健指導の勸奨、乳幼児に対する健康診査の施行等の都道府県

児童福祉法の一部を改正する法律

知事の権限を、保健所を設置する市におきましては、市長に移譲することにより、行政の効率化と母子衛生の向上及び増進をはかることとしたものであります。

以上が、この法律案を提出いたしましたおもな理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(三月六日)

(衛生検査技師法(昭三三―法七六)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院社会労働委員長報告(四月十八日)

○阿具根登君 たいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案並びに駐留軍関係離職者等臨時措置法案につきまして、社会労働委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

まず、児童福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案のおもなる内容は、第一に、未熟児、すなわち、二千五百グラム以下の体重で生まれた乳児に対する養育医療の制度を設けること、第二に、母子衛生に関する都道府県知事の権限を、保健所を設置する市においては市長に移譲すること、第三に、未熟児養育医療の給付に要する費用は、都道府県または保健所を設置する市が支弁し、国はその十分の八を負担すること等であります。

委員会におきましては、参考人として児童福祉事業関係者数人の意見を聴取し、また、保健所職員の充足、保育所措置費の改善、保母の待遇改善、児童福祉行政機構の整備拡充等について熱心な質疑がありました。詳細は会議録により御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に移りましたところ、藤田委員は、本案に賛成し、次の付帯決議案を提出されました。

児童が次の時代をになうべき国民であるのにかんがみ、政府は、児童福祉に関する施策を強化し、特に次の事項に努めるべきである。

- 一、児童の健全育成のための対策を早急に実施すること。
- 二、保育所に関しては、その配置の整備、運営の合理化をはかるとともに、保育料の適正化、保母の待遇改善に努めること。
- 三、未熟児対策のみならず、強力なる総合的母子保健対策を実施すること。
- 四、児童福祉行政機構を整備拡張するとともに、一般国民の理解と協力を得るよう努めること。

右決議する。

討論を終り、採決の結果、本案は全会一致をもって原案通り可決すべきもの、また、付帯決議案も、全会一致をもって委員会の決議とすることと決定いたしました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法案について申し上げます。本案の趣旨は、わが国に駐留しているアメリカ合衆国及び国際連

合の軍隊の撤退等に伴い、関係労務者が特定の地域において多数一時に離職を余儀なくせられ、その転職が非常に困難でありますので、これらの離職者の生活の安定をはかるため、特別の措置を講じようとするものであります。

その内容のおもなる点は、第一に、駐留軍関係離職者等の対策の連絡調整をはかるため、総理府に、中央駐留軍関係離職者等対策協議会を設けること及び都道府県が都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設けたときは、政令の定めるところにより、国が経費の一部を補助し得ること、第二に、これらの離職者のため、特別の職業訓練の措置を講じ、返還された国有財産等の適当なるものを、その住宅に供し得ること、第三に、これらの離職者が、株式総額または出資総額の過半数を占める法人等に対し、返還された国有財産を、通常の条件よりも有利に譲渡し、または貸し付け得ること、及びこれらの離職者の自立のため、その経営する事業等の必要資金の融通を、関係行政機関があつせんに努めること、第四に、昭和三十二年六月二十二日において、駐留軍関係労務者として政府に雇用せられていた者が、駐留軍の撤退等によつて離職を余儀なくされ、または業務上死亡したときは、政令の定めるところにより、離職者または遺族に特別給付金を支給し得ること、第五に、本法は、公布の日から施行し、満五年をもって失効すること等であります。

委員会におきましては、返還国有財産の利用、離職者に対する融資のあつせん、特別給付金の支給の範囲等について質疑がございましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論、採決の結果、本案も、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二二)

一、提案理由(二月十四日)

○米田政府委員 たいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

母子福祉資金の貸付は、都道府県が母子家庭や父母のない児童に対し、生業資金、修学資金、修業資金等八種類の資金を貸し付け、その経済的自立の助成をはかることを目的としているものであります。昭和二十八年四月この法律の施行以来昭和三十二年十一月末現在までに、都道府県が母子家庭等に貸し付けました金額は約四十八億円に達しており、わが国における母子福祉対策に多大の寄与をいたしているのであります。

今回の改正の第一点は、生業資金の貸付金額の限度を五万円から十万円に引き上げたことであり、すなわち、現行の五万円をもつてはそれによって開始し得る事業の範囲がおのずから限られ、母子家庭の経済的自立をはかることが期待できない場合が少なくありませんので、これを十万円に引き上げたものであります。

改正の第二点は、現行制度のもとでは、修学資金の貸付を受けて高等学校に就学した生徒が大学に就学し、または医師の実地修練を

受けているような場合には、その者が引き続き修学資金の貸付を受けたときのほかは、高等学校で貸付を受けた修学資金を償還しなればならないこととなっておりますので、修学資金につきましては、高等学校もしくは大学に就学し、または実地修練を受けている間の償還金は、その支払いを猶予できることとしたものであります。

改正の第三点は、修業資金につきまして、現在は、児童が二十才に達しますと、知識、技能を習得している途中でありますも、それ以後は貸付が打ち切られることになっておりますので、修業資金の貸付期間の限度とされている二年以内の範囲内におきましては、二十歳に達した後においても継続貸付ができることとしたものであります。

改正の第四点は、都道府県は、急を要する場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かないで、貸付金の貸付を決定し得る道を開いたこととあります。これは、生業資金、事業継続資金、住宅補修資金等につきましては、その資金の性質上早急な貸付を必要とする場合が少なくないからであります。

改正の第五点は、違約金の割合を他の貸付金や公租公課の延滞金等の場合と同様に、日歩四銭から三銭に引き下げたものであります。以上が改正案の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告(二月二十八日)

○森山欽司君 たいま議題となりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

昭和二十八年四月本法施行以来、都道府県は、母子家庭や父母のない児童に対し、生業資金、修学資金等八種類の資金を貸し付け、その経済的自立を助長して参つたのであります。その金額は今や四十八億円に達し、わが国における母子福祉対策に多大の寄与をいたしているのであります。

次に、本改正案のおもなる内容について申し上げますれば、第一は、生業資金の貸付金額の限度を現行の五万円から十万円に引き上げ、貸付資金によって開始し得る事業の範囲を拡大したことであり、第二は、高等学校や大学に就学中または実地修練中は修学資金の償還について支払いを猶予できることとしたこととあり、第三は、児童が二十才に達した後においても修業資金の継続貸付ができることとしたほか、急を要する場合には都道府県は都道府県児童福祉審議会の意見を聞かないで貸付金の貸付を決定し得る道を開いたこと等であります。

本法案は二月十二日本委員会に付託、十四日政府より提案理由の説明を聴取した後、本法の運用、母子福祉総合法、母子年金及び母子年金及び母子住宅等の諸問題について連日熱心なる審議が行われたのであります。その詳細は会議録について御承知願いたいと存

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律

じます。

ついで、二十一日の委員会において質疑を終了、採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決せられ、続いて自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる次の付帯決議が提出され、山下春江君よりその趣旨の説明がありました。朗読いたします。

付帯決議

母子家庭の住宅事情は、現在著しく困窮した状況にあり、この問題の解決は母子福祉対策において極めて重要な地位を占めていることにかんがみ、第二種公営住宅につき母子家庭のために一定の枠を設けること等によりその優先的入居を確保するとともに、さらに母子家庭のための低家賃住宅対策につき、すみやかに適切な措置を講ずることを強く要望する。

右決議する。

以上であります。本決議もまた全会一致可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上、御報告いたします。

三、参議院社会労働委員長報告(四月十六日)

(あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律(昭三三―法七二)の委員長報告と一括して掲載)

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律 (昭三三、五、一法二二二)

一、提案理由(二月二十七日)

(蘭糸価格安定法の一部を改正する法律(昭三三―法一八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院農林水産委員長報告(四月八日)

○中村寅太君 たいいま議題となりました五案につきまして御報告申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、その設立以来今日まで五カ年間にわたり、農林漁業の生産力を維持増進するために必要な長期かつ低利の資金を融通してきたのでありますが、昭和三十三年度におきましても、前年度に引き続き、農林漁業政策の進展に即応して、農林漁業経営の安定に必要な資金の融通をはかるため、その原資の一部として、政府から公庫に対しさらに八十億円を出資することとし、また、公庫の貸し出しの対象につき、結晶ブドウ糖工業のごとく、農産物価格安定法に基づき価格安定をはかっている農産物等を原材料とする製造または加工事業で、その新規用途を開拓することにより消費の拡大をもたらす事業に対しては、公庫の長期低利資金を融通する

道を新たに開こうとして、本案が提出せられたものであります。

本案は、二月二十五日付託され、四月四日質疑を行い、同日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては四点の附帯決議が付されたのであります。

次に、内閣提出、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和二十九年以来、この法律に基づいて肥料の需給調整と価格の安定をはかってきたことは、御承知の通りであります。この目的を達するために、特に肥料の需給計画を決定する場合、国内消費見込み数量の一割程度を需給調整用の保留数量として確保し、この保留数量の中から、農林大臣は、毎肥料年度必ず一定数量を農業団体をして不需要期に買い取り保管せしめ、需要の最盛期にこれを放出せしめ、同時に、保管団体がこの買い取り指示によって受けた欠損に対しては国から補助するという方法を講じてきたのであります。しかしながら、最近における肥料の需給事情は、生産の伸長に伴いまして相当程度に緩和されておりますので、調整保留分中から農業団体をして必須的に買い取り保管させることの意義も薄らいでいると認められ、この際、農林大臣の行う肥料買い取り指示の制度を、従来の必要的指示から任意的指示に変更しようとして、本案の提出を見たものであります。

本案は、二月十二日提出され、本日質疑を終了し、直ちに採決い

たしました結果、多数をもって可決すべきものと議決した次第であります。

次に、内閣提出、森林開発公団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

森林開発公団は、その開設以来、豊富な森林資源を有しながらも地理的条件等がきわめて悪く、開発が著しくおこなわれている特定地域内の森林を急速かつ計画的に開発して、林業生産の増大と林業経営の改善に資するため、林道の開設、改良、復旧及び管理等の事業を行なうに参つたのであります。が、余剰農産物見返り資金からの融資が期待薄となった等の事情に関連して、災害復旧事業資金その他の事業資金の確保が十分行われないうち、公団業務の円滑な運営に資するため、今回新たに同公団に対して森林開発債券を発行する能力を与えようとし、提案を見たものであります。

本案は、三月十五日付託となり、四月五日質疑を行い、同日質疑を終了し、本日討論を省略して直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、内閣提出、分収造林特別措置法案について申し上げます。

最近における木材需要の増大に即応して、その供給力をますます増強したさなければならぬのであります。これがためには、人工林の拡大をはかって森林の生産力を高めなければならぬのであります。しかし、公有林野や部落有林野には、経済的、技術的な理由により、自力造林方式だけでは大規模な林種転換や原野造林を行

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

うことが困難なものが相当面積にわたって残されているのが実情であります。よって、現行方式では造林困難なものについて、土地所有者以外の者の資金や技術を導入し、その収益を分収する造林方式を確立することにより事態の改善をはかろうとして、本案の提出を見たのであります。ただし、法案の内容は至って簡単なものであります。

第一は、分収造林契約の当事者としては、土地所有者、造林者及び費用負担者のうち、いずれか二者もしくは三者が予定されておりまして、これらの者の契約により植栽された樹木は契約者の共有とするが、民法第二百五十六条第一項に掲げる共有物の分割請求に関する規定の適用はこれを排除することとした点であります。

第二は、地方公共団体がその重要財産について分収造林契約を締結しようとする場合、住民投票を行わなくとも、その議会の出席議員の三分の二以上の同意があれば、十年以上五十年以内の契約ができるようにしようとした点であります。

第三は、都道府県知事に対して、適正な契約の締結について、あつせん義務を課した点であります。

本案は、三月二十四日付託となり、四月五日質疑を行い、同日質疑を終了し、本日討論を省略して直ちに採決いたしました結果、全会一致をもってこれを原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しては、国有林は、その資力と技術力をもって、民有林の生産力増大のために積極的に協力すべきこと、並びに、分

収造林契約の締結に際しては、山村民の利用権を侵害することのな
いよう指導に万全を期すべき旨の附帯決議が付せられたことを申し
添えておきます。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院農林水産委員長報告(四月二十三日)

○重政庸徳君 ただいま議題になりました農林水産関係の二つの法
律案について、農林水産委員会における審査の経過及び結果を報告
いたします。

まず、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し
上げます。

この法律案は、現行法に対して、大よそ次のような改正を加えよ
うとするものでありまして、第一は、政府の公庫に対する出資金を
八十億円増加して六百二十六億七百万円とし、第二は、公庫の業務
の拡大に伴って、役員として副総裁一人を置くこととし、第三は、
農産物価格安定法第二条第一項に規定する農産物等を原材料とする
製造業または加工業であつて、これらの農産物等に新規の用途が開
かれ、その消費が拡大されると認められる事業を営む者に対し、そ
の製造または加工に必要な施設を改良、造成または取得するための
資金を融通することができることとしようとするものであります。

委員会におきましては、農林当局から提案の理由その他について
説明を聞き、質疑に入り、農政の基本方針としての農林漁業金融の
あり方とその現況及びこれが刷新、特に制度金融と系統金融、ひい

ては農林漁業金融公庫と農林中央金庫との関係及びその調整、今
回、開設が企図されている公庫の支店と農林中央金庫の支所との関
係並びにその運営、農林中央金庫の現況と金庫法の改正、新たに設
置しようとする副総裁とその人選方針、公庫法の目的から見て第十
八条の二の改正規定の当否、農産物等の新規用途開拓のための事業
への融資と農業協同組合の事業の育成、別途、政府から提案されて
いる非補助小団地等土地改良事業助成基金の性格とその運用方法、
公庫における本年度貸付予定計画、海外農業移住のための資金の需
要とその金融並びにこれを公庫融資の対象とすることの当否その他
が問題になり、かくて質疑を終り、ここで、別途、今国会に政府か
ら提案されております経済基盤強化資金関係の法律案との関連にお
いて、この法律案の取扱い方について検討が加えられ、続いて討論
に入り、北村委員から、日本社会党を代表して、農林漁業金融の刷
新を希望して賛成が述べられ、あわせて、各会派の共同でもって農
林漁業金融の刷新拡充、公庫に対する政府出資の増大と業務の簡素
化による資金コストの引き下げ、公庫融資の農林漁業者に対する重
点化、農業移住金融の確立及び小団地等土地改良事業に対する補助
の拡大等について、政府の善処を求める付帯決議が提案せられ、続
いて、田中茂穂委員、上林委員及び千田委員から、それぞれ希望を
付して賛成が述べられ、採決の結果、全会一致をもって、北村委員
の各会派共同提案にかかる付帯決議とともに、原案通り可決すべき
ものと決定いたしました。

なお、付帯決議に対して、瀬戸山農林政務次官から、政府を代表

して、「その趣旨を尊重し、善処したい」旨の発言がありました。

次に、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案について申し
上げます。

現行臨時肥料需給安定法の規定によつて、農林大臣は肥料の需給
の調整をはかるため、その指定する団体に対し、肥料を買取るべ
き旨を指示するものとし、肥料の買取りによつて生じた欠損金相当
額を、その団体に補助することになっておるのであります。ところが、
最近、肥料生産の伸長に伴い、肥料の需給が緩和されましたの
で、農林大臣が指定団体に対して行う肥料の買取りの指示を、現在
は必ず行うことになっておりますが、今後は、必要と認められると
きにのみ行うことができることに改めようとするのが、この法案の
提案の理由及びその内容であります。

委員会におきましては、質疑に当り、農林当局との間に肥料の需
給の状況、調整保管の経過と今回の改正によつて地域別及び時期別
に肥料需給の安定が期せられるか、その見通し、肥料工業合理化に
対する政府の施策とその成果、肥料の輸出の見通しと内需に対する
影響、日本硫酸輸出株式会社の経理と今後の措置、肥料の最高販売
価格とこれが国内農家に及ぼす影響、いわゆる肥料二法の今後の措
置、政府における肥料行政の方針と施肥合理化対策の確立が問題に
なり、かくして質疑を終り、討論に入り、別に発言もなく、採決
の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

◎中央卸売市場法の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二二三)

一、提案理由(三月十八日)

○本名政府委員 たいま上程になりました中央卸売市場法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

青果物、魚介類等いわゆる生鮮食料品の流通の改善をはかることは、農畜水産業の経営を改善する上からも一般消費者の利益を増進する上からもきわめて重要であります。特に米麦重点主義から転換して適地適産、畑作改善により農家経済の拡大改善をはからねばならない現在におきましては、これら生鮮食料品の加工貯蔵が困難でありますのでどうして中央卸売市場の適正円滑な運営を確保し、その機能を十分に發揮させることが肝要であると存するのであります。中央卸売市場には、大正十二年に中央卸売市場法が制定されました。以来時に応じて変遷はありましたが、現在においては六大都市を含む十五都市に市場が開設され、青果物及び魚介類の全国における販売量の約三分の一が市場における取引を経て流通しており、さらに最近においては枝肉の市場取引も逐次開始される状況にあり、なお、数都市において新たに中央卸売市場が開設される予定となつております。しかしながら現在の中央卸売市場は、開設地の人口増加に相応する施設の改善は十分とは申されませんが、今後さらに市場施設の整備拡充を進めなければならないことも

に、卸売人の信用状態、取引方法等についても一その改善を要する点が多々存すると考えられるのであります。

中央卸売市場法につきましては、さきに第二十四国会において成立し、昭和三十一年九月から施行されました一部改正法におきまして、本法制定以来三十余年間に於ける生鮮食料品の流通事情の変化に於いて、卸売人の許可、卸売人の整備統合、類似市場に対する監督等に関する規定の整備が行われ、取引改善につきましても特段の指導を行い市場運営の適正化の努力を重ねて今日に至つてはありますが、その後の市場における卸売の業務の状況を見ますに、さらに卸売人の間における過度の競争による弊害を防止するためその取引方法を適正にするとともに、卸売人の信用を強化するためその財務の健全性を確保することが必要と認められますので、ここにこれらに關し必要な規定を整備するため、本法律案を提出した次第であります。

以下本法律案のおもな内容を概略御説明申し上げます。

第一は、中央卸売市場という名称の使用を制限する規定の新設であります。すなわち魚介類、肉類、青果物等の卸売市場であつて中央卸売市場でないものについては、その名称中に中央卸売市場という文字を使用することができないこととする規定を新たに設けることとあります。従来この規定は施行規則の中にあつたのであります。右に御説明しましたような中央卸売市場の重要な地位にかんがみまして、この際中央卸売市場と他の市場との区別を明確にし、出荷者方面の誤認を防止することとする趣旨であります。

第二は、卸売の業務にかかる取引方法の制限に関する規定の新設であります。現在の中央卸売市場における取引の状況を見ますと、卸売人の間における競争が過度にわたり、出荷者方面及び小売人、仲買人等売買参加者方面に対する前渡金、奨励金等の支出が過度に行われ、適正な価格形成及び卸売業務の健全性を確保する上に弊害を生じている状況でありますので、開設者は、中央卸売市場の業務の適正、かつ健全な運営を確保するため、必要があるときは農林大臣の認可を得て業務規定で定めるところにより、これら卸売の業務にかかわる取引方法を制限することができることとする規定を設け、これによつて過度の競争を防止し、卸売人の業務の健全性を保持しようとしております。

第三は、卸売人の純資産額に関する規定の新設であります。現在の卸売人の財務状況を見ますに、過度の競争その他の事由によりきわめて憂慮すべき状態にあるものと見られ、これらに対しては報告徴収、検査等の措置を通じて財務の健全化の指導を行なつてはいるのであります。この際生鮮食料品の流通の中核である中央卸売市場の卸売人の信用を強化するため、卸売人の資産上の最低要件を明確にする必要があるため、卸売人の資産上の最低要件を明確にする必要があるのであります。すなわち現行法上卸売人の財務の最低要件として定められている当該卸売の業務を行うに足る資力信用にかえ、卸売人の純資産額の最低額を定め、これを下る場合における業務の停止、許可の取り消し等に関する規定を整備することとしたのであります。純資産額とは総資産額から総負債額を差し引いた正味資産額であります。この改正の内容は、第一に純資産額が中

中央卸売市場法の一部を改正する法律

中央卸売市場の業務の規模等を参酌して農林大臣の定める最低額に達しない者に対しては卸売人の許可をしないことができることとし、第二に純資産額が右の最低額を下つた卸売人に対しては、農林大臣はその卸売の業務を停止することができることとし、第三に業務停止後六カ月間に純資産額が最低額以上にならない場合には卸売人の許可を取り消すこととするものであります。これに伴い純資産額の定期報告等に関する規定を整備することとしておりますのであります。

右の改正に伴う経過措置としましては、本法付則におきまして、改正法律施行の日に許可を受けている卸売人は本法施行後一定期間内に純資産額を農林大臣に報告しなければならないこととし、その純資産額が最低額を下るものについては、純資産額増加計画を農林大臣に提出し、農林大臣が適当とすることは改正法律の施行の日から二年以内はその財務を改善させることとしております。以上が本法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、参議院農林水産委員長報告(四月十一日)

○重政庸徳君 たいま議題となりました農林水産関係の二つの法律案について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

まず、中央卸売市場法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、現行法に若干の改正を加えようとするのがおもな目的でありまして、その要点は、第一は、中央卸売市場と他の市場との区別を明確にするため、中央卸売市場でないものに対しては、中央卸売市場という文字を使うことを禁止すること、第二は、卸売人の過度の競争を防止し、その業務の健全性を保持するため、開設者はその業務規程で卸売の業務にかかる取引方法を制限することができること、第三は、卸売人の信用を強化するため、純資産額、すなわち総資産額から総負債額を差し引いた正味資産額が、中央卸売市場の業務の規模等を参酌して農林大臣が定めた最低額に達しない者に対しては、卸売人の許可をしないことができること、第四は、純資産が右の最低額を下った卸売人に対しては、農林大臣はその卸売の業務を停止することができることとし、業務の停止後六カ月間に純資産額が右の最低額以上にならない場合には、卸売人の許可を取り消すこと等であり、なお、これに伴って純資産額の定期報告を規定し、また名称の使用制限及び純資産額の制度に関して、経過措置が設けられているのであります。

委員会におきましては、農林当局から必要な説明を求め、委員派遣によって現地調査を行い、さらに参考人の意見を聞く等、諸般の用意を経て審査に当り、質疑に入り、わが国民経済の現状において農畜水産物、特に青果及び魚肉等鮮食料品の流通の改善をはかることが当面の要務であり、中央卸売市場の使命が重大であるにかんがみまして、政府における農畜水産物の生産及び流通対策、農畜水

産物の価格支持、中央卸売市場の使命とその信用の保全、及びこれが運営の適正、ひいては現行中央卸売市場法の根本的改正等の基本的な問題から、今回の改正規定の具体的実施方法、並びにこれが生産者、消費者及び市場関係者等に及ぼす影響とその対策等にわたって、慎重な審査が行われ、政府の方針がただされ、その善処が求められたのでありまして、これが詳細は会議録によって御了承を願いたいと思ひます。

かくして質疑を終り、討論に入り、藤野委員が代表して、各会派の共同をもつて、農畜水産物、特に青果及び魚肉等の鮮食料品の流通対策の確立と、現行中央卸売市場法の根本的改正について、政府の善処を求める趣旨の付帯決議を提案して、賛成があり、次に東委員から、今回の改正規定の運用の適正及び市場の信用保全、生産者の集出荷機構の強化、市場の指導監督に関する行政機構の整備、農林省における農業観測の拡充等について、梶原委員は緑風会を代表して、改正規定の適正な実施について、千田委員から、市場の経済的基礎の確立とその信用の保持について、それぞれ政府の善処を要望して賛成が述べられ、続いて採決の結果、全会一致をもって、藤野委員の提案にかかる付帯決議とともに、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、右の付帯決議に対して、本名農林政務次官から、「その趣旨を尊重し、善処したい」旨、政府の見解を述べられましたことを申し添えます。

次に、酪農振興基金法案について申し上げます。

わが国酪農の現況において、時期的に牛乳の需給に不均衡を来した場合は、乳価の過度の低落、受乳の拒否あるいは乳代の遅延等を引き起すおそれがありますので、これらの事態を防ぐ趣旨によって、乳業者と生乳生産者との間の生乳取引関係の改善に資するため、酪農振興基金なる法人を設けることとし、これが設立、資本金、政府の出資、組織、業務、財務、会計及び監督等について規定するのが、この法律案が提案された理由でありまして、その内容のおもな点は大要次のようであります。

すなわち、第一は、基金の性格でありまして、これは政府並びに乳業者と、その団体及び生乳生産者の団体等の共同出資によって設立される法人でありまして、政府は設立当初に五億円を出資し、民間は当初一億円以上を出資し、その後昭和三十八年三月末日までに、これを五億円以上に増額するものとなっております。

次は、基金の機関でありまして、役員として理事長、常勤及び非常勤の理事並びに監事を置き、また出資者及び学識経験者をもって評議員を設けることとし、役員及び評議員はいずれも農林大臣が任命することになっております。

次は、基金の業務でありまして、基金は、その出資者が銀行その他の金融機関に対して負担する所定の債務の保証と、これら業務の付帯業務を行うこととし、なお、基金は業務方法書の定めるところによつて、その業務の一部を特定の金融機関に委託することができることになっており、以上のほか基金の設立、財務、会計、監督、解散、課税の特例等について必要な規定を設け、この法律の施行は、

中央卸売市場法の一部を改正する法律

公布の日から六十日以内で、政令で定めることになっておりまして、以上が政府提案の主要であります。かかる政府の提案に対して衆議院は、この法律案の目的及び基金の業務に対して、若干の修正を加えて当院に送付して参りました。

委員会におきましては、まず、農林当局から、諸般の説明及び衆議院における修正に対する政府の見解等を聞き、続いて、質疑に入り、酪農振興と牛乳及び乳製品の需要の将来性、牛乳のコストの引き下げと取引の改善並びに消費の拡大、生産者による牛乳の共販体制の確立と乳業の経営、適正乳価と乳価の安定、乳価紛争の処理、ひいては酪農振興法等の抜本的改正、乳製品の輸出及び輸入、乳業の建設及び設備資金の疎通、牛乳の検査等の酪農振興に対する基本的な問題を初め、基金の資本金と、その決定の基礎並びにその保証限度、基金の業務の当否と、業務から見た資本金額の適否、民間出資の性格と出資引き受けの見通し、基金における業務運営の具体的方法等、直接基金にかかわる諸問題、さらに業務の内容、評議員の性格及び評議員会の機能、役員の兼職禁止並びに関係金融機関及び乳業者団体の種類等、条文の内容にわたって、諸般の事項について詳細な検討が行われました。

かくして質疑を終り、討論に入り、東委員から、乳価に関する紛争の処理について、堀委員から自由民主党を代表して、酪農振興対策の確立について、梶原委員から緑風会を代表して、基金の運営に対する消費者の意向の反映について、また、千田委員から、基金の運営に対し、大資本の独占的支配の排除について、それぞれ政府の

善処を求めて賛成が述べられ、続いて、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

三、衆議院農林水産委員長報告(四月十五日)

○川村善八郎君 たいま議題となりました、内閣提出、参議院送付、中央卸売市場法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法律に基き、現在主要都市十五カ所に青果物、水産物等の卸売業務等を行う中央卸売市場が開設され、国民経済に少からず貢献して参ったのでありますが、最近では、流通過程のあらゆる面において公共性が著しく増大して参り、従つて、中央卸売市場の業務において中核的な地位を占める卸売業者の責任もますます重大となつておりますので、この際、その経営と財務の健全性を維持せしめ、すために、次のような改正を行うこととして、本案の提出を見てものであります。

すなわち、第一点は、開設者は、必要があるとき、業務規程をもつて卸売業者の取引方法に制限を加えることができるようにしようとするのであります。

第二点は、農林大臣は、卸売人の純資産額が一定額を下つた場合は、その許可を停止することができ、この停止された卸売人が、六カ月以内に一定額以上の純資産額になつた場合におきましては、遅滞なくその停止処分を取り消さなければならぬこととし、もしこ

の向上及び消費者の生活の安定のため、いかなき措置を講ずべきである。

という附帯決議を付し、中央卸売市場制度の抜本的改正を強く要請することとしたのであります。

以上、御報告申し上げます。

の六カ月の期間内において一定額以上の純資産額にならない場合には、この卸売業務の許可を取り消すことができるようにしようとするものであります。

第三点は、本案が施行になつた場合、現在卸売業務を行なっている者は、各自純資産額を三カ月以内に農林大臣に報告せしめ、もしこれらの純資産額が一定額以下の場合には、二年以内に一定額以上となるよう純資産額増加計画を作成して農林大臣に提出せしめるところ及び、施行後九十日以内に純資産額を報告せず、または純資産額増加計画を提出しない者に対しては業務を取り消すことができるようにしようとするのであります。

本案は、三月十四日提案され、四月十一日及び十二日の両日において質疑を行い、同十二日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決をいたしました結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対しましては、

農畜水産物の生産から消費に至る流通過程において、中央卸売市場の果している重要な役割にかんがみ、政府は、卸売人の整備統合、その財務内容の速急な健全化と育成、保証金、信用基金制度等の検討、卸売人、仲買人、買出人の性格の明確化、類似市場の吸収、地方市場の整備、前渡金、奨励金、手数料等の適正化、取引方法の改善による流通経費の節減、消費者価格の引下げ、安定等を内容とする本法の根本的改正を図るとともに、市場施設の充実のための国の助成を強化し、もつて農畜水産物の生産者の経営

◎恩給法等の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法二二四)

一、提案理由(三月四日)

○今村政府委員 たいま議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

戦後における退職公務員、すなわち、軍人、文官及びその遺族に対する恩給上の処遇につきましては、いわゆる軍人恩給の廃止ないしは復活あるいは給与ベースの改定に伴う恩給年額の増額等、戦前には見られなかつた消長と変遷を経てきたものでありまして、いろいろと検討を要するものが残されている状態に於いたのであります。

そこで、昨年六月臨時恩給等調査会を設置し、御検討をお願いした次第であります。調査会においては、慎重審議した結果を昨年十一月十五日政府に報告されたのであります。

政府は、今回、この報告をもととしつつ、戦後処理の重要課題でもあり、かつまた、恩給法それ自体における懸案でもあつた戦没軍人遺族並びに戦傷病者の処遇の改善と老齢退職公務員の処遇の向上に重点を置いて、問題の総合的解決をはかるうとするものであります。

その第一点は、国家財政その他諸般の状況を考慮して、これがた

めに急激なる財政負担を来たさぬよう、四カ年にまたがる漸進的な計画のもとに所期の目的を達成しようとする点であります。

第二点は、その実施の緩急順序において、戦没軍人遺族、重傷病者、高年令者を先にした点であります。

第三点は、処遇改善の対象を六十才以上の老齢者、寡婦、遺児、傷病者としたことであります。

第四点は、上に薄く下に厚くするという精神に立脚し、重点を下級者に置いたことであります。すなわち、仮定俸給の引き上げにつき強い制限を設けて、上級者の引き上げ率を抑制いたすとともに、傷病恩給におきましては、階級制を撤廃することとしたのであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(四月九日)

○福永健司君 たいま議題となりました三法案のうち、まず恩給法等の一部を改正する法律案及び防衛庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

恩給法等の一部を改正する法律案は、昨年十一月十五日政府に報告された臨時恩給等調査会の答申をもととし、戦没軍人遺族並びに戦傷病者の処遇の改善と、老齢退職公務員の処遇の向上に重点を置いて、恩給法上の諸問題の総合的解決をはかることとし、その実施

については、国家財政等の事情を勘案し、四カ年にまたがる計画のもとにこれを行おうとするものであります。

内容のおもなる点について申し上げますと、第一は、上に薄く下に厚くするという方針のもとに、仮定俸給年額の引き上げにつきましては、将官級においては全く増額を行わず、佐官級ないし尉官級においては相当の抑制を加え、旧軍人関係の公務扶助料の倍率につきましてはは准士官以下の者についてのみ増率を行い、傷病恩給の増額につきましては階級差を撤廃していること等であります。

第二は、処遇改善の対象を、六十才以上の老齢者、未亡人、遺児、傷病者としたことであります。

第三は、その実施の時期につきましては、公務扶助料、増加恩給並びに六十五才以上の高年令者の普通恩給、普通扶助料を先にいたしたことであります。

本法案は、去る二月二十八日まず本会議において審査が行われた後、本委員会に付託されたのであります。委員会は、三月四日政府の説明を聞き、自来、高橋、保科、受田、中川、真崎、永山、大橋、淡谷、稲村、西村の各委員より、岸内閣総理大臣を初めとし、関係各政府委員に対し、諸般の角度から質疑が行われたのであります。その詳細は何とぞ会議録によって御承知願います。

四月四日質疑を終了するに当り、委員長より、特に、関係者を公平に取り扱う見地より、なお解決を要する数項目の問題について政府の見解を求めたところ、いずれも重要問題であるから十分検討の上善処したい旨の答弁がなされました。

恩給法等の一部を改正する法律

かくて、四月八日討論に入りましたところ、日本社会党を代表して、淡谷委員より、旧軍人の恩給権はその法的根拠を失っており、戦争の被害は一般国民にも及んでいる実情にかんがみ、無原則な恩給増額は取りやめて、広く国民年金制度の立場からこれらの処遇を考慮することが国民にこたえる道であるとする趣旨の反対意見が述べられ、自由民主党を代表して、保科委員より、恩給制度に内在する諸問題でなお解決を見ざる幾多の事項があるが、今回の改正措置は、従来文官に比してはなほ不公平な取扱ひを受けたる戦没軍人遺族と戦傷病者の処遇改善並びに老齢退職公務員の処遇の向上に重点を置いておられるのみならず、社会保障的な考慮が多分に払われており、現下財政の許す最大限のものであるとする趣旨の賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案は、わが国の防衛に關する行政事務の一体的かつ能率的運営をはかるため、調達庁を防衛庁の機関としてその所轄に移すこととし、関係法律に所要の改正を加えようとするものであります。しかし、自衛隊の任務にかんがみ、調達庁は自衛隊の範囲外として、その組織、権限等については調達庁設置法で定め、調達庁長官の任命は防衛庁長官が行うことが、その他の職員の任命は従前通り調達庁長官が行うことといたしております。

本案は、第二十六国会以来継続審査となつておりましたが、去る二月二十日あらためて政府の説明を聞き、質疑を行い、四月八日、

前田委員より施行期日等に関する修正案が提出され、採決の結果、多数をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法案につきまして、内閣委員会を代表いたしまして御説明申し上げます。

御承知のごとく、駐留軍関係労務者中の大部分の者が、長期にわたり、言語、風俗、習慣等の異なる特殊な環境の中で、連合国または米国等に対するわが国の義務履行に協力して参っているのでありますが、昨年、岸総理が渡米の際、国策として米駐留軍の早期撤退を申し入れ、日米双方が合意したいいわゆる岸・アイゼンハワー共同声明以来、多数の関係労務者が、特定の地域において、自己の意思によらないで突発的に離職を余儀なくされている一方、その転職が非常に困難である国内情勢等にかんがみまして、これらの者の生活の安定に資するため特別の措置を講じようとするのが、本案の趣旨であります。

その要旨を御説明申し上げますと、第一に、駐留軍関係離職者等の対策について連絡調整をはかるため、総理府に中央駐留軍関係離職者等対策協議会を設置することあります。

第二に、都道府県が都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会を設置したときは、政令の定めるところにより、経費の一部を国が補助することができるということです。

第三に、関係離職者等の職業訓練のため、必要に応じ職業訓練所の設置、教科の追加、夜間職業訓練等の特別の措置が講ぜられるも

した。

本案は、内閣委員会におきまして検討の結果、全会一致をもって成案を得たものであります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法二四二)の委員長報告を一括して掲載)

のとし、また、在職者に対しても必要な知識技能を授けるための特別措置を講ずることができることといたすこととあります。

第四に、国は、返還国有財産のうち、関係離職者の住宅に供することを適当と認めるもの及びその他の国有財産で住宅の用に供されていたものは、必要がある場合には、関係離職者の就職を容易にするため、その住宅の用に供するよう配慮することといたすこととあります。

第五に、関係離職者が所有する株式または出資金額の合計額がその資本または出資総額の二分の一以上の法人等に対しましては、米駐留軍から返還された国有の財産を通常の条件よりも有利な条件で、譲渡または貸付をすることができることとあります。

第六に、関係離職者の自立をはかるため、それらの者が経営する事業等に対し、関係行政機関は必要な事業資金のあっせんに努めなければならないこととあります。

第七に、昭和三十二年六月二十二日において政府雇用の関係労務者であった者が、同日以後において、米駐留軍の撤退等によって離職を余儀なくされ、または業務上死亡した場合には、政令の定めるところにより、離職者または遺族に対して特別給付金を支給することができることとあります。

その他、本法は公布の日から施行し、満五年をもって失効するものとしていたすこととあります。

なお、本案施行に要する経費は本年度予算に織り込み済みでありまして、内閣の意見を求めましたところ、賛成の旨の発言があらま

◎戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律 (昭三三、五、一法一二五)

一、提案理由(三月一日)

○堀木国務大臣 たいま議題になりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

戦傷病者及び戦没者遺族の援護に關しましては、昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定されて、障害年金、遺族年金等の支給の道が開かれ、次いでその翌年からは、恩給法の改正により、軍人にかかる傷病恩給、公務扶助料も支給されることとなり、また未帰還者留守家族等援護法により、留守家族等に対する援護が強化されましたことは、すでに御承知のところであります。

しかしながら自後これらの年金、恩給等の受給者相互間の公平ないしは待遇の改善、法の対象に含まれていない者に対する措置等に關し、総合的に問題の全般を見きわめて適切な対策を立てることが強く要請されておりましたので、これにこたえ、昨年五月、これらの諸問題を調査審議するため臨時恩給等調査会が設置され、自來委員各位のきわめて熱心な検討が重ねられ、その結果が同年十一月十五日に内閣総理大臣に報告されたのであります。

政府におきましては、右の報告の趣旨にのっとり、戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族等の処遇に關する諸条件につき措置す

るといふ基本方針を定め、その内容等に關し種々検討を重ねて参つたのであります。ここに諸般の調整を終り、別途本国会に提案されました恩給法等の一部を改正する法律案とあわせて戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を提案する運びになった次第であります。

以下、この法律案の概要について御説明いたしたいと存じます。

まず第一は恩給法において傷病恩給及び公務扶助料が増額されることに關連いたしまして、障害年金、障害一時金及び遺族年金並びに留守家族手当の額を増額いたしましたことであります。すなわち障害年金につきましては、現在不具廢疾の程度に依じ、最高十八万一千円から最低一万二千円でありましたのを、いわゆる介護手当及び家族加給を加えて最高二十八万七千五百円から最低一万九千円に、障害一時金につきましては、現行八万五千円から最低五万九千五百円でありましたのを、最高十六万円から最低十一万二千円にそれぞれ増額いたしました。また遺族年金につきましては、現行三万五千二百四十五円を五万一千円に増額し、留守家族手当につきましては、月額二千九百三十七円を四千二百五十円に増額いたしましたのであります。なお、これらの増額は本年十月から実施することといたしました。第二、款症及び第三款症の障害年金並びに障害一時金の増額は昭和三十四年七月からとし、また遺族年金及び留守家族手当につきましては増額分全額の増額は昭和三十五年七月からとし、それまではその半額を増額することとしたのであります。

第二は、被徵用者、動員学徒、戦闘参加者等いわゆる準軍属が置

重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

日雇労働者健康保険は昭和二十九年に発足し、その後逐次給付内容の改善を行なつて参りましたが、その内容はいまだ十分とは申しがたく、特に疾病保険として重要な要素である傷病手当金及び出産手当金の制度を欠いており、また療養給付の受給手続についても、煩に過ぎるきらいがあるのであります。一方、最近財政が非常に不健全な姿をとっているにもかかわらず、国庫負担の道もいまだ十分に確立されず、かつ保険料額の面においても最近の実情に合わない点もありません。制度の内容及び運営について検討すべき点が少なくないのであります。

このような実情にかんがみ、今回の改正は、本制度の健全な進展を期するため、制度の改善及び内容の充実をはかるうとしたのであります。すなわち、この法律案に規定いたしました改正点は、第一に、傷病手当金及び出産手当金の制度を創設すること。第二に、療養の給付の受給手続の簡素化をはかること。第三に、賃金日額の区分を変更し、保険料の額を若干引き上げること。第四に、医療給付費に対する国庫負担割合並びに傷病手当金及び出産手当金に対する国庫補助割合を明文化すること等であります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由並びに法律案の要旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんこと

かれていた特殊の状態にかんがみ、その身体障害者及び遺族に対する処遇の改善をはかったこととあります。これら準軍属が、当時国家権力により特定の労務に従い、あるいは陸海軍の要請により戦闘に参加する等により傷病疾病を受け、ために身体に障害を残した場合は死亡した場合には、新たに障害年金または遺族年金を支給する方途を講ずるとともに、更生医療の給付、補装具の支給及び国立保養所への収容の措置をもとることとしたのであります。右の場合におきまして、障害年金の額は軍人軍属に支給する障害年金の半額とし、遺族給与金は一時金分割払いの趣旨に基いて年二万五千五百円を五年間にわたり支給することとし、支給の始期は昭和三十四年一月といたしました。

その第三は、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法の施行の結果等にかんがみ、戦傷病者戦没者の遺族等に対する援護の強化を期するため必要と認められる二、三の点につき、両法において所要の改正をいたしました。すなわち軍人の遺族で、事実婚にあつた配偶者、同一戸籍外の父母等遺族年金の支給を受けている者に対し、同一の事由による公務扶助料の受給者がいなくなつた場合は、先順位者の遺族年金を支給する道を開き、未帰還者留守家族等援護法による療養の期間が近く満了する者について、その期間を二年間延長したこと等がその内容であります。

第四といたしましては、右の諸改正に伴いまして、関係法律の改正をいたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

をお願いする次第であります。

二、衆議院社会労働委員長報告(四月十五日)

○森山欽司君 たいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経緯並びに結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

戦傷病者戦没者遺族の援護に關しましては、さきに本院を通過いたしました恩給法等の一部を改正する法律案と並行して、戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者留守家族等の処遇に關する諸条件につき措置いたそうとするのが、本改正法案提出の理由であります。

次に、本法案のおもなる内容について申し上げますれば、まず第一は、恩給法において傷病恩給及び公務扶助料が増額されることに關連いたしました、障害年金、障害一時金及び遺族年金並びに留守家族手当の額を増額いたしましたことであります。

第二は、被徵用者、動員学徒、戦闘参加者等、いわゆる準軍属が当時国家権力により特定の労務に服し、あるいは陸海軍の要請に基き戦闘参加という特殊の状態により傷痍疾病を受け、これがため身体に障害を残し、または死亡した者には、新たに障害年金または遺族給与金を支給する方途を講ずるとともに、更生医療の給付、補装具の支給及び国立保養所への收容の措置をも講じたのであります。

第三は、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び未帰還者留守家族等援護法の施行の結果にかんがみ、軍人の遺族で、事実上婚姻関係にあった配偶者、同一戸籍外の父母等、遺族年金の支給を受けている

者に対し、同一の事由による公務扶助料の受給者がなくなった場合は、先順位者の遺族年金を支給する道を開き、また、未帰還者留守家族等援護法による療養の期間が近く満了する者について、その期間をさらに二年間延長する等、援護の強化をはかるため、両法に所要の改正を行なつておるのでございます。

本法案は、二月二十二日本委員会に付託せられ、三月一日厚生大臣より提案理由の説明を聴取した後、審議に入り、国民年金制度と遺族援護との關連、あるいは内部疾患の公務認定基準、準軍属の範圍等の諸問題について審議が行われたのでありますが、その詳細は會議録について御承知願いたいと存じます。

次いで、本日の委員会において質疑を終了、直ちに採決を行いましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月二十五日)

(社会福祉事業等の施設に關する措置法(昭三三―法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律

(昭三三、五、一法一二六)

一、提案理由(三月六日)

○坊政府委員 たいま議題となりました、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、まず旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により現に支給されております年金を、このたび別途、本国会に提案いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置に準じて、改定いたそうとするものであります。

その内容を簡単に申し上げますと、第一に、退職年金、遺族年金等につきましては、その額を恩給法による同種の恩給の改定措置に準じて改定いたすこととしております。

第二に、公務に基く傷病及び死亡を給付事由とする年金につきましては、恩給法による同種の恩給の改定措置等を考慮して、従前の最低保障額を引き上げることとしております。

第三に、以上の年金額改定のほか、若年者に対する増額分の支給

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律

停止、高齢者に対する繰り上げ改定その他につきましても、所要の措置を講ずることとしております。

次に国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の規定により現に支給されております年金につきましても、以上申し述べた旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金の改定に準じて所要の改正を行うこととしていたします。

以上が、この法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月四日)

(たばこ専売法の一部を改正する法律(昭三三―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月二十四日)

(自治庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

◎訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(昭三三、五、一法一二七)

一、提案理由(三月十一日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三、一法八九)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(四月十七日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭三三、一法八九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(四月二十四日)

○青山正一君 たいま議題となりました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果につき御報告いたします。

御承知の通り、執行吏は、一般の公務員に準じて恩給を受けることになっており、その年額については、執行吏の手数料に対する国庫補助基準額を俸給年額とみなし、一般の公務員の給与水準に応じて定められているのであります。このたび政府におきましては、一般の老令退職公務員の恩給について、その計算の基礎となつてゐる俸給年額を増額する等、所要の措置を講ずる法律案を別途提出した

◎国家公務員共済組合法

(昭三三、五、一法一二八)

一、提案理由(四月一日)

○坊政府委員 たいま議題となりました国家公務員共済組合法案及び国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由並びにその概要を御説明申し上げます。

まず国家公務員共済組合法案について申し上げます。現行の国家公務員共済組合法は、昭和二十三年に制定され、以来、約十年を経過いたし、この間、諸般の事情の変化もあり、共済組合制度の全般にわたつて再検討を加えなければならない時期に立ち至つていた次第であります。たまたま最近に至り、いわゆる五現業に勤務する恩給公務員に対しまして、共済組合の長期給付制度を適用する必要があるが生じて参りましたので、これを機会といたしまして、国家公務員共済組合法の全部を改正して、長期給付、短期給付、福祉事業を通じまする制度の全般にわたり所要の整備改善を行うとともに、新たにいわゆる五現業の恩給公務員に対しても長期給付の規定を適用することとして、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。第一に、長期給付制度につきましては、一、退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金及び遺族一時金等の既存の給

国家公務員共済組合法

ことに対応し、執行吏の恩給につきましても、昭和二十八年十二月三十一日以前に給与事由の生じた執行吏の恩給について、その年額を、一万五千四百八十三円の給与水準による国庫補助基準額である十一万五千円を俸給年額として算出した額に増額することとしたのであります。以上が、本法律案提出の趣旨であります。さて、委員会におきましては、三月十日、政府当局より提案理由を聴取した後、慎重に審議を重ね、大川委員より、執行吏の待遇改善、研修、競争プロカーの取締り等につき質疑がなされましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。かくして、四月二十三日討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決に入り、全会一致をもって、これを政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。

付につきまして、他の公的年金制度との権衡を考慮して、その支給額の改善を行うほか、新たに再就職による組合員期間の通算措置を講ずること、退職年金の支給開始年令を、現行の五十才から五十五才に引き上げること等所要の規定の整備を行うとともに、二、五十五才以前において退職して年金の支給を希望する者のため、新たに減額退職年金の制度を設け、三、公務上の傷病または死亡による退職の場合にも、廃疾年金または遺族年金を支給できるとし、また、四、退職年金、廃疾年金及び遺族年金について、それぞれ最低保障額を定め、将来、他の公的年金制度との期間通算を行ひ得る素地を準備することとしたほか、さらに五、長期給付の規定の適用範囲に新たに印刷、造幣、国有林野、アルコール専売、郵政の五事業特別会計に勤務する恩給法上の公務員をも加えることとしたしております。

第二に、短期給付制度につきましては、一、従来の法定給付のほか、新たに附加給付の制度を設けるとともに、二、被扶養者の範囲、組合員資格喪失後の継続給付の受給資格期間等について所要の改正を加えるほか、三、昨年の健康保険法の改正に伴う所要の規定の整備を行うこととしております。

第三に、その他のおもな改正事項としましては、一、長期給付の責任準備金の一部を資金運用部に預託して、その安全確実な運用をはかり、二、共済組合制度に関する重要事項を調査審議するため、新たに大蔵大臣の諮問機関として国家公務員共済組合審議会を設置し、また、三、共済組合または同連合会の事務職員も、今回新たに

組合員にすることができる等の措置を講じることとしております。なお、長期給付制度の内容の改正とその適用範囲の拡大に伴う所要の経過措置につきましては、別途、法律をもって定めることといたしております。

次に、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

現在、国家公務員に対する退職給与としましては、いわゆる恩給公務員に対する恩給法による恩給、雇用人に対する国家公務員共済組合法による長期給付並びに公務員全体に対する国家公務員等退職手当暫定措置法による退職手当の三つがあります。このうち、共済組合の長期給付は、国と公務員との費用折半負担を原則とする保険給付であります。恩給は、国の給与の色合いが濃く、同じく国の給与である退職手当と性格上相重複しております。関係上、恩給制度をそのままにしておいて、退職手当を实情に即したものに改めることができない事情にあつた次第であります。ところが、今回、別に御審議をお願いいたしております国家公務員共済組合法案では、いわゆる五現業の恩給公務員に対しては恩給を支給せず、新たに共済組合の長期給付を支給することに改められますので、これを機会としまして、国家公務員のうち共済組合の長期給付が支給されるいわゆる五現業の恩給公務員及び全雇用人に対する退職手当につきましては、これを实情に即したものに改定することが必要と相なつた次第であります。このため、国家公務員等退職手当暫定措置法につき、所要の改正を加える必要があると考えまして、ここにこの法

律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まずこの法律案は、国家公務員共済組合法案が成立施行となりました場合にその長期給付に関する規定の適用を受ける者に対し、普通退職の場合の退職手当その他一般の退職手当に関する規定の適用の特例を設けようとするものであります。

その特例の内容といたしましては、現行の退職手当は、退職事由の分類に従い、その退職手当の支給割合を異にしているのではありませんが、その退職事由別分類について再検討いたしまして、その分類及びそれに応ずる退職手当の支給割合を改めたものを適用することとし、この特例による退職手当の最高限度額を退職時の俸給月額六十月分とするともに、死亡による退職の場合に、退職時の俸給月額の四月分を加算する規定は、これを適用しないことといたしております。

なお、この法律の施行の際に在職する職員で特例の適用を受ける者の退職手当の額について、特例の適用のない場合の退職手当の額との調整をはかるため、所要の経過措置に関する規定を設けることといたしております。

以上が、三法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月四日)

(たばこ専売法の一部を改正する法律(昭三三―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月十八日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法七八)の委員長報告と一括して掲載)

◎ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法 (昭三三、五、一法一二九)

一、提案理由(四月二十二日)

○坊政府委員 ただいま議題となりました国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

政府は、今国会において、さきに国家公務員共済組合法案を提案し、共済組合の長期給付制度に大幅な改正を加えるとともに、いわゆる五現業の恩給公務員をも新たに改正後の長期給付制度の適用対象に加えることとしたのでありますが、同法案ではこれらに伴う経過措置について必要な事項は別途法律で定めることとしたしておりますので、ここに国家公務員共済組合法の施行に伴う長期給付に關し必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の整理を行うため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

一、まず、改正前の長期給付の規定の適用を受けていた旧組合員期間及び恩給公務員であった期間は、原則として改正後の長期給付の規定の適用を受ける新組合員期間に通過し、二、旧組合員期間及び恩給公務員期間について、改正前の長期給付の規定及び恩給に關する法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間について改正後の長期給付の規定を基礎として計算した金額との合計額を、あわせて関係法律の整理を行うものとして申し上げます。

あります。

次に、この法律案のおもなる内容について申し上げます。

まず、原則として改正前の共済組合員期間及び恩給公務員期間を改正後の新組合員期間に通過することとし、旧共済組合員期間及び恩給公務員期間について改正前の法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間について改正後の長期給付の規定を基礎として計算した金額との合計額をもって、改正後の長期給付の支給額といたしております。

次に、恩給公務員であった者については、年金の最短所要年限が延長され、また、旧組合員であった者及び恩給公務員であった者について、ともに退職年金の若年停止年令が引き上げられることに伴う所要の経過措置を講ずるほか、新たに長期給付の適用を受ける恩給公務員とその他の一般恩給公務員との間の人事交流に支障を来たさないよう調整規定を設ける等、所要の経過措置を講ずるとともに、関係法律につき所要の改正を加えることとしたしております。

本案につきましては、大平委員より修正案が提出いたされております。修正案の内容は次の通りであります。すなわち、国家公務員共済組合法により、組合員期間十年以上二十年未満で死亡した者の遺族にも新たに遺族年金を支給することとなったのでありますが、原案では、右の組合員期間の計算について改正法施行後の期間のみに限っておりますのを、修正案では、これに改正法施行前の期間も算入しようとするものであります。

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

もって、改正後の長期給付の支給額とし、三、恩給公務員であった者については年金の最短所要年限が延長され、また旧組合員であった者及び恩給公務員であった者についてともに退職年金の若年停止年令が引き上げられることに伴う所要の経過措置を講ずるほか、四、その他制度全般にわたり、所要の経過措置を講じ、五、これら経過措置に伴う追加費用は、それぞれその所屬に従い、国、地方団体等の負担とするほか、六、いわゆる五現業の恩給公務員にも新たに共済組合の長期給付が適用されることよって、その他の一般恩給公務員との間の人事交流に支障を来たすことがないように、所要の調整規定を設けるとともに、七、関係法律につき所要の改正を加えることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由とその概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月二十二日)

○平岡忠次郎君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案について申し上げます。

この法律案は、別途今国会に提出され、さきに両院を通過いたしました国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の施行に必要な経過措置を定め、あわせて関係法律の整理を行うものとして申し上げます。

本案並びに修正案につきましては、審議の結果、本二十二日質疑を終了し、討論の通告がありませんので直ちに採決いたしましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、よって本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は、わが国における外国為替の売買相場の変動の幅の制限に關する管理法の規定が必要以上に制限されておりますので、最近における外国為替に關する海外の動向にかんがみ、不適當と思われる規定を削除整理するとともに、現行法においては質問検査の対象が外国為替公認銀行と両替商に限定されておりますので、このほか、内外の貿易業者、保険業者、海運業者等、この法律の適用を受ける取引を営業とする者をも質問検査の対象に加えようとするものであります。

本案につきましては、本日質疑を終了し、討論の申し出がないので直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

(法務省設置法の一部を改正する法律(昭三三一法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

◎国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律 (昭、三三、五、一法一三〇)

一、提案理由(四月一日)

(国家公務員共済組合法(昭三三―法一二八)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(四月四日)

(たばこ専売法の一部を改正する法律(昭三三―法六九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(四月十八日)

(防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三三―法七八)の委員長報告と一括して掲載)

◎厚生省設置法の一部を改正する法律

(昭三三、五、二法一三二)

一、提案理由(二月十一日)

○米田政府委員 たいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することをその主たる目的とするものであります。

まず、改正の第一点は、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けることとあります。御承知のごとく、国民の生活環境に関する諸問題は、近年、高度に複雑化しつつありまして、常に健康で明るい国民生活を増進し、育成するために、現在及び将来において広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進すべき必要性がきわめて高く、また、昨年来環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に伴う事務の質的、量的加重傾向に対処する必要があるため、現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環境衛生関係行政の一体的、効率的遂行を確保するとともに、その責任態勢の明確化をはかるため、独立の部局として環境衛生局を設置しようとするものであります。これによりまして、現行の公衆衛生局

厚生省設置法の一部を改正する法律

は、予防衛生部門を主として担当することとなりますが、医療保障達成の見地から、結核対策を初めとする予防衛生諸施策をより強力に推進することとして、これが所掌部局も予防局とし、もって公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政の積極的、効率的な運営処理を期し、国民の公衆衛生のより一層の向上及び増進に資したい所存であります。

改正の第二点は、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することとあります。舞鶴地方引揚援護局は、昭和二十一年十一月に設置されて以来、上陸地における応急援護機関として、もっぱら海外からの集団引揚者の受け入れ援護に当たってきたのであります。未帰還者の状況から判断いたしましたところ、現在なお相当数の邦人が残留していると思われ、樺太地区からの帰国希望者も本年十一月までには本邦に引き揚げる事ができる見込みであり、その後十一月以降に移る見通しが得られるに至りましたので、本年十一月十六日以降同局を廃止することとしたものであります。また、復員連絡局及び復員連絡局支部は、もとの陸軍に属しておりました軍人軍属の復員手続等の事務を分掌する機関であります。復員関係事務の縮減により、昭和三十三年以降は独立の機関として存置する必要がなくなりましたので、同機関の所掌事務は、すべて本省の引揚援護局において処理することといたしまして、これを廃止しようとするものであります。

なお、以上の改正につきまして、公衆衛生局を分けて予防局及び環境衛生局とする部分は本年四月一日から、復員連絡局及び同支部

厚生省設置法の一部を改正する法律

の廃止は行政機関職員定員法による引揚援護局関係職員の縮減の時期に合わせまして本年五月十六日から、舞鶴地方引揚援護局の廃止はさらに六カ月後の本年十一月十六日から施行することといたしておりますので、この法律案もこれら三つの時期ごとにそれぞれとりまとめ三カ条に分けて規定した次第であります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

二、衆議院内閣委員長報告(四月二十二日)

○福永健司君 議題八法案の内閣委員会における審査につき御報告申し上げます。

まず、厚生省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、公衆衛生行政のより積極的、効率的運営処理を期して、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとであり、第二は、地方支分部局のうち、復員関係事務の縮減により、本年五月十六日以降復員連絡局及び同支部を廃止すること、並びに、未帰還者の引き揚げ状況等にかんがみて、本年十一月十六日以降、舞鶴地方引揚援護局を廃止することでありませう。

本法案は、二月十日本委員会に付託となり、十一日提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了いたしましたところ、公衆衛生行政、特に環境衛生行政の一そうの向上増進をはかる必要のあることは認めるが、この際は行政機構簡素化の見地から、局の新設はこれを見

合せることとし、施行期日を公布の日に改める旨の自社共同提案にかかる修正案が保科委員より提出され、討論を行わず採決の結果、本案は全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案は、経済企画庁の任務と権限を明確にするため、経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を明示し、あわせて、これらの事務を一そう適確に遂行するため、調査局の機能の充実をはかるとともに、新たに内部部局として経済研究局を設置し、また、特別の職として参与三人以内を置くこととしております。

本案は、二月十五日本委員会に付託され、十八日政府より説明を聞き、本日質疑を終了、保科委員より、行政機構簡素化の見地から経済研究局の新設を取りやめ、附属機関として経済研究所を設置するほか、総合計画局及び総合開発局の名称変更についてはこれを従前の通りとする旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案は、アジア局の事務の増大に伴い、次長一名を置くとともに、海外経済協力に関する事務を経済局において一元的に総括処理するため、経済局の所掌事務に所要の改正を加え、また、国際協力局の事務が大半个国際連合に関するものとなっている現状にかんがみ、国際協力局の名称を国際連合局に改めるほか、関西に外務省の出先機関として外務省大阪連絡

事務所を設置することとしております。

本案は、二月二十日日本委員会に付託、二十一日政府より提案理由の説明を聴取し、本日質疑を終了、保科委員より、行政機構簡素化の見地から次長の新設を取りやめるとともに、施行期日を公布の日に改める旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、司法制度等に関する法令案の作成及び調査等の事務の増大とその重要性にかんがみ、新たに法務大臣官房に司法法制調査部を設けるとともに、法務大臣において必要があると認める場合には法務研修所の支所を置くことができることとし、また、法務大臣の管理のもとに三婦人補導院を設置すること、及び、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとするほか、東京拘置所の位置を東京都豊島区に改めようとするものであります。

本案は、二月二十一日本委員会に付託され、二十八日政府より提案理由の説明を聞き、本日質疑を終了、保科委員より、入国管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとするにについては現行通り法律で定めることとし、施行期日を公布の日に改める旨の自社共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、今

厚生省設置法の一部を改正する法律

国会において成立した食糧管理特別会計法の一部を改正する法律による措置に対応して、食糧管理業務の経理の万全を期するため、食糧庁に経理部を新設すること、第二は、輸出品検査法の施行に伴い、農林省の所掌事務にかかる指定貨物について民間の指定検査機関の行う検査を適正ならしめるため、輸出品検査所をしてこれが指導監督を行わしめること、第三は、畜産事業の急激な進展に伴い、種畜牧場をして、家畜家禽等の飼養管理、改良増殖並びに草地の改良に関する調査研究を行わしめることであります。

本案は、三月十一日本委員会に付託、政府の説明を聞き、本日質疑を終了いたしましたのでありますが、行政機構はできるだけこれを縮小する見地から、食糧庁に経理部を設置することに関連して、従来総務部に置いている調査官二人を一人とすることについての政府の同意を確認した後、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、海運行政の能率化をはかるため、海運調整部を廃止して、海運局に次長一人を置くこと、第二は、航空局の事務運営の適正化をはかるため、監理部を技術部の所掌事務について一部再配分を行うこと、第三は、原子力船に関する試験研究を強化するため、日本原子力研究所東海研究所に運輸技術研究所の支所を置くことであります。

本案は、三月十二日本委員会に付託、政府の説明を聞き、本日質疑を終了、討論を行わず採決の結果、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、統計法等の一部を改正する法律案の要旨は、統計官の資格要件を、現在統計法に規定されている統計主事の資格要件と同じものとして、これを統計法に明記しようとするものであります。

本案は、二月十五日日本委員会に予備付託、十八日政府の説明を聞き、三月七日日本付託となり、本日質疑終了、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の一部を改正する法律案の要旨の第一は、輸出振興に関する行政体制を強化するため通商局に振興部を新設するとともに、従来特許庁の附属機関でありました意匠奨励審議会を本省の附属機関とすること、第二は、軽工業局にアルコール事業部を設置すること、第三は、金沢繊維製品検査所高岡支所を本所に昇格させること、第四は、特許庁に工業所有権研修所を設置することでありませぬ。

本案は、二月十八日日本委員会に予備付託、政府の説明を聞き、質疑を行い、四月四日日本付託となり、本日、保科委員より、行政機構簡素化の見地から、軽工業局にアルコール事業部を設置することはこれを取りやめる旨の、自社両党の共同提案にかかる修正案が提出され、討論を行わず採決の結果、全会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(四月二十五日)

◎日本労働協会法 (昭三三、五、二法一三二)

一、提案理由(二月十八日)

○石田国務大臣 たいま議題となりました日本労働協会法案につきまして、その提案理由及び内容の大綱を御説明申し上げます。

戦後わが国の労働運動は、飛躍的な発展をいたし、労使関係も次第に改善されて参つたのであります。なお一部には労働組合運動を頭から否定してかかる使用者もあり、またその反面、労働組合側の行き過ぎた行為もなしとしないのであります。

さらに国民一般も労働問題に対する理解の足りない面があると同様にこれに対する正しい批判の眼も十分養われていない状況にあります。このような状況下におきまして、近代的労使関係の確立を促進いたしますためには、労使はもとより、国民一般の労働問題に対する理解と良識とをつちかうことが不可欠の前提条件であると信ずるのであります。

従いまして、政府といたしましては、従来とも鋭意労使及び国民一般に対し、いわゆる労働教育に努めて参つたところであり、また今後ともこれを継続する所存であります。

しかし労働教育には、その性質上、また技術上、政府または地方公共団体が行うことを不得手とする分野も少くございません。また、わが国におきましては、労働問題に関して、確固たる基礎を持つ専門研究機関はほとんど無いといつてよい状態であります。そこ

日本労働協会法

(法務省設置法の一部を改正する法律(昭三三―法一五四)の委員長報告と一括して掲載)

でこれらの分野を中心として、公正かつ科学的な研究を行うとともに、これに基きまして、労使及び国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする専門団体を設置することがぜひとも必要と存するのであります。

以上が今回、日本労働協会を設置いたすこととし、その根拠法規として、この法案を提案した理由であります。

次に法案の内容について、概略御説明申し上げます。この法案は、以上申し述べましたような目的を持つ日本労働協会を設置することを定めるとともに、その組織、業務、財務会計等に関し所要の規定を設けることとしたものであります。

すなわち、第一に、日本労働協会は、これ法人といたしますとともに、これに十五億円の基金を設け、政府が全額出資することといたしております。この協会の活動は、その性質上もとより営利を目的とするものでございませぬので、収益による自立はとうてい望みがたいところでありまして、財政的援助を必要とすることは申すまでもありませんが、他面、この協会の目的を達成いたします上においては、事業の継続性を確保するために、政府が基金を出資しその利子によって事業を運営することとしたこととされているのであります。

第二に、協会の役員としては会長一人理事五人以内及び監事二人以内を置くこととしますが、会長、理事及び監事は、労働問題について公正な判断を下すことのできる学識経験者の中から任命することといたしております。さらに、会長及び理事をもって組織す

る理事会を設け、重要事項をすべて審議決定することとするほか、別に十五人以上の学識経験者をもって組織する評議員会を設け、広く労使関係者の意見が反映されるようにし、協会の運営の適正を期することといたしております。

第三に、協会の業務といたしましては、労働問題に関する研究及び資料の整備を行うこと、労働問題に関し出版及び放送を行うこと、労働問題に関する講座を開設すること、労働組合、使用者団体等の行う労働教育活動に対して援助を行うこと等といたしております。

第四に、協会の財務、会計等につきましては、政府が多額の出資をいたすことにかんがみまして、予算、決算等会計上の重要事項について労働大臣の認可または承認を受けることを要することとする。とともに、労働大臣が、必要な命令等を行うことができることとし、協会の管理を適正ならしめることといたしております。しかしながらこの命令につきましては、協会の業務の性格にかんがみ、その運営の自主性に不当に干渉することのないよう特に明文をもって規定いたしております。このほか、協会に対する免税措置等所要の規定を設けることといたしております。

以上本法案の提案理由と内容の大綱を御説明申し上げたのでありますが、何とぞ御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

二、衆議院社会労働委員長報告(四月九日)

○森山欽司君 ただいま議題となりました日本労働協会法案につき

第四に、その他財務、会計及び監督等につきまして所要の規定を設けておりますが、そのうち、労働大臣の命令については、協会の運営の自立性に不当に干渉することのないよう、特に明文をもって規定がなされておるのであります。

本案は、去る二月十一日本委員会に付託せられ、同十八日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、主として日本社会党側委員より、本協会の目的、性格、役員構成、業務の運営及び監督等の諸問題及びその背景となつておる労使関係について質疑が行われ、きわめて慎重な審査を遅々として続けて参つたのでありますが、本案の重要性にかんがみ、昨八日井上縫三郎氏外三名の参考人を招致してその意見を聴取し、また、本日は特に岸内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行なつたのであります。それらの質疑応答の詳細については会議録によつて御承知願いたいと存じます。

本案は、本日の委員会において質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して田中委員より賛成、日本社会党を代表して多賀谷委員より反対の意見が述べられたのであります。かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、本案は多数をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月二十五日)

○阿具根登君 ただいま議題となりました日本労働協会法案の中間報告を行うのでありますが、先ほどの平林委員の討論にもありま

まして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

戦後、わが国の労働運動は飛躍的な発展を遂げ、今や六百万をこえる労働者が労働組合に組織されておりますが、その労使関係は、戦後幾多の混乱と曲折を経て、なおその安定のためには幾多の反省と改善の余地のある状況にあります。このような状況におきまして、近代的な労使関係の確立を促進するためには、労使はもとより、国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことが不可欠の前提条件であり、そのための専門団体設立の必要性が痛感されているのであります。これが、今回日本労働協会を設立することとして、この法案が提出された理由であります。以下、その内容について簡単に御説明申し上げます。

第一に、協会は法人とし、これに十五億円の基金を設け、政府が全額出資することによってその事業の継続性を確保いたすこととあります。

第二に、協会の役員として会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くこととし、労働問題について公正な判断をすることができ、かつ深い学識経験を有する者のうちから任命することとあります。さらに、協会は理事会及び評議員会を設け、その運営の適正を期することといたしております。

第三に、協会の事務は、労働問題に関する研究、資料の整備、出版、放送、講座の開設、その他労働組合、使用者団体の行う労働教育活動に対する援助を行うこと等であり、

したごとく、本案と密接不可分の関係にある、すなわち、日本労働協会の運営財源たる基金として十五億円を政府より出資せんとする経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案は、いまだ衆議院において審査中であり、今期国会での成立は全く望みがないということは明確な事実であります。しかるに、この基金に関する法案と関連関係にある日本労働協会法案を、何ゆゑに突如として委員長の間報告を求めるといふ手段をもって本会議に取り上げ、強引にその成立をはからんと意図するほかは、委員長として全く了解に苦しむところであり、最も遺憾とするところであり、す。しかしながら、私は委員長としての重責を自覚し、本院の決定に従い、以下、私情を交えず、公正に報告せんとするものであります。

本法案の趣旨は、近代的な労使関係の確立を促進するために、労使及び国民一般の労働問題に関する理解と良識を「ちかう」ことを目的として、日本労働協会を設立しようとするものであります。

その内容のおもなるものは、第一に、協会は法人とし、これに十億円の基金を設け、政府が全額出資して事業の継続性を確保すること。第二に、協会の役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、労働問題について公正な判断を下すことができ、かつ深い学識経験を有する者のうちから任命することとあります。第三に、協会の業務として労働問題に関する研究、資料の整備、出版、放送、講座の開設及び労働組合、使用者団体等の行う教育活動の援助等を行うこと。

第四に、協会の財務、会計、監督等について所要の規定を設け、特に、労働大臣の監督命令については、協会の運営の自主性に不当に干渉しないような明文を設けたこと等でありませう。

本法律案は、二月十一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、四月九日、衆議院送付案を本委員会に付託せられたのでありませう。

委員会におきましては、予備審査のため、三月十三日、石田労働大臣より提案理由等を聴取いたしました。次いで本案の重要性にかんがみ、審議の周到を期するため、質疑に入るに先だち、四月二十一日、次の学識経験者より、参考人として意見を聴取いたしました。明治大学教授松岡三郎君、国立国会図書館長金森徳次郎君、早稲田大学教授野村平爾君、慶応義塾大学教授藤林敬三君、労働経済評論家岡十男君、読売新聞論説委員樋口弘其君の各氏でありませう。次いで、四月二十三日、本委員会及び社会労働、大蔵委員会連合審査会を開きました。

両委員会における質疑応答のおもなるものは、次の通りであります。社会労働、大蔵委員会連合審査会において大矢委員より、日本労働協会法は、政府の労働行政に直接関係ありとして、労働大臣の労働情勢の判断について質問されたのに対し、石田労働大臣は、「わが国の労働運動は、戦後の混乱期を脱して、漸次健全な方向に進んでいるが、労働運動の歴史の浅さから、一方において使用者側の無理解があり、地方、労働組合側においても、労働組合運動の目的を

業は、使用者側の態度について言った言葉をそのまま受けての表現になったが、労使あるいは国民の間に労働運動に対しての十分な認識と知識があるようには思われないので、それを持たせることが必要であるという意味で言ったのである」という旨の弁解答弁がありました。しかしながら、後に至つて、さらにこれを追及すると、労働大臣は、このときの答弁で、適当ならざるものを全面的に取り消され、労働組合に関する認識に全く自信のないことを明らかにしたのであります。

また、大矢委員の、「大臣は、衆議院の社会労働委員会で、労働協会は教育活動を行うものではなくて、普及運動をするのだとの答弁をしているが、教育活動と普及運動とは、多少の相違があるのか、全く同じものであるのか」との質問に対し、石田労働大臣は、「この協会の目的は、内外の労働情勢、労働問題に関する調査、研究を行い、その結果を世間に知らせる、また、先進国の状態や、国内において、よき労働慣行が樹立されている状態、それに至る経過等を世間に紹介することによって、労使関係を近代化し、産業の平和をもたらし、国の経済力の増強をはかるにある」旨の答弁がなされました。次に、平林委員より、「大臣は、協会の政府が自分でやるのは適当でない旨の答弁をされておるが、法律案の中には、労働大臣がいろいろな権限を持っていろいろな監督上必要な命令を出すことができるようになっておるから、実際上は、政府が民間のペールをかぶせて大衆的、民主的な性格を持つておるのかのような誤解を持たせておいて、その実、政府がこれを監督し、労働教育を行うのではな

社会秩序の改変に向けようとするもの、あるいは客観的な諸情勢と離れて逸脱した行動に走るものあり云々」との答弁がありました。これに対し大矢委員から、「社会秩序の改変に向つて活動している労働組合や客観情勢から離れた労働運動を行なっている労働組合がどこにあるか」との質問に対し、石田労働大臣は、「自分の所管である労働行政について、具体的な名前をあげることは好ましくないと答弁し、さらに重ねて、「労働組合が、その団結力及び組織力をもって、社会秩序等を改変しようとする傾向が随所に見られる」と発言されました。随所という言葉は訂正されましたが、この見解は、非常に重大問題でありまして、関連して、小笠原委員は、さらにこの問題を追及して、かかる労働組合の具体的な実例を問いたしましたが、石田労働大臣は、「たとえば、争議の行き過ぎのために経営自体を崩壊に導いた例もあるし、また、争議手段が適当でなかったために、組合の本来の目的が達せられなかった例もある」と言い、さらに「現在すでに解散になっておる産別会議のごときは、その綱領において、社会改革を目標にしている」という答弁がありました。小笠原委員は、争議の行き過ぎとか、争議手段が適当でなかったという点は、経済秩序や社会秩序を改変する意図を持つことにはならないらしいし、産別会議はすでに解体しており、それをもって議会活動によらずして社会秩序を危殆に陥れるような労働運動がところどころに見られるという見解を、労働行政を担当されておる石田労働大臣が持つておられることを重大視し、重ねて質問しましたところ、石田労働大臣は、「社会秩序、社会秩序という言葉

いか」との質問に対し、石田労働大臣から、「労働に関する啓蒙宣伝が役所において、発案、計画され、行われたのでは、大衆性に乏しく効果が十分に期待できないので、民間の人々のやっていただきたい」といふもので、大臣の協会に対する監督権は、一般の政府の出資に基づく特殊法人の示す当然の条件であり、協会の中立性、独立性を失わしめないためにその範囲は経理、財政の面、及び目的に逸脱した行為をなさない程度にとどめ、その業務、この法律の差し示す範囲内の業務の遂行については、中正を維持せしめる規定を別に設けてある」旨の答弁がありました。

次に、栗山委員から、「日本の近代的労使関係を確立するために労働協会を作るといふが、その前になすべき重要な仕事を労働省は落しておるのではないか、労働組合法と並んで重要な労働基準法が施行されていない、逆の言葉でいえば、基準法はあつてもなきがごとき状態にしておいて、近代的労使関係の樹立などということは、少し言葉が過ぎはしないか、従つて、こういうことをやる前に、いささかでも労働省が使える金があるならば、労働省の役人でもふやして、労働基準法の完全な実施のために努力をするという決意があるかどうか」といふ旨の質問があり、これに対し石田労働大臣から、「労働基準法をいかなる事業にも完全に適用していくことが、近代的労使関係樹立の基本であると思つておる、就任以来積極的に改善の方途を講じておるが、労働基準法の要求するものうち、産業界の一部については現状に即しない面もあるので、経営者、使用者の中には基準法を現状に合うように改正すべしとの議論もある。しかし、

わが国の産業界全体のレベルの上から見て、そのギャップは、指導、啓蒙によって、できるだけすみやかにこれを埋め、基準法の要求する線へ全産業が近づくように努力することが、労働省の現実に即したやり方であると考へておる」旨の答弁がありました。

さらに、平林委員から、「日本労働協会が労働問題について研究、調査を行い、その結果によって教育、啓蒙、宣伝を行う、この教育、啓蒙、宣伝が、政府の意思と反しておる場合であっても、労働大臣は業務上の監督、命令をしないか」との質問に対し、石田労働大臣は、「政府の意図と違ったことを協会がしても、それはやむを得ないことで、政府の意図と違うという理由で業務上の命令を下すことは、第三十五条第三項の協会の業務の運営の自主性に不当に干渉してはならないとの規定に違反することになる」との答弁があり、さらに平林委員から、「自主的に行わせる。政府の方針と違ってもやむを得ないというのが、協会の事業の中に放送を行うという項がある。たとえば総評が資本家と対立して一大争議が行われておるときに、日本の労働協会がいろいろ研究して、その所見を放送するとする、これは自主的に行う場合でも、そういう時期に行うことは議論がある。たとえば河野企画庁長官が私鉄の争議で賃上げを認めらば、これは運賃値上げに関係があると、争議の最中に言明したことがあるが、争議をやっておるときに、かかる発言をすることが、一体どういう政治的な影響を与えるかに問題がある。同じように労働団体が争議を行なっておる最中に、日本労働協会がかかる放送を行うとすれば、問題があるし、さらに政府が、その時期に行う

方が効果があると判断して、業務命令でやりなさいということになれば、大いに問題がある。その点はどうか」という質問に対し、石田労働大臣は、「この協会の目的は、そういう個々に起っておるジャーナリスティックな事象をとらえて、それについて見解を発表するがごときものではない。また争議の最中に協会が質問のような筋の放送することも、政府が業務命令を出して放送せしめることも、その両方とも、第三十五条第三項に規定してある自主性に対する不当干渉と考へる」旨の答弁がありました。

また社会労働委員会におきましては、山本委員よりの、「労働大臣は新聞社等報道機関の論説委員や学識経験者等を集めて懇談会をしておる。その懇談会の内容は、報道機関を通じて国民大衆に流れていく、これは協会法の中で言っておる労働問題に対する理解と常識を国民全体に浸透させるという目的と合致しておると思う。そうすると、協会がなくても、現在の労働教育行政の中でも、かなり有効になし得るのではないか」との質問に対し、石田労働大臣から、「新聞の論説委員等と懇談会を持つことは、結果的には労働行政の方針を広く国民に伝えることにもなるが、同時にこれらの人々の意見を聞いて、労働行政の参考にも供するのであって、宣伝活動を直接の目標としておるわけではない。また、啓蒙宣伝には多くの分野があり、たとえば出版物にしても、問題の取り上げ方、扱ひ方が大衆性を持つか持たないかということとは、編集者、執筆者の長い経験、知識、立場に影響されるところが大きく、役所的文書は資料としての価値はあっても、労働問題の理解を深めるためには不十分だと思ふ。

いわゆる民間人的感覚で編集し、執筆し、映画を作成することが必要であると思ふ」との答弁がありました。さらに山本委員からの、「労働問題において、どういうことが良識なのか」との質問に対し、石田労働大臣から、「労働運動の歴史及び現状、わが国及び諸外国の法制、現在の労使関係、これらについての知識、理解及びその上に立つ判断力というものが良識である」との答弁がありました。さらに山本委員からの、「大臣の強力な監督権のもとで、協会が果して自由、はつらつとした教育、啓蒙、宣伝活動が行えるか」との質問に対し、石田労働大臣より、政府の考え方と協会の意見が食い違ふこともやむを得ないと思ふ。それに対して労働省がいろいろ干渉をすることは、第三十五条の三項に規定する不当な干渉ということに当る」旨の答弁がありました。

また藤田委員からの、「外国で国の費用によって、こういう労働教育はあまり行われていないのではないか」との質問に対し、亀井労政局長から、「諸外国の例としては、日本労働協会のように全額国費で行うという実例はないが、たとえばイギリスの労働者教育協会、アメリカ、スエーデンの労働者教育協会、フィリピンの労働教育センターのごときは、いずれも国または地方庁の補助金によって労働者並びに国民を対象に活動している」との答弁がありました。

次に、山下委員から、「第二十五条第四号に「労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対して援助を行う。」とあるが、予算書の中には、そういう制度に関する予算がない。また第三十八条に

日本労働協会法

「協会の解散については、別に法律で定める。」とあるが、いかなる法律をお定めになる予定であるか」との質問があり、これに対して石田労働大臣から、「第二十五条第四号の「援助」とは、たとえば資料の配布、講師の派遣、製作映画の貸与、講座の開設等でありまして、それ以外の所要経費については予備費が計上してある。また第三十八条の法律案の内容は、本法律を廃止するということである、それから残余財産の処分等の規定を伴うのであるが、それは特殊法人の廃止の例による」との答弁がありました。次いで再び山下委員から、「この法律の中で、解散の規定は何によってこれを行うのであるか、評議員会の決議によるのであるか、定款に規定するのであるか」とたまたしたのに対し、亀井労政局長から、「前例はないが、法律案の内容は、日本労働協会を解散すること、残余の財産が国庫に帰属すること、この協会法を廃止することということになると思ふ」との答弁がありました。この答弁に対し、山下委員から、「労働大臣の答弁の内容と労政局長の発言の内容とは違ふではないか。法律案を文書にして提出してもらいたい」との発言があり、これに対し亀井労政局長から、「法律案を要綱の形式で提出する」との答弁がありました。

その際、木島委員より「私は本案の質疑を打ち切り、この際、採決に入ることの動議を提出いたします」と発言がありました。

委員会はこのために紛糾いたしましたので、やむを得ず委員会を散会したのであります。時に午後九時四十一分であり、(「ずいぶん審議したじゃないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し)委員

会を再開してより、約一時間四十分を経過したときでございます。ただいまのヤジで、「ずいぶん審議したではないか」とおっしゃいましたが、わずか一時間四十分ということが、十分の審議とお思いになるならば、あなた方は何を審議されておるか、私は思うのでございませぬ。

翌四月二十四日、委員長及び理事打合会を開き、事態の收拾に努めました。解決を見ず、ただいまに至った次第でございます。

以上が、社会労働委員会の審議の経過であります。

委員長といたしまして、本案審査の経過を顧みますと、四月九日、本案が衆議院より送付されて以降、何ら不当なる取扱いをした覚えはないのであります。直ちに、委員長及び理事打合会に諮り、参考人の意見聴取及び総理大臣の出席を求めて、本案に關して、総括質問を行うことと決定いたしておりました。次いで、諸般の事情を考慮し、国会の解散を間近に控えた今日ではありますが、本案の重要性にかんがみ、慎重に審議を行うとともに、会期内に何らかの結論を得るべく、鋭意努力してきたものであると確信いたしております。

当委員会は御承知のように、去る昭和三十年第二十二回国会におきまして、労働、厚生両委員会を合併して今日に至ったものであります。従つて、当委員会における案件は、常にきわめて多く、今期国会におきましても、四月二十四日まで本付託された案件は、法律案二十九件、決議案一件、合計三十件であります。このうち、すでに審査を終つたものは十五件に達しております。また一般調査事

件に關しましても、厚生、労働の両行政の範囲にわたつておりますので、調査すべき重要案件も、またきわめて多いのであります。なお、請願につきましても、すでに四百件をこえております。

以上のごとく、当委員会は、法案、決議案及び重要調査案件等、数多くの審査をしなければならぬ案件を付託されておりますので、委員各位の協力を求め、委員会の運営、議案の審査等も、常に委員長及び理事打合会に諮り、正常な委員会の運営、及び議案審査の促進に努めて参つたのであります。

しかるに四月二十三日、日本労働協会法案審査のときに及び、突如として質疑打ち切りの発言があり、委員会は混乱したのであります。参考人を呼び、最後には、内閣総理大臣の出席を求めて、総括質問を行うことも交渉中であるにかかわらず、本案に対する質疑を求め、さらに資料の不備の点に關連して、一部資料を追加要求している発言中に、かかる事態を引き起し、本案の内容全般にわたつて、質疑すべき点が多く残されているにかかわらず、委員会の運営が阻害されたことは、まことに遺憾であると申さねばなりません。

本院におきましては、すでに数回にわたり、委員会における審査中の法律案に対して、委員長より報告を求め、引き続き本会議の審議に移し、強引に可決成立せしめた先例があります。

社会労働委員会におきましても、いわゆるスト規制法成立当時、及び同法施行後三年を経過して、同法の効力の延長をはかつたときと、二回にわたる先例が残されております。しかるに、社会労働委

員会において、三度、委員長の中間報告を求められるの事態に至りましたことは、まことに遺憾のきわみであると思ふ次第でございます。

以上、御報告申し上げます。

◎職業訓練法（昭三三、五、二法一三三）

一、提案理由（二月二十八日）

○石田國務大臣 たいま議題になりました職業訓練法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近、産業界におきましては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴って、技能労働者の確保が強く要請されて参っているのであり、労働市場の現状を見ますに、約五十万に及ぶ完全失業者と多くの不完全失業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用と生産の両面における隘路ともなっている実情であります。また、労働者の技能水準の向上は職業の安定、労働者の地位の向上とともに産業の振興の基盤をなすものであります。このために必要な職業訓練の諸制度について見ますと、一部のものを除いては、必ずしも十分とはいいがたく、なかんずくわが国の産業構造上重要な地位を占める中小企業において著しく低調に終始している現状にあるのであります。この点、欧米諸国におきましては職能組合等の発達と相俟って、つとに職業訓練及び技能検定の制度が確立されており、政府及び民間においても、技能労働者の養成確保のために多大の努力が払われているのであります。これに比較いたしますとき、わが国の現状は著しく立ちおくれているといわざるを得ないのであります。最近、科学技術教育の振興が叫ばれておりますが、産業の進歩発展のためには、科学技術教

職業訓練所及び労働福祉事業団が設置する総合職業訓練所等において行う職業訓練に関する事項について必要な規定を設けることとしたのであります。

次に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業訓練につきましては、国及び都道府県が積極的に必要な援助を行うよう努める旨を規定するとともに、職業訓練に関する合理的かつ効果的な基準を設けて職業訓練の効果を最大限に確保せしめることとしたのであります。特に中小企業に対しましては、その職業訓練が円滑に行われるように共同職業訓練の方式を認め、かつ積極的にこれを助成することといたしました。

第四に、職業訓練指導員につきましては、その資質のいかんは職業訓練の成果を左右する重要な要素であることにかんがみまして、これに関する免許及び試験制度を定め、職業訓練指導員の資質の向上をはかることといたしましたのであります。

第五に、諸外国における職業訓練制度の例にならって、職業訓練を修了した者を中心として労働者の技能の検定を行うことによりその技能の向上に資することとしたのであります。技能検定は二つの級に分けて、実技試験及び学科試験によって行うこととし、技能検定に合格した者は技能士と称することができることなど、技能検定について必要な規定を設けることといたしましたのであります。

以上のほか、労働省及び都道府県に設置する職業訓練審議会に関する事項について規定を設けるとともに、職業訓練及び技能検定に関する行政を一元的に行わせるため、労働省に職業訓練部を設置す

育と並んで、労働者の技能を向上させるための職業訓練を系統的に行うことよって、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保をはかることが緊急の要務と考えるのであります。労働省におきましては、従来職業安定法に基づき、求職者に対する職業補導を行う一方、労働基準法によつて、事業主が行う技能者養成の指導援助を行なつて参つたのであります。以上の実情にかんがみ、この際これらの諸制度について再検討を加えて職業訓練を一そう充実させるとともに、さらに技能検定制を設けて労働者の技能水準の向上をはかる等により総合的な職業訓練制度を確立する必要を痛感するに至つたのであります。このため、さきに閣議決定に基いて設置されました臨時職業訓練制度審議会の答申を十分尊重し、その意見に基いて所要の規定を整備することとし、この法律案を提出することとしたのであります。次にその内容の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、職業訓練法の目的として以上申し上げました趣旨を規定いたしますとともに、公共の機関が行う職業訓練と事業主の行う職業訓練とが系統的に実施されること、及び職業訓練と学校教育等との密接な関係をはかることを明らかにすることとしたのであります。

第二に、公共の機関が行う職業訓練につきましては、現下の雇用及び失業の情勢に対処し、無技能労働者に対して訓練を行うことによつてその就職の促進をはかるとともに、事業主の行う職業訓練に対する援助を積極的に行う趣旨のもとに、都道府県が設置する一般

ることとし、これに伴う労働省設置法の改正その他この法律の制定に伴う経過措置並びに他の法律との調整等について所要の規定を設けることとしたのであります。

以上この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申し上げたのであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院社会労働委員長報告（三月三十一日）

○大坪保雄君 たいま議題となりました職業訓練法案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近、産業界において技能労働者の確保が強く要請されておるのであります。労働市場の現状では、多くの不完全失業者をかかえている反面、技能労働者は著しく不足し、雇用と生産の両面における隘路をなしている実情にあります。また、労働者の技能水準の向上は、職業の安定、労働者の地位の向上とともに、産業振興の基盤をなすのであります。このために必要な職業訓練の諸制度は必ずしも十分とはいいがたく、特に中小企業においては著しく立ちおくれしている現状にあり、これを欧米諸国に比較しても著しく立ちおくれしているといわざるを得ないのであります。このような実情にかんがみまして、従来行われて参つた職業安定法による職業補導と、労働基準法による技能者養成等の諸制度に再検討を加え、職業訓練を一そう充実させるとともに、さらに技能検定制を設け、生

産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保に資するため総合的職業訓練制度を確立しようとするのが、本法案提出の理由であります。

以下、その内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、公共職業訓練と事業内職業訓練とが系統的に実施されること、及び職業訓練と学校教育等との密接な連係をはかることを職業訓練の原則とし、労働大臣は適切な職業訓練計画を定めることといたしております。

第二に、公共職業訓練は、現下の雇用失業情勢に対処して無技能労働者に対する訓練を行い、その就職の促進をはかるとともに、事業内職業訓練に対する援助を積極的に行うこととし、所要の規定を設けたこととあります。

第三に、事業内職業訓練については国及び都道府県が必要な援助を行うよう努めることとし、職業訓練に関する基準を定め、認定制度を設けること及び中小企業に対する共同職業訓練方式を認めることにより、その積極的な助成をはかることといたしております。

第四に、職業訓練指導員の免許及び試験制度を定め、その資質の向上をはかるとともに、労働者の技能を高め、わが国産業における技能水準の向上をはかるため、諸外国の例にならって技能検定制度を創設することとし、所要の規定を設けたこととあります。

第五に、その他労働省及び都道府県に職業訓練審議会を設置する等総合的な職業訓練行政を推進するため所要の規定を整備いたしましたこと等とあります。

て、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

近來、産業の発展、高度化に伴い、技能労働者の不足が著しい反面、多数の失業者や不完全就業者の存在する状況にかんがみ、現在の職業補導と技能者養成の制度を統合拡充し、技能検定制度も設けて、系統的な職業訓練制度を実施するのが本法案の趣旨であります。

そのおもなる内容は、第一に、労働大臣等の定める計画のもとに職業訓練を行い、学校教育との連絡を密にすること。第二に、求職者のため、一般、総合、身体障害者の各職業訓練所等において公共職業訓練を行うこと、中央及び総合の職業訓練所において職業訓練指導員の訓練を行い、前者において職業訓練に関する調査研究等を行うこと、雇用のための事業内職業訓練について基準を設け、これを援助し認定すること。第三に、職業訓練指導員の試験及び免許制度を設けること、職業訓練修了者を中心として技能検定制度を設け、合格者は技能工と称し得ること。第四に、中央職業訓練審議会を設け、労働大臣の諮問により、職業訓練の計画、基準、技能検定等の重要事項を調査審議すること、都道府県においても、これに準ずる都道府県職業訓練審議会を設け得ることとあります。

委員会におきましては、事業内職業訓練と学校における職業教育との関係、職業訓練指導員の待遇とその充足、労働組合の行う職業訓練に対する援助、公共職業訓練を受ける求職者に支給する手当等について、熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託せられ、同二十八日労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重なる審査を続けたのでありますが、特に本案と学校教育との関係を考慮し、三月二十五日には文教委員会との連合審査会をも行なった次第であります。その質疑応答の詳細は会議録において御了承願いたいと存じます。本委員会は、二十八日質疑を終了いたし、本三十一日自由民主党及び日本社会党の共同提案による修正案が提出せられ、井堀委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、第一に、国及び都道府県は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者のみならず、公共職業訓練を受ける求職者にも手当を支給することができることとすること、第二に、市町村、公益法人、法人たる労働組合等が行う職業訓練は公共職業訓練とみなすこととすること、第三に、中央職業訓練審議会の委員は関係労使代表各同数及び学識経験者をもって構成することとし、別に関係行政機関の職員のうちから任命する特別委員を置くことができることとすること等とあります。

次いで、討論を省略して、修正案並びに修正部分を除く原案について順次採決に入りましたところ、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院社会労働委員長報告(四月二十二日)

○阿具根登君 ただいま議題となりました職業訓練法案につきまし

いたきたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、片岡委員は、日本社会党を代表して、職業訓練施設の拡充及び補助、職業訓練指導員の待遇改善等の希望意見を付して、衆議院送付案に賛成せられ、次の付帯決議を提案せられました。

附帯決議案

職業訓練の振興をはかるためには、学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練を受ける青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減することが必要である。

よつて政府はすみやかに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

というのであります。

討論を終り、採決の結果、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきもの、また、片岡委員提案の付帯決議も、全会一致をもって、本委員会の決議とすることと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

月十七日、衆議院において可決、本院に提出されたものであります。

法案の趣旨は、炭鉱地帯におきまして、いわゆるボタを水洗して石炭を採取する水洗炭業者が相当数存在し、河川、道路、田畑等にいろいろの損害を与えている実情にかんがみ、水洗炭業者の登録制の実施、作業方法の規制等によって、被害の防止と被害者保護をはからうとするものであります。

委員会におきましては、提案者たる衆議院議員多賀谷真稔君、筒牛九夫君及び政府当局に対し、熱心な質疑が行われました。その際、本法律案に対する政府側の見解をただしましたところ、本法実施の権限の多くは都道府県にゆだねられることになるが、政府としても、法案成立の際は、立法院の意思を体し、忠実にその執行に当たりたい旨の答弁がありました。その他、審議の詳細は、この際、会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法律案は、全会一致をもって衆議院提出の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、航空機工業振興法案について申し上げます。

わが国航空機工業再建のため、御承知の通り、事業調整を目的として航空機製造事業法がありますが、技術的にはほとんど外国に依存し、独自の試験と設計によるものではなく、企業的には、まだきわめて不安定であります。そこでこの際、積極的な助成を行わなければ、ますます航空機工業の世界的な進歩におくれますし、他方、

またその助成によって、東南アジア等への輸出や、中小企業の技術的、経営的な近代化などにも役立つので、政府当局では、特に中型輸送機の国産化を促進することを目的として本法案を提出し、本年度予算に、中型輸送機試作研究費補助として一億二千万円が計上してあります。

本法案の骨子は、通商産業省に航空機工業審議会を設置すること、国有の試験研究施設を時価より安く使用させること及び政府は、必要な設備資金の確保に努めることとあります。

当委員会では、特に実地視察をも行いまして、慎重に審議いたしました。詳細は会議録に譲ることをお認めいただきます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、まず、古池委員は、「本法案は骨だけであるから、今後、技術と経営に対する強力な助成を講ずること」を希望条件として賛成意見を述べ、次いで、阿部委員は、「中型輸送機の生産を、途中で軍事的に転用しないこと、また、航空機の心臓部であるエンジンの国産化に努力すべきであり、それを明年度に予算化されたい」との希望条件を付して賛成意見を述べました。

かくして採決に入りましたが、全会一致をもって、本法案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

◎たばこ耕作組合法 (昭三三、五、二法一三五)(衆)

一、提案理由(五月八日)

○竹山祐太郎君 たいいま議題となりましたたばこ耕作組合法案につきまして、提案者を代表いたしました、一言提案理由の説明をさせていただきます。

たばこ耕作団体は、すでに五十年余にわたりタバコ耕作組合として運営せられて参りましたが、現行法上、タバコ耕作組合自体につきましては、ただたばこ専売法第二十五条に耕作者の団体を規定しているにすぎないのであります。同条によれば、耕作者の団体の事業要件及び日本専売公社の指示等を規定するにとどまり、組織、運営については何等の規定なく、従ってタバコ耕作組合は従来任意団体として運営せられて参りましたため、事業の自主的運営、資産の保管、対外信用等に種々の不利不便がありますので、耕作者の間にタバコ耕作組合の法人化の問題が強く要望せられてきたのであります。

右の結果、新たにたばこ耕作組合法を制定し、タバコ耕作者の経済的地位の向上をはかるとともに、たばこ専売事業の健全な発達に資するため、法人たるタバコ耕作組合を設け、その組織、運営等について必要な規定を設けようとするものであります。

なおこの法律案の作成に当りましては、タバコ耕作組合の事業は、従来の事業を一そう明確にし、葉タバコの生産に必要な範囲に

限り、他の農業団体の事業との間に、不必要な競合を惹起しないように留意いたしました。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいますことをお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(四月四日)

(たばこ専売法の一部を改正する法律(昭三三、一法六九)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(四月十一日)

○本内四郎君 たいいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、たばこ耕作組合法案について申し上げます。

本案は、第二十六国会において衆議院議員竹山祐太郎君外三十五名の提出にかかわるものであります。衆議院において継続審査となり、今国会に至り、修正議決され、本院に送付されたものであります。

次に、本案の提案の理由及び主なる内容について申し上げます。現在、任意団体として運営されている、たばこ耕作組合は、事業の自主的運営、資産の保全、対外信用等に種々の不利不便がありますので、今回、たばこ耕作者の経済的、社会的地位の向上をはかる

とともに、たばこ専売事業の健全な発達に資するため、法人格を
持った、たばこ耕作組合を設け、その組織、運営等について必要な
規定を設けようとするものであります。

すなわち、第一に、組合の地区は、政令で定める区域に一個のた
ばこ耕作組合、都道府県に一個のたばこ耕作組合連合会、全国に一
個のたばこ耕作組合中央会を置き、それぞれ法人とすることとして
おります。第二に、組合の事業としては、従来たばこ耕作団体が行
なっている事業のほか、葉タバコの生産上必要な資金の借入の
あっせん等を加えて行うこととしておりますが、このうち、葉タバ
コの生産上必要な肥料、その他の資材の共同購入については、農業
協同組合等の事業との間に不必要な競争や摩擦を生じないように、
関係者間において相互に協調を保つように努めなければならないこ
ととし、大蔵大臣及び農林大臣は調整をはかる必要があると認める
ときは、これらの団体に対して、あっせん、調停、または必要な勸
告をすることができることとしております。第三に、組合員たる資
格を持つ者は、原則として組合に加入することは自由であり、ま
た、脱退も任意であります。また、組合員は各一個の議決権及び役
員または代議員の選挙権を持つこととしております。第四に、組合
の役員として三人以上の理事及び二人以上の監事を置くこととし、
役員選挙については、原則として、総会において無記名投票によ
って行うこととしております。第五に、組合員の総数が五百人を
こえる地区組合は、総会にかわるべき代議員会を設けることができ
ることとし、代議員の定数は七十人以上でなければならないことと

いたしております。なお、代議員会においては、役員選挙、代
議員の選挙並びに定款の変更に関する事項等について議決すること
ができないこととなっております。このほか、農林漁業団体職員共
済組合法による共済組合に加入できることとする等、所要の諸規定
を設けております。

なお、本案については、衆議院大蔵委員会において、事業の内
容、役員選挙、代議員会の構成等について修正がなされたもので
あります。

本委員会の審議に当っては、第二十六国会において、参考人より
意見を聴取するほか、今国会においても慎重に審議をいたしました
。特に衆議院大蔵委員会の付帯決議と本院農林水産委員長よりの
申し入れ事項において述べられているごとく、今回、たばこ耕作組
合が農林漁業団体職員共済組合に加入する件については、共済組合
の健全な発達をはかるため、たばこ耕作組合の財務状況等、その実
情を知悉する必要があるため、日本専売公社と農林省との間に緊密
な連絡をとり、両者協議の上、具体的内容を盛った覚書を取りかわ
すことが望ましいと思われまますが、「本月十五日までに、これを
作成、提出する用意があるか」との質疑に対して、政府側より、
「その用意がある」旨の答弁がありました。その他詳細は、会議録に
より御承知願います。

かくて質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって衆議
院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、たばこ専売法の一部を改正する法律案（閣法第九二号）に

ついて申し上げます。

本案は、今国会において、さきに成立いたしました地方税法の一
部を改正する法律によって、自転車荷車税を廃止することによって
生ずる減収額を補てんするため、市町村たばこ消費税の税率が百分
の九から百分の十一に引き上げられることとなりますに伴い、日
本専売公社が売り渡す製造たばこの小売定価中に含まれる市町村た
ばこ消費税の額を改定しようとするものであります。

なお、本案は、衆議院において、施行期日を公布の日とするが、
四月一日にさかのぼって適用する旨の修正議決がなされたものであ
ります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承
知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通
り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律 (昭三三、五、六法一三六)

一、提案理由(二月二十八日)

○田井政府委員 今回政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教材に要する経費につきましては、それぞれ義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によりまして、国庫がその一部を負担いたしております。今回国及び地方公共団体の負担区分を明らかにするため、国の一部負担を二分の一負担と改め、国の負担額と同額の地方費を確保するとともに、国の負担額の増額をはかり、もって教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担の軽減に資したいと考えております。また学校図書館の内容の充実に関しましては、昭和二十九年以来学校図書館法による国庫負担が行われておりましたが、おおむねその充実を見るに至りませんでした。また負担金は教材費国庫負担金とほぼ同性質の負担金でありますので、今後はこれを教材費の中に含めまして、学校図書館の経常的な整備充実をはかることといたしたのであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法及び学校図書館法につきまして、それ

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

さらに、ただいま議題になりました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒はきわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果をおさめて参りました。

しかしながら特に優秀な素質、能力を有する者であっても、経済的事由によって著しく修学困難な者にあつては、なおその進学を断念しなければならぬことが少なくないのであります。従つてこれらの者に対し、高等学校または大学への進学を保障する制度を創設し、国家社会の発展に重要な英才の育成をはかるため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考え、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、学資の貸与を一般貸与と特別貸与の二種に区分したことであり、すなわち、従来行なつてきた貸与が一般貸与であり、特別貸与は特に優秀な学徒であつて、経済的理由により著しく修学困難な者に対し、進学を保障する目的をもつて行ふ貸与であります。

改正の第二点は、この特別貸与を受けた者が卒業後の貸与金の返還について、過大な負担に苦しむことのないようにするため、その

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

これ所要の改正をいたしたものであります。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げます。

次に今回政府から提出いたしました盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

昨年五月、第二十六国会におきまして盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定され、いわゆる非義務学年における学校給食の制度が確立されましたが、この制度の実施に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正して、これらの学校の高等部に対する学校給食費を新たに就学奨励費の対象といたしましたのが改正の第一点であります。

次に、現行法におきましては、盲学校、ろう学校及び養護学校に就学する児童生徒の就学奨励費は、児童生徒の住所地の都道府県が支弁すべきこととなつておりましたが、同一学校に就学する児童生徒について、住所地である都道府県の異なることにより経費の支給期日の不統一、支給の遅延等の生ずるきらいがあり、かねてから関係者の間におきまして、教育上、事務上の見地からこの支弁方法の改善が強く要望されておりました。よつて今回就学奨励費は学校所在地の都道府県が支弁すべきことと改めるとともに、他の都道府県に住所の存する者について支弁した経費は、事後において当該他の都道府県に、求償できることといたしたのであります。

貸与金のうち、一般貸与を受けた場合に相当する額を返還したとき、その貸与金の残額の返還を免除できる規定を新たに設けたこととあります。

以上申し上げますのが本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ三法律案について十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

二、衆議院文教委員長報告(三月二十八日)

○山下栄二君 ただいま議題となりました、内閣の提出にかかる、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、現行法によれば、公立義務教育諸学校及び公立養護学校の小、中学部の教材に要する経費の国庫負担率がそれぞれ一部負担となつてゐるのを、今回二分の一負担と改めるとともに、従来学校図書館法によつて行われてきた図書に要する経費の国庫負担は、今後この教材費に含めて、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法によつて行うことができるよう、関係法律にそれぞれ所要の改正をしようとするものであります。

本案は、去る二月十七日当委員会に付託されて以来、各委員から教材費にかかる父兄負担の軽減、学校図書館の充実に関する政府の施策等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

かくて、三月二十八日に至り質疑を終了、討論に入り、日本社会党を代表して、佐藤親次郎君から、本案について次の通りの要望がございました。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案についての要望

憲法に規定する義務教育無償の原則を尊重し、義務教育諸学校における児童、生徒の教材費等に関する父兄の負担は、一日もすみやかにこれを根絶すべきものと認め、政府のこれに向つての善処を要望する。

次いで、本案は、採決の結果、起立総員をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

右、御報告申し上げます。

三、参議院文教委員長報告(四月二十三日)

○湯山勇君 たいいま議題となりました義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案外三件につきまして、文教委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最初に、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

まず、本法案の要旨を御説明申し上げます。現在、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部の教材に要する経費につきましては、国庫がその一部を負担しております。今回、教材費の国及び地方公共団体の負担区分を明らかにするため、

る。」に改める。」でございます。

かくて、まず修正案について、続いて修正部分を除く原案について採決の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案について御報告申し上げます。

まず、本法案の提案理由及び内容の概略を御説明申し上げます。義務教育が一定の全国的水準を保持する必要があることは申すまでもありませんが、戦後の学制改革による義務教育の拡充、急激な

学齢児童生徒数の増加、さらには地方財政の事情等、種々の影響によりまして、学級編成基準及び教職員定数基準の低下が問題になっておりますことは、まことに遺憾なことでありまして、これが改善につきましては、各種の施策が必要であります。まずその前提として、学級編成及び教職員定数の標準を定め、もって義務教育水準の維持向上に資するというのが、その提案理由であります。

次に、本案の内容といたしましては、第一に、いわゆるすし詰め学級が全国に十四万学級もあることにかんがみ、同学年の児童生徒で編成する一学級の生徒児童数を、五十人を標準として定めるものとし、学校の種類に応じ、学級編成の標準を法定いたしております。第二、都道府県ごとの教職員の定数につきまして、小学校については学級担任を、中学校については教科担任を建前として、都道府県ごとに必要な教職員定数の総ワタを定めるよう標準を定めております。第三は、経過措置でありまして、以上のような標準を実施

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律

国の一部負担を二分の一負担と改め、国の負担額と同額の地方費を確保するとともに、国の負担額の増額をはかり、もって教材の充実とPTA会費等を通ずる教材費の父兄負担を軽減いたそうとするものであります。また、学校図書館の内容の充実に関しましては、昭和二十九年以来、学校図書館法による国庫負担が行われておりましたが、おおむねその充実を見るに至りましたし、また、この負担金は教材費国庫負担金とはほぼ同性質の負担金でもありますので、今後は、これを教材費の中に含めまして、学校図書館の経常的な整備充実をはかろうとするものでございます。

本法案は、以上の趣旨によりまして、義務教育費国庫負担法、公立養護学校整備特別措置法及び学校図書館法につきまして、それぞれ所要の改正をいたそうとするものであります。

委員会の審議に際しましては、各委員からきわめて熱心な質疑が行われました。そのおもなものをあげますと、児童生徒一人当りの教材費の単価とその配分の実情、教材費の適正額についての見解、教材費に対する父兄負担の現状並びにその軽減措置、教材費の地方負担の確実性、理科実験費と教材費との関係等の諸点でございますが、これらの質疑並びにこれに対する政府の答弁の詳細につきましては、会議録に譲ることといたします。

次いで討論に入りましたところ、常岡委員より、緑風会を代表して、次の修正案を付して賛成意見が述べられました。

修正点は、「附則第一項中「昭和三十三年四月一日から施行する。」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用す

するについては、学校施設の整備等がこれに伴わないため、暫定的な標準を定め、漸次標準に達するよう措置しております。なお、衆議院におきまして、附則に追加修正がなされております。

委員会の審議におきましては、各委員より熱心な質疑が政府に対して行われましたが、そのおもな点は、教職員の現員が実数を上回る都道府県に対する措置、結核、産休等の補助教員の充実、養護教諭の増員措置、市町村費負担の教職員についての対策等でありましたが、詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて討論に入りましたところ、自由民主党を代表して野本委員より、「修正案を付して賛成する」旨の意見の開陳がありました。修正案の趣旨とするところは、衆議院の修正によって新たに設けられた附則第五項の規定については、現実に、本案にいう定数以上に教職員数を保有する都道府県があり、かような都道府県においては、教職員を減らすことなく、学級編成の「規模の適正化に努めなければならない」としておりますが、このような倫理的規定では、減員しないという保証ができない場合もあるので、「適正化を行うものとする。」と末尾を改め、義務的規定にしようというのであります。また高田委員よりは、日本社会党を代表して、「野本委員提出の修正案並びに修正部分を除く原案に対して賛成する」旨の意見の表明がありました。

次いで、採決に入り、まず、野本委員提出の修正案を、続いて修正部分を除く原案を、それぞれ全会一致をもって可決いたしました。すなわち、本案は修正議決すべきものと決定いたしました次第であ

ります。

次に、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府が本案提出の理由といたしますところ及び法案内容の概略を申し上げますと、次の通りでございます。

さきに、第二十六国会におきまして、盲学校、ろう学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律が制定され、いわゆる非義務学年における学校給食の制度が確立されましたので、この制度の実施に伴い、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正して、これらの学校の高等部に對する学校給食費を新たに就学奨励費の対策とすることが改正の第一点であります。改正の第二点は、現在、盲、ろう、養護学校に就学する児童、生徒の就学奨励費は、その住所地の都道府県が支弁することとなつておりますのを、学校所在の都道府県が支弁することに改めたことでありまして、この改正によつて、従来、同一学校に就学する児童、生徒の住所地である都道府県が異なることにより起つていた経費の支給日の不統一、支給の遅延等の教育上、事務上の不便を改善いたそうとするものであります。

委員会の審議におきましては、点字図書、教材等の拡充について、教科書以外の学用品に対する経費の支給、幼稚部の給食に対する措置、保護者等に資料提出義務を定めたこと等について、熱心な質疑がなされましたが、それらの詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑応答の詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、討論を省略、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

質疑を終り、直ちに採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出にかかるものであります。まず、その提案の趣旨について御説明いたします。

産業教育振興法におきましては、産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、資格、定員及び待遇について、特別の措置が講ぜられなければならない旨を規定しており、この規定に基づき、第二十六回国会におきまして、農業または水産にかかる産業教育に従事する教員に対して産業教育手当を支給する現行法の制定を見たのであります。同法審議の際の付帯決議もあり、その後、種々検討の結果、今回さらに工業、電波及び商船にかかる産業教育に従事する教員並びに農業及び水産を含め、これら教育の実習について教諭の職務を助ける実習助手で政令で定める者に対しても、産業教育手当を支給し得るよう、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会の審議におきましては、実習助手のうち政令で定める者の範囲について、各委員から発議者並びに政府当局に対し熱心な質疑がなされました。特に、「産業教育に従事する教諭を補助する実習助手は、すべて本法の対象とすべきではないか」ということが強調されたのに対し、政府委員からは、「政令の制定に当つては、委員会の意向が反映するよう努力する」旨の答弁がありました。その他、

◎公衆電気通信法の一部を改正する法律

(昭三三、五、六法一三七)

一、提案理由(二月七日)

(郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律(昭三三―法一一)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院通信委員長報告(四月九日)

○森本靖君 ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る二月四日内閣から提出されたものでありまして、その目的とするところは、現在試行的に実施している日本電信電話公社の地域団体加入電話並びに同公社及び国際電信電話株式会社の加入電話について、その役務提供条件等を法定して本格的業務とするほか、これに関連する若干の改正を行おうとするものであります。本案の内容の概略を申し上げます、まず、地域団体加入電話とは農山漁村等における部落内電話交換の一形態であります。この法案によれば、その加入者は組合契約によって設立した組合に限り、設置区域は、その居住者が社会的、経済的に相互に比較的緊密な関係を有し、かつ電話による連絡が不便な地域であつて、公社が通信大臣の認可を受けて定める基準に適合するものに限定することとしてお

す。

かくして、委員会は四月八日質疑を終了し、四月九日、理事竹内俊吉君より、郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況にかんがみ、郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、この法律による改正後の公衆電気通信法各条の規定中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、「通信省令」とあるのは「郵政省令」とする旨の規定を本案の附則に加える旨の修正案が提出され、次いで討論を省略して採決を行いましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院通信委員長報告(四月二十三日)

○宮田重文君 ただいま議題となりました二法案について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、公衆電気通信法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、現在、日本電信電話公社が試行的に実施しております地域団体加入電話並びに日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社が試行的に実施いたしております加入電話について、その提供条件等を法定しようとするものであります。

次に、内容のおもなる点を申し上げます。

まず、地域団体加入電話についてであります。地域団体加入電話

ります。また、電話の交換設備、電話機等については、構内交換電話の場合と同様、一定の技術基準を設けて、その加入者たる組合が自営することも認め、料金については市外通話料のほかは認可料金とし、その他の役務提供条件については、おおむね一般の加入電話に準じて取り扱うこととしております。

次に、加入電信とは、加入者の宅内にテレ・プリンターを置き、加入者が直接相手方を呼び出して通信文を送受信することができるものでありまして、国内通信を主とするものは電電公社が取り扱い、もっぱら国際通信を行うものは国際電電公社が取り扱うことになっております。その役務提供条件については料金を認可料金としたこと、及び、設備の他人使用及び端末設備の加入者による設置について制限を付してこれを認めたほかは、おおむね加入電話の場合に準じて取り扱うこととしております。

なお、以上に関連する改正といたしましては、公衆電気通信役務の試行について新たに規定を設けたこと、法律で定めた公衆電気通信役務の提供条件以外のものであつて、通信省令で定める重要な事項を内容とする契約約款を定めようとするときは、通信大臣の認可を要すること、及び、有線電気通信法の一部に所要の改正を行なつたことなどであります。

通信委員会におきましては、去る二月四日本案の付託を受けまして以来、数次にわたり会議を開き、まず政府より提案理由の説明を聴取し、政府及び日本電信電話公社当局との間に質疑応答を重ねて、慎重審議を進めたのであります。その詳細は会議録に譲ります。

話の設置地域は、農山漁村等のごとく、電話による連絡が不便な地域であること、加入契約を締結することができるものは、公社から公衆電気通信役務の提供を受けることを目的として設立した組合に限ること、組合交換設備及び電話機等については自営が認められること、料金については、市外通話料は法定によるが、その他は認可料となつてゐること。

次に、加入電信について申し上げます。加入電話に関する業務は、もっぱら国際通信を行うものについては、国際電信電話株式会社が、それ以外のものについては日本電信電話公社が行うものであること、加入電信の設備を業として他人の通信の用に供すること、公社または会社と特に契約をした場合に限ること、料金については、すべて認可料金となつてゐること、公社または会社は、この法律で定める公衆電気通信役務以外の公衆電気通信役務を試行的に提供することができる旨を規定したこと等であります。

通信委員会におきましては、郵政省、日本電信電話公社及び国際電信電話株式会社各当局につき、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

かくて質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党の鈴木委員より、「加入電信に使用する機械の統一及び料金の適正を期すること」等の希望意見を述べて、「本案に賛成する」旨の発言がありました。

討論を終え、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつ

て、衆議院送付案通り、可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。

次に、電話加入権質に関する臨時特例法案について申し上げます。

現在、電話加入権を質権の目的とするものは、公衆電気通信法において禁止されているが、中小企業者等の電話加入者から、加入権を担保に融資を受けたいという強い要望がありますので、その金融に資するため、一定の条件のもとに、五カ年の時限法として、電話加入権の担保制度を認め、これに伴う所要の規整を行おうというものであります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げます。第一に、質権の目的とするものは、現に電話取扱局に収容されている電話の加入権に限ること、第二は、質権者を一定の金融機関等に特定していること、第三は、二重質、転質及び流質を禁止していること、第四は、質権の得喪変更については、日本電信電話公社への登録をもってその対抗要件とすること等であります。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各当局につき、詳細にわたり質疑を行い、本案の慎重審議をいたしましたのでありますが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

かくて、質疑を終え、討論を省略し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

◎電話加入権質に関する臨時特例法

(昭三三、五、六法一三八)

一、提案理由(三月二十日)

○田中国務大臣 たいこま議題となりました電話加入権質に関する臨時特例法案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

電話加入権を質権の目的といたしますことは、通信政策上の見地等から、現行の公衆電気通信法において禁止しているところでありますが、現に相当な財産的価値がある電話加入権もあり、中小企業者等の間におきまして、これを担保にして融資を受けることに對する強い要望がありますので、現下の経済事情、日本電信電話公社の事業運営の実情等諸般の事情を考慮し、関係各省とも協議の上、慎重に検討の結果、五カ年の期限を付して質権の設定を認め、加入者の利便に供することといたそうとするものであります。電話加入権に質権の設定を認めることといたします場合、これらの権利関係の公示の方法を必要といたしますが、不動産登記のような登記制度を採用いたしますことは、実務上日本電信電話公社に対し、いたずらに事務の複雑化あるいはむずかしい法律上の実務を要求することとなり、臨時的な時限立法である点をも考慮いたしますと妥当でなく、またもともと電話加入権の担保価値が少額でありますので、質権の実行に当り一般の強制執行の方法によりますことは、電話の担保化が不利、不便になります等のために、簡易な登録制度の採用、

電話加入権質に関する臨時特例法

質権者の範囲の限定、質権実行手続の簡略化、日本電信電話公社および加入者に一定の制限ないしは義務を課すること等一連の規整を行います。日本電信電話公社の事務上の煩雑化を救うとともに加入者、質権者の利益を保護し、この電話加入権の担保制度の円滑なる運営をはかるうとするものであります。

この法案のおもな内容について申し上げますと、第一は、質権の目的とすることができるものは、現に電話取扱局に収容されている電話の電話加入権に限定することとし、質権者の範囲は、さきに述べました理由から一定の金融機関等に限定することといたしました。質権の実行手続につきましては、質権者の範囲を特定することにより、民事訴訟法第六百二十五条第三項に規定されております特別の処分として、裁判所が質権自身に電話加入権の換価を命じあるいはその換価に当り鑑定人による鑑定を要しない等簡略な実行方法をとることができるとし、少額融資を目的とする電話加入権による金融を実効性あるものとする配慮いたしております。

第二は、二重質、転質につきましては、電話加入権による金融が少額であるために金融取引の実際からみて重大な支障もなく、また簡易な登録制度をとっておりますので、法律関係を簡素にいたしまして困難な法律問題の発生をできるだけ避けるため、これを禁止することとし、また流質につきましては、加入者の保護をはかるためにこれを禁止することといたしております。

第三は、質権の得喪、変更は、登録によってこれに対抗力を与えることとし、これを公示することによって権利関係を明確化したし